

14. 5-54



1200501213176

14.5

4



始



14.5

54

司 法 資 料

第 二 百 二 十 四 號

ノ
ア
ツ
ク
教
授
著

獨逸辯護士の新職務法

附 改正獨逸辯護士法條文

〔禁轉載〕（昭和十二年二月）

司 法 省 調 査 課

14.5
54



昭和十二年一月

本號收むるところはノアック教授 Prof. Dr. Noack 著辯護士の新職務法 Das neue Berufsrecht der Anwaltsschaft 1936 と一九三六年二月二十一日ドイツ國辯護士法條文との邦譯で、何れも當課員伊藤俊夫氏をして翻譯せしめたものに訂正を加へたものである。

我國の「辯護士法改正法律」竝に「法律事務取扱ノ取締ニ關スル法律」の有力なる參考となるべきものと考へ茲に筆寫に代へて排印する次第である。

司法大臣官房調査課



司法省 寄贈本

7.11
16



寄韻本



目次

序……………一頁

第一編 統計、推定及び提案……………一

第二編 法文……………三

 I 一九三五年一月一三日の辯護士法修正に關する第二次法律……………三

 II 一九三五年一月一三日の財産權に關する訴訟事件に於ける區裁判所の管轄に關する法律……………六〇

 III 一九三五年一月一三日の救助事件に於ける辯護士手数料の補償に關する法律……………六二

 IV 一九三五年一月一三日の法律的助言濫用防止に關する法律……………六三

 一九三五年一月一三日の法律的助言濫用防止法施行細則……………七三

第三編 辯護士階級の困窮を除去する爲の新法律に關する論述……………七六

 第一章 總論……………七六

 第二章 一九三五年一月一三日の第二次辯護士法改正法に關する論述……………八一

 一、如何にして辯護士となるか……………八一

 二、辯護士業……………九三

A 職業上の戒律	九二
B 辯護士界の組織	九三
三、懲戒裁判権	九四
A 懲戒裁判所及び懲戒院	一〇三
B 懲戒手續	一〇四
四、大審院所屬辯護士	一〇八
五、其の他の規定	一〇九
第三章 財産權に關する訴訟事件に於ける區裁判所の管轄に關する法律並に救助事件に於ける辯護士手数料の補償に關する法律の論述	一一三
第四章 一九三五年一月三日の法律的助言濫用防止法に關する論述	一二四

目次終

序

國民社會主義に依る政權樹立に先立つ最後の十年を眺めるとき、獨逸辯護士は過去の自由主義時代に於ける我が獨逸民族の衰亡に全くふさわしいところの苦惱の跡を回顧するであらう。これに就ては、多くの討論が爲され、多くの論文が書かれた。我々の職業の困窮を克服する爲の提案は實に夥しい數に上つたのであるが、然し總ては杜撰な寄せ集めであつたから、決して成果は收められなかつたのである。我々の既存職業組織に於ても責任者達は何等確固たる指導精神なく、唯漫然たる態度を採つた爲、過去の議會政治の時代に於ては、上位に置かるべき、體系的に組立られたところの目的は決して達成することを得なかつたのである、蓋し萬事が和解と妥協に過ぎなかつたからである。斯くて、辯護士の職業は一般的な衰微に向つて拍車をかけられ、同時に我が國民全體の健全なる權利擁護に對する危険が生じたのである。

以上が、アドルフ・ヒトラーの政權確立當時の状態だつたのである。而して、此の瞬間直ちに、辯護士界に對して救ひの手が伸べられた。辯護士界は獨逸法律戦線の強大なる組織、即ち國民社會主義獨逸法曹聯盟に統合せられたのである。一九二八年、總統の命に依り、無任所相フランク博士に依つて設立せられた國民社會主義獨逸法曹聯盟は先づ第一に一大任務たる獨逸法曹階級の統一を實現したのである。

決然として、困難なる任務の組織的解決に乗り出し、或る種の利益團體及小團體 (Interessengruppen- und Gruppellen) の注文に束縛せらるゝことなく、最高の責任を負ひ、總統從つて獨逸國民に對して其の必要とするところのものを創造し得た偉丈夫は實に無任所相ハンス・フランク博士其人だつたのである。

氏が國民全體の爲に辯護士存在の必要を如何に説得することに努めたかは、氏が其の代理人たる、ハムブルグの辯護士レーケに獨逸辯護士の指導を委ねたことから推察し得るであらう。

斯くして、新事業に對する基礎が作られたのである。黨員レーケは一九三六年一月四日附法律週報第一號所載の「法律に對する奉仕」なる其の論說に於て、「マルクス主義自由主義的なる政黨國家に於ては絶對的不可能事だつたであらうところの立法事業は、國民社會主義的、職業身分的なる世界觀の鞏固な基礎の上にのみ生じ得るであらう——これは、獨逸辯護士が總統兼國首相、國法曹指導者及び國法相ギユルトナー博士に對して深く感謝すべき事業である」と述べてゐるが、誠に尤である。國司法省、國民社會主義獨逸法曹聯盟國專門團體辯護士部及び國辯護士會評議會の最も緊密なる協力に依つて、此の事業は生れたのである。

司法資料 第二百二十四號 獨逸辯護士の新職務法

第一編 統計、推定及び提案

若し私が一九三五年四月、辯護士に對する救済か！と題する著書を刊行したならば、私は此の著書の半分が數字で埋め盡されたであらうといふこと及び危険を確信させる爲には、私にとつては殊に此の數字が肝要だつたといふことを強調したに相違ない。私は「數字は語る」と題して、一九三三年度に於ては、一八七八〇名の辯護士中七八六二名、即ち四一・九%は三〇〇〇ライヒスマルク以下の所得者だつたといふこと、地方裁判所及び區裁判所事件の更に減少することを考へるならば、一九三五年度に於ては、辯護士總數の六二%は最早最少限度の生活費をも獲得しないであらうといふこと、今後の七ヶ年に付ては毎年約一〇〇〇名の辯護士が認可せられるものと見積るべきであり且此の期間に於て六五〇〇名位減少することを願慮しても總數の絶對的增加は豫想せられるのであるから、一九四二年に於ては、辯護士は二五二〇〇名に達するであらうといふことを指摘したであらう。而して、このことは、總ての者に對する生存權の喪失を意味するものであらう。

今一度統計資料の一部を眺めて見ようと思ふ。

一九三四年度に於ける辯護士の數 一八四三二名
 一九三五年度 " 一八七八〇 "

一九三三/三四年度に於ける減少はアリアン人に非らざる辯護士の登録抹消に依つて必然的に生じたものである。

前表は即ち一九一一年度に於ける辯護士の數を基礎とするならば、七三・六%だけ、一九一三年度に於ける辯護士の數を基礎とするならば、五二・八%だけ、辯護士の數が増加したことを明かにするものである。

辯護士の増減を圖表にして示せば左の如し。(五頁の圖表参照)。

後繼者 (Der Nachwuchs)

獨逸各大學に於ける學生數左の如し。

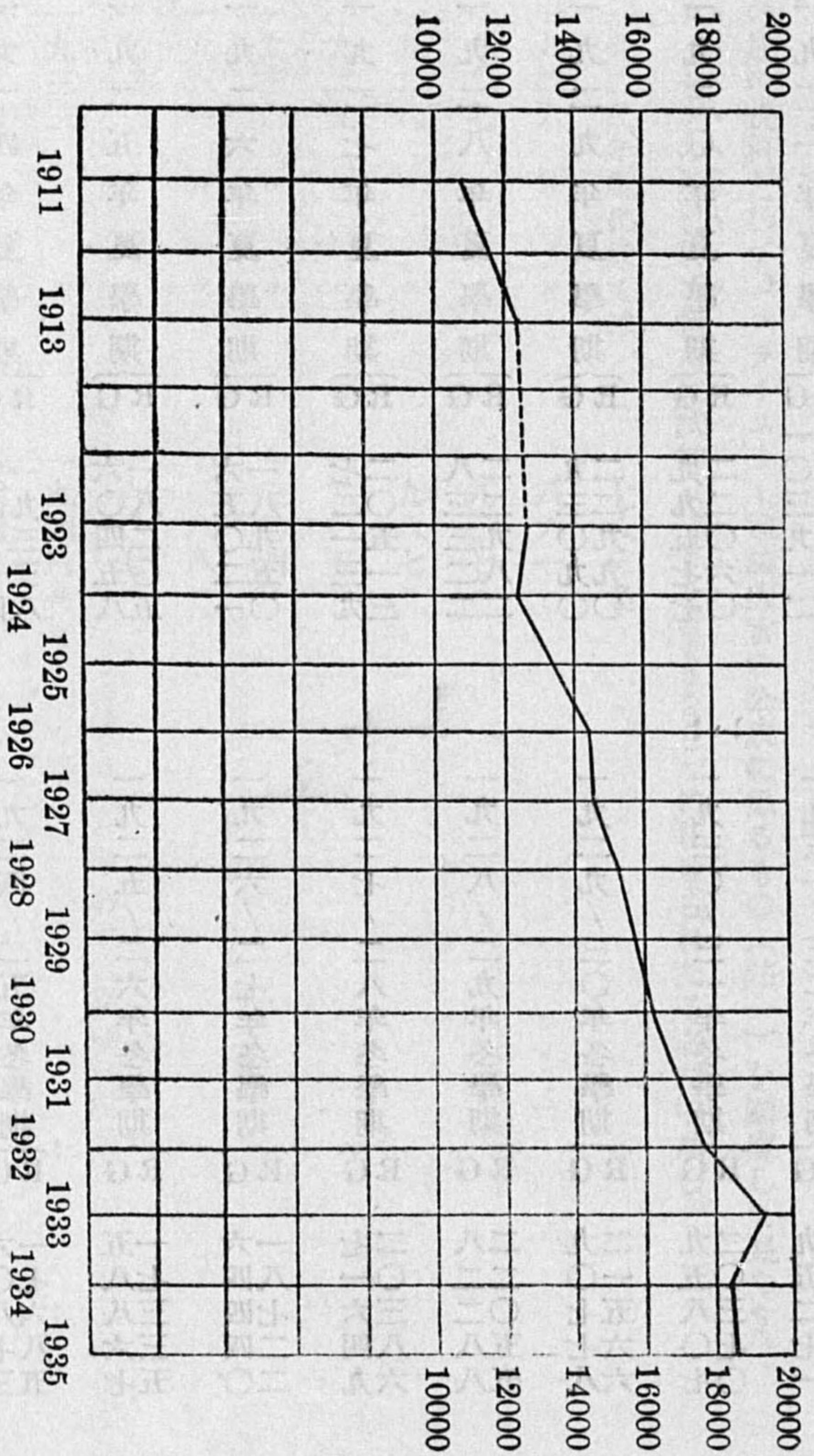
G || 大學に於ける學生總數 (Gesamtzahl)

R || 其の中の法學生數 (Rechtsstudierende)

一九一三年夏學期 (RG 六〇〇六一) 一九一三/一四年冬學期 (RG 五九二六三)

一九一三年夏學期 (RG 一〇二六五)

辯護士の數



一九二四年夏學期	RG	六八一四	一九二四 / 二五年冬學期	RG	六〇八七三
一九二五年夏學期	RG	一八二〇五	一九二五 / 二六年冬學期	RG	一七八八六七
一九二六年夏學期	RG	一八五〇二	一九二六 / 二七年冬學期	RG	一八七二二〇
一九二七年夏學期	RG	七二一三九	一九二七 / 二八年冬學期	RG	七一六四九
一九二八年夏學期	RG	二八三三二	一九二八 / 二九年冬學期	RG	二二〇五八
一九二九年夏學期	RG	九三〇九〇	一九二九 / 三〇年冬學期	RG	九〇七七八
一九三〇年夏學期	RG	九九五七七	一九三〇 / 三一年冬學期	RG	九五八〇七
一九三一年夏學期	RG	二〇三九二	一九三一 / 三二年冬學期	RG	九五二七一
一九三二年夏學期	RG	一八八五二	一九三二 / 三三年冬學期	RG	九二六〇一
		一八三六四			一六一七五

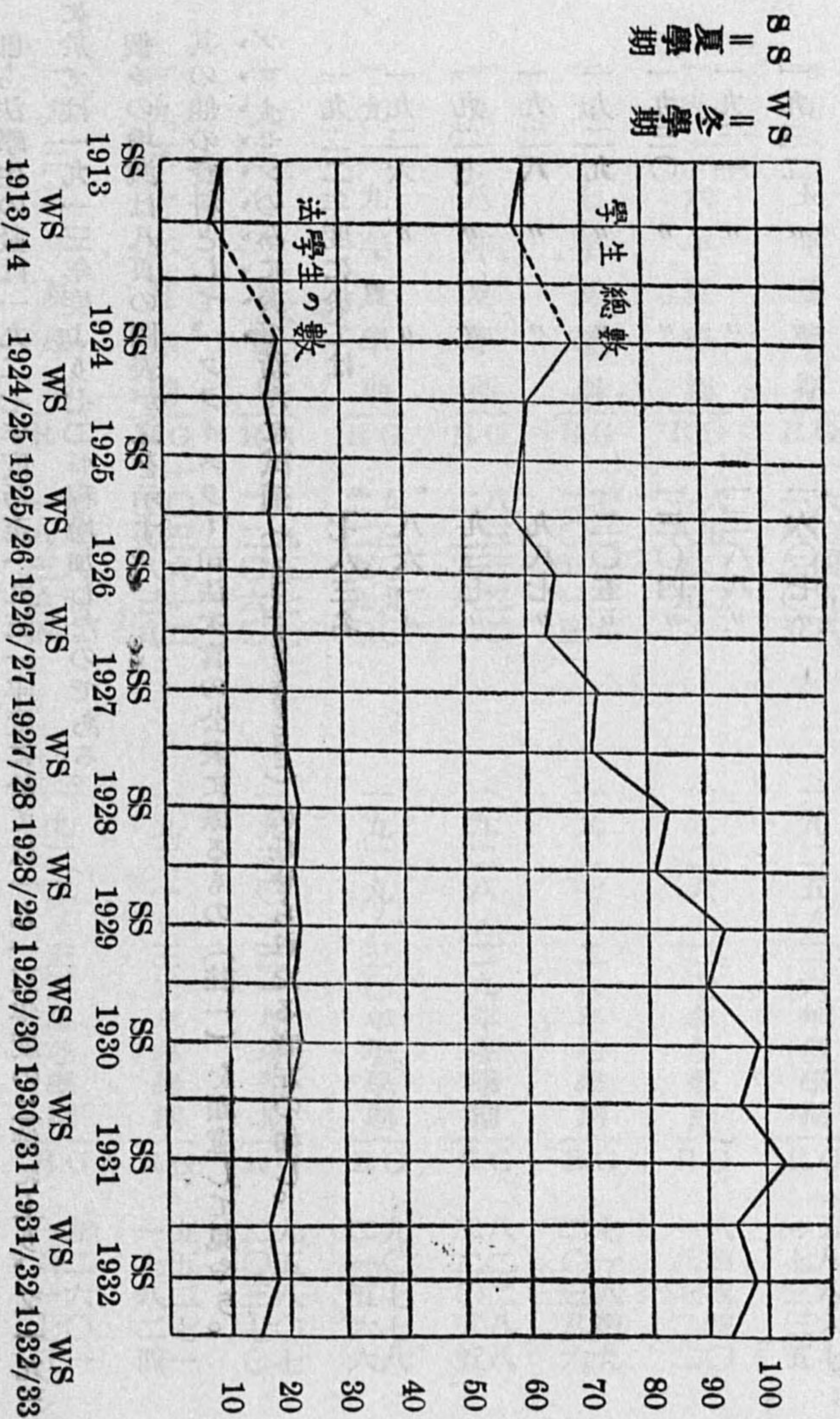
即ち法學生の數は一九二七年度乃至一九三一年度に於ては一九一三年度の二倍に上り、又一九三二年度に於ては一九一三年度より七二%程増加したのである。

個々の増減は八頁の圖表が之を示す。

其の他の資料として、フライスラー司法次官の公表に係るもの(註一)を顧慮して見やう。プロイセンのみに於て新たに試補 (Gerichtsassessoren) に任せられたる者左の如し。

一九二二年度に於ては	七八三名
一九二六	八六一
一九二七	九三七
一九二八	九八七
一九二九	一二〇五
一九三〇	一三〇四
一九三一	一三八八
一九三二	一六〇七
一九三三	一九四八
一九三四	二六四九

獨逸各大學に於ける學生の數 (單位千人)
獨逸國統計年鑑より轉載



即ち一九三四年度に於ては新たに試補に任せられた者は一九二二年度の殆んど三倍半の多きに上つたのである。

司法行政に於て指導せられたる試補の數左の如し。

一九二二年一月一日現在	一七三一名
一九二五	二三一三
一九二九	二四一一
一九三一	三〇五一
一九三二	三四三三
一九三三	三八五五
一九三四	四三八二
一九三五	五四〇二

茲に於ても、一九三五年度の數は一九二二年度の三倍以上に上つてゐるのである。

プロイセンに於ける試補の數は其の後更に増加したので、一九三五年の早春には既に、判、檢事の定員 (Richter-und Staatsanwaltsstellen) 總數六、四、一、一名に對し試補の數は五、五、四、二、名に達するであらう。

以上はプロイセンの状態である。プロイセンを除ける試補の總數は更は一〇〇〇名と見積るべきであら

訴訟活動の範圍 (Der Umfang der Prozesstaetigkeit)

獨逸國の各地方裁判所に於て處理(既濟)せられたる權利爭議左の如し(數字は一九三三年度迄の分にして處分をも含む)。

年次	通常手續	證書及手形手續	假差押及假處分手續	婚姻事件及禁治產手續	控訴事件通常手續證書及手形手續
一九三三	三四三二〇	二〇六四二	九四五五	五五三七七	六七六〇
一九三二	三四一八五	一〇三九〇	一一二一五	五三八七七	六〇九八五
一九三一	二七五六七九	九三三三〇	六九八六九	五四四六六	六三〇九九
一九三〇	三五三三四	一五二〇八	七四七八九	五五三七三	七九一八五
一九二九	三六三三五九	八三三六四	六八二九九	五九六六六	一〇〇四七
一九二八	二八九二七六	四六一一〇	六四九七〇	五九九二四	一〇六八〇

年次	督促事件	和解事件	通常手續	證書及手形手續	假差押及假處分手續
一九三三	二〇〇一五六	—	一〇八〇七四	七五八四	一〇五三一
一九三二	七九一四五八	—	九二二七八九	二三八六	一一六〇〇
一九三一	三四二六八九	八七三三六	一二五五八六	八三一九九	一〇七三〇九
一九三〇	六六五四七三五	二二二三四五	一〇四八五三	三六三九九	一一九六一

各區裁判所に於て處理せられたる權利爭議左の如し。

年次	督促事件	和解事件	通常手續	證書及手形手續	假差押及假處分手續
一九三三	二〇〇一五六	—	一〇八〇七四	七五八四	一〇五三一
一九三二	七九一四五八	—	九二二七八九	二三八六	一一六〇〇
一九三一	三四二六八九	八七三三六	一二五五八六	八三一九九	一〇七三〇九
一九三〇	六六五四七三五	二二二三四五	一〇四八五三	三六三九九	一一九六一

一九三六	七五四三五六三	三〇三九八二五	一二四六七四三	四二九六三三	一一四九九五
一九二七	七五九二二一五	二八五九五三四	一〇二九一六五	二八八八五三	一〇二三八五
一九二八	八四〇三七一五	三〇七五三五〇	一〇五四七七五	三七八一六三	一〇二六八一
一九二九	九三六一二一八	三三〇九四二二	二八三二八五六	四三三三二二	一〇七三二二
一九三〇	一〇一〇一四九	三六九九三六四	三〇二六四七七	四四〇一五八	一一三六六九
一九三一	一〇七五〇二七	四〇一六四八三	三〇九六四三三	四九六一五五	一一三〇六三三
一九三二	八二〇三六四一	三四九〇八八三	二七三〇六六八	二九三七〇八	一一三三三三
一九三三	五五〇〇〇三九	二四四八九二八	一八四三六六三	一三四八四九	一一一九九六

プロシア司法行政の範圍内に於て、救助事件に於ける辯護士の手數料及び立替金に付、國庫より支拂はれたる額左の如し。

一九三〇年の會計年度に於ては 二〇二六三二七七、一四ライヒスマルク

一九三一 " " 一六四〇〇七九七、三七 "

一九三二 " " 一三六五二九四一、五二 "

一九三三 " " 一三二二五三四八、五一 "

一九三四 " " 約一三六〇〇〇〇、〇〇 "

次に、私自身としては此の不健全なる發展に對抗する爲、幾つかの提案を爲したのであるが、その尤なるものは、六十五歳以上の同業者に年金給與の上隠退せしむる提案 (Pensionierung) 及び辯護士の認可制に關する提案である。さて、此の間、夥しい意見や對案が發表せられた。而して、意見が個人宛の書面に現はれてゐる限り、其の立場に付て簡単な概觀を試みることは興味あることである。それが著述になつてゐる限り、その必要はないであらう。

一、老齡に達したる同業者を隠退せしむるといふ私の提案は一般に——豫期せられた如く——猛烈な反對を受けた。

(a) 反對理由として先づ第一に擧げられたのは、主として、狭められざる業務執行の自由、既得權の擁護、司法、民族及び階級に對する貴重なる生活經驗の喪失等の如き道德的商量である。

更に一層多數に上つたのは、經濟的分野を繞る反對理由である。茲に擧げられたのは、次の諸點である。

豫見せられざること(即ち干渉が餘りにも唐突である爲に、豫防的處置を講じ得ないだらうといふのである)。

大戦参加者に對して不利益を興へること（即ち彼等は祖國の爲に功勞を立てた、然かも戦争やインフレーションに依つて、特に、戦後に於ける實務の必要缺く可からざる建直しに依つて、經濟的に非常な痛手を受けたといふのである）。

無目的であること（即ち此の手段は到達せらるべき目的上、特に辯護士の困窮を除去する上に於て適當でない、何となれば、利益は協業者 *Sozialen* 又は良き地位にある同業者の占むるところとなることが豫想せられるから、中産階級の辯護士は何等利益を受けないであらう。何時までも職業に膠着してゐる辯護士は生活費を調達せねばならぬのであるから、干渉は全く不適當である。豫期せらるべき成果は犠牲に値しないだらうといふのである）。

(b) 私の提案に對しては以上の如き原則的な否定が爲されたのであるが、此の提案を實行する場合に付ては、次の如き動議が爲された。

困窮の程度を顧慮することなく、隠退せしめられる總ての同業者には同一の年金 (Pension) を給與すること。既婚者、子福者、大戦参加者、舊黨員、國民社會主義獨逸法曹聯盟の舊構成員に對しては、例外的規定を設けること。寡婦及び孤兒給養費を算入せる判事 (區裁判所判事 *Amtsgerichtsräte*) の國定恩給金額と年金額とを同一にすること。十五年若は二十五年業務を執行した後於てのみ年金給與の上隠退せしむること。隠退後は辯護士業に類似せる總ての業務の執行を禁止すること。支拂を

受けたる年金額を還付することに依つて再び業務を執行する可能性を興へること。定年を六十八歳に引上げること。良き地位にある者は年金請求権を拋棄すること。定年に達せざる前職務執行不能に陥りたる場合に於ても年金給與の上隠退せしむること。個々の場合に付て認定せらるべき最低所得を基礎に其の他の所得及び財産を斟酌し唯補助としてのみ年金を給與すること。最後に、定年制、及び年金給與の上隠退せしむる制度を漸次施行せんとする幾つかの提案がある。

(c) 此の資金の調達に付ては、多くの解決が提議されてゐる。

其の大部分は辯護士自身に依る資金の調達に反對するものである。此の見解は殆んど一般的である。其の理由として挙げられてゐるのは、極度に逼迫せる經濟状態である。即ち、「資金を自から調達することは、辯護士にとつては不可能である。そこで、國家は其の他の職業團體に付ても爲したるが如く、救済を爲すべきであらう。職業の自由に對して國家的干渉を加へるといふ立場より觀ても、國家は損害賠償の義務を有する。此の賠償はまた正當である、蓋し、辯護士界の困窮状態は先づ第一に、國家の處置（若は其の不作爲）に歸せらるべきであるからである（志望者の辯護士界殺到の自由放任、地方裁判所の管轄訴訟物の價格の引上げ、救助手數料 (*Armenrechtsgebühren*) の引下げ、官吏に對する辯護士認可、三百代言取締の不十分なる處置、執行の保護、世襲農地立法、勞働裁判所立法等）。無報酬の權利保護 (*Rechtsbetreuung*) に對する正當なる反對給付としても、國家的救済は適當

である」といふのである。

國家的救濟の方々は種々考へられやう、例へば、扶助 (Versorgung) の爲國家の側に於て賣上税 (Umsatzsteuer) 營業税 (Gewerbesteuer) 公證税 (Notariatsabgaben) を用意すること、場合に依つては、これらの税を個人的事情 (既に婚姻せること、子女を有すること等) に依り所得税の様式に適合させて之を徴收すること、救助手數料を適當に増額して之を交付することなどである。他の提案は少なくとも國家の強い關與を豫想するものである。例へば、一〇〇〇〇ライヒスマルク以上の所得ある辯護士の側に於て救助手數料を交付し、殘餘は國家に於て之を支辨すること。總ての隱退者に對し其の包括所得に拘らず、月一〇〇ライヒスマルクの基本額を國家より給與し且各地方裁判所管内の同業者より手當を支給すること。國家に於て賣上税を用意し、更に、法定辯護士手數料に對して5%の手數料割増金を與へること。國家に於て期間を限つて過渡的救濟を爲すこと。同業者の給與なき場合には國に於て之が保證を爲すこと。

意見が職業自體の給付を對象とするときは、例へば、場合に依つては三〇〇〇ライヒスマルク以下の所得を免稅點とすべき所得税に基くところの調達、最低出損額の確定及び其の他に類似せることを辯護してゐるのである。

二、認可の制限は、殆んど一般に、辯護士の困窮を除去する爲の唯一の效果的處置と認められた。斯かる

處置に附帶するところの奮闘努力しつゝある後進に對する苛酷は、此の階級を健全化する上に於ては不可避的であるといふこと、無制限の認可は決して青年の爲にはならぬといふこと、何となれば、それに依つて青年は死に瀕せる階級に迷ひ込み、自から破滅の危險に陥るからであるといふことは、人々の認めるところである。個々の點に付ては、意見は多種多様である。されば、數年間完全に認可を禁止すること、又はその時々々の自然減少に應じて認可すること、又は一九〇八年度に於ける辯護士の數に復歸せしめること、需要問題に關する限り、需要は判事の定員數 (Die planmässigen Richterstellen) に應じて之を測定することが薦められたのである。

一般に要求されたのは、最近判事の養成過程 (Richterlaufbahn) に適用されたところの原則 (見習期間を一年とし、候補者期間を三年とする) に認可の原則を全く適合させるといふことであつた。

一部に於ては、精選の時期を修學時代又は司法官試補 (Referendar) 時代に置くことが主張されたのである。

三、其の他の提案中、注目すべきものは左の如くである。

(a) 辯護士階級の過剩を除去する爲の提案左の如し。
猶太人を除外すること。

二重所得者を除外し且 (官吏、法律顧問 Syndia) —— 社團等より其の法律行爲處理の爲に立てられ

る代理人——の)認可を阻止し、場合に依つては、恩給及び俸給請求権を抛棄するか若は之を職業階級に引渡すことを条件としてのみ従前の官吏に對して新たに認可を與へること。

獨身の辯護士は四十歳を以つて之を除外すること。

子女を持たざる辯護士を除外すること。

其の他十分なる所得及び財産(妻の財産をも含む)ある辯護士を除去すること。

最早業務を執行し居らざる辯護士を除外すること。

前衛闘士にあらざる者(Nichtfortkämpfer)は或る一定の年齢に達したる後之を除外すること。

新たに認可せられたる者に付ては、救助事件(Arbeitslosen)に於て待命期間(Wartzeit)を設けること。

最初は唯區裁判所々屬として認可し、五年後に地方裁判所の所屬を認め、更に五年後に控訴院の所屬を認めること。

二五〇〇人以上の人口を有する都市に於ては認可を阻止すること。

認可を判事の任用原則に適合させる場合には代理は唯見習若は辯護士試補に依つてのみ爲されること。

十分なる所得ある辯護士、子女を持たざる辯護士若は獨身者には救助事件を配當せざること。

試補は多額の所得ある辯護士の許に於て助手として使役せられ又は協業者(Botzein)として待遇せられる義務あること。

懲戒裁判權をヨリ峻嚴に行使用すること。

辯護士が司法官に立戻る場合の障礙を除去すること。

救助手數料をば基本財團に交付し、疾病金庫受託醫(Kassenzahl)に付て適用せらるゝ原則に従つて之を分配すること。

過大の所得は之を辯護士階級(Stand)に交付すること。

(b) 其の他の提案中、尙ほ注目すべきものは左の如くである。

(1) 活動分野を擴大する爲の提案左の如し。

辯護士階級に於て法律的助言及び權利代理の職務を獨占すること。

勞働裁判所法第一一條の制限を除去すること。

民事訴訟法第一五七條(補佐人の退斥)をヨリ峻嚴に用ひること。

一〇〇、三〇〇又は五〇〇ライヒスマルクより辯護士強制を採用すること。

破産管財人、遺産管理人等は専ら辯護士に於て獨占すること。

救助事件には司法官吏は附添はざること。

區裁判所事件に於ける辯護士附添を増加すること。
 私人起訴事件に於ける辯護士附添を増加すること。
 専門辯護士團 (Fachanwaltsschaft) を復活せしむること。

場合に依つては再教育講習に依り、租税に關する助言及び其の他の經濟的分野を再獲得すること。

辯護士をして各學校に於いて法律及び國法の報酬ある授業を爲さしめること。

辯護士に依る商事代理、仲立營業の引受を許すこと。

適當なる手段を以つて各裁判所及び各官廳に於ける辯護士の活動に付ヨリ、大なる理解を喚起すること。

プロイセン民法典施行法第二章第二條 (市町村等の公證人職) を除去すること。

各財政裁判所に於ける辯護士強制を採用すること。

上級行政裁判所 (縣行政裁判所 Bezirksverwaltungsgericht より始まる) に於ける辯護士強制を採用すること。

仲裁々判所を完全に廢止すること (場合に依つては、訴訟物の價額五〇〇ライヒスマルク以上の事件より辯護士強制を採用すること)。

ナチス法曹聯盟國専門團體及び國辯護士會の日刊新聞及び新聞局 (Pressamt) を通じて辯護士階級の内情を發表し且公然之を保護すること。

辯護士類似的制度に對する鬭争として取立所 (Einzielungsstelle) を設けること。

補佐人 (Rechtsbeistände) を新たに認可せしむること。

明確なる規定を以つて一切の裁判所及び審判所、仲裁々判所、行政官廳等に出頭することを許すこと。

災害保護所 (Unfallschutzstellen) を設置すること、但し場合に依つては即時補償を爲すものとする。

督促手續は辯護士を通じて爲すこと。

辯護士に依る送達を爲さしむること。

瑣末事件は二〇ライヒスマルク以下とし、辯護士はヨリ、微細なる事件に於ては治安 (調停) 裁判所 (Friedensgericht) の役割を務めること。

一切の訴訟事件に付て控訴若は少なくとも抗告を規定すること。

勞働裁判に於て訴訟費用を確定し且辯護士手数料の補償を受け得る様にする (Erstattungs-fähigkeit)。

管轄の合意 (Prozession) を禁止すること。
土地管轄の合意を禁止すること、即ち住所地又は營業上の住所地の裁判所が常に管轄権を有するものとする。

社會保險に權利保護制度を採り入れること。即ち、これは疾病金庫に於けると同様に、雇主及び労働者より掛金を徴収するのである。

これは、特別の費用を支出することなくして、裁判所及び辯護士の救済を求めんが爲である。

辯護士手数料は、疾病金庫受託醫の場合に於けると同様に、掛金より國が之を支拂ふのである。

救助手数を増額すること。

(ロ) 尙ほ辯護士の困窮を除去する爲左の如き提案が爲されてゐる。

辯護士公證人の職 (Anwaltsnotariat) を保持し——純公證人の職 (Nurnotariat) は場合に依つては専ら公證人の獨占とすること。

督促手續に於ける手数料を引下げる。

疾病金庫受託醫の場合に於けると同様に、一定の地域に於て計算所 (Verrechnungsstelle) を設

け——計算所に於て前渡金を提供すること。

公證人に對して一般的待命期間を設ける。

徹底的に同時認可を行ふこと。

同時認可を與へられたる辯護士に對しても官廳辯護を爲さしめること。

一切の辯護士を一切の裁判所所屬として無制限に認可すること。

財政裁判所及び行政裁判所を其の他の裁判所に併合すべきこと。

伯林に特許事件を集中せざること。

手数料を變更すること。即ちこれには、

基本手数料に、事件の範圍及び難易に應じ各場合に於て裁判所の確定する給付率 (Leistungs-

ziffer) を掛けること——裁判費用に於ても亦同じ。強制執行手数料を十割増額すること。適當

なる助言手数料 (Beratungsgebühr) を創設することが含まれてゐるのである。

辯護士間に於ける手数料の分配を許すこと。

辯護債權 (Anwaltsforderungen) を目的とする質權を認め且之に優先權を與へること。

取立事件 (Beitreibungssachen) に於ける手数料の減免は讓渡せられたる債權 (zedierte Forderungen)

に於ては爲されること。

一切の事件を委任する委任者には書面を以つて之を爲すの義務を負はすこと。

營業税及び公證税を除去すること。

四、以上に於て私は私自身の意見を述べることなく此等總ての提案を配列したのである。

國民社會主義の集中的指導者思想に依らずしては目的は達し得られないであらうといふことを認識させる爲に、私は唯、此等の提案が如何に多種多様であつたかといふことを示さうと思ふ。

併し、私は總ての提案が今後の事業に對する道標であるといふことは認めるものである、と同時に、次の點に於ては、國法曹指導者代理たる黨員レーケ博士の意見——一九三六年一月四日附法律週報第一號一頁以下所載の「法律に對する奉仕」なる論文參照——に賛成するものである。即ちそれは、一九三五年一月一三日の立法に依つては秩序ある司法の爲獨逸辯護士に依つて主張せられた希望は未だ全然完全に實現されたものではなかつたといふこと、今後も尙ほ就中、この實現に向つて邁進すべきであり、

——『猶太人問題の解決に於ては、嚴格なる規律の下にある獨逸辯護士は總統の裁斷を尊敬すべきであるから、此の猶太人問題は別として——今後は更に仲裁裁判所制度、即ち相變らず「安直で、良好で且信頼し得る (billig, gut und zuverlässig)」といふ標語を掲げて、多くの (大抵は利害關係ある) 經濟界人に呼びかけんとしてゐるが、併し事實は残念乍ら大多數の場合に於て「高價で、不良で且信頼し得ざる」(teuer, schlecht und unzuverlässig)」といふ結果に依つて表示されるところの此の仲裁々判所制度の廢止を斷行すべきであり、又孰れにしても國民社會主義國家に於ては通常裁判所の權威を高揚し且此の權威の失墜を阻止することの可能なる總てのを行ふべきである。仲裁々判所を認める限り、少なくとも、

唯單に形式的ではなく通常裁判に訴へるといふ可能性に於て配慮すべきであり、加之亦、この手續に付ても財産權に關する訴訟事件に於て訴訟物の價額が五〇〇ライヒスマルク以上ときは辯護士協力の必要を認むべきであらう』といふことである。

新立法は國司法省の提案に基くものである。此の提案は一九三五年一月下旬國民社會主義獨逸法曹聯盟及び國辯護士會の共同検討に基いてナチス法曹聯盟國專門團體評議會 (Reichsfachgruppenrat des BNSDJ) に提出せられ、一九三五年一月二二日獨逸法律戰線會館に開かれたるナチス法曹聯盟國專門團體評議會及び全大地區專門助言者團辯護士部 (die saemlichen Gaufachberater Rechtsanwaeker) の會議に於て徹底的討論の對象とされたのである。

其の前日には、國司法省に於て徹底的討論が試みられた。國法相ギユルトナア博士の招請に應じて、此の討論に参加したのは、國法曹指導者代理たるレーケ博士 (Reichsamtseiter)、國辯護士會評議員、特に其の會長ノイベルト博士と總ての辯護士會長であつた。討論に當り、提出せられた立法事業の經過に於て司法次官フライスラー博士の説明するところがあつた。司法省に於ける立法事業は悉く氏の指揮の下に爲されてゐるのである。

獨逸法律戰線會館に於ける會議の經過に就ては、一九三五年一月七日附法律週報——第四九號——三四四八頁に詳細な報告が載せられてある。

此の報告の要點を左に掲げやう。

國法曹指導者兼無任所相フランク博士は、問題の立法的解決に當つては、如何なる事情があつても辯護士の自由は之を維持し且保證すべきである旨を強調してゐる。

氏は述べて曰く、「獨逸辯護士の名譽は、國民の法律感情 (Rechtssinn) 及び法律意識 (Rechtsgewissen) を存続せしめ且之を代表する自由に存する。これは其の歴史的使命である」と。

獨逸辯護士の稍々變形的な官吏化を試みんとする一切の企圖は氏の極力反對するところである。

國法曹指導者の述べるところに依れば、年金給與の上強制的に辯護士を隱退せしめ又は年齢の故を以つて年金給與の上之を隱退せしめるといふ思想 (Der Gedanke einer Zwangspensionierung oder Alterspensionierung der Anwälte) は自由の理念と矛盾する。此の點に付て、氏は述べて曰く、「私自身の意見では、一方に於ては我々の職業の官吏化に反對の意見を述べ、他方に於ては或る部分ではあるが、我々に對する官吏法を要求するといふことは、我々にとつて堪へ難いことであらう。我々の明かに知るべきは次のことである。

我々は官吏、即ち國家の用人たらんと欲するならば——恩給法を持つてであらう。獨逸法律生活の自由なる鬭争に於て我々の本分を盡さんと欲するならば、此の自由の爲に我々は勇氣を持たねばならぬ。二者其の一を撰ばねばならぬ」と。

國司法省も亦年金給與の上強制的に隱退せしめる計畫に對して主張せられた、原則的、對人的及び財政的方面の重大なる懸念を評價して此の計畫を廢棄したのである。他方に於ては——當然強調されることであるが——辯護士が身體的缺陷に因り又は其の身體若は精神の衰弱に因つて引續き辯護士の職務を秩序正しく行ふことの不可能な場合に於ても、認可を取消すものとする新規定は著しく行使さるべきであらう。

其の他の重要な觀點として國法曹指導者の擧げたのは、精選主義であつた。四年乃至六年を経過すれば獨逸辯護士の數は著しく減少するであらうから、獨逸辯護士に對しても生存の保證を與へるやう配慮せねばならぬ。獨逸辯護士は、國法曹指導者の言を借りれば、共同態に訴へる權利を持つてゐるのである。

「蓋し、此の共同態は凡ゆる者のことを考へる、然かも總ての同胞は其の成員である、従つて獨逸辯護士も亦然るからである。辯護士も亦生きたる權利を持つてゐる、而して吾人は慈悲心に基て又は不公平なる迎合心などから湧き出すところの犠牲心を持つて辯護士のことを考へてはならぬ。ゲルマン人の法律理想及びアリアン人の法律思想から法律思想は實現されるのである。而して、此の法律思想に依れば、辯護士は法律の奉仕者 (Priester des Rechts) として取扱はれてゐるのである。辯護士に對する永久的誤解、或る程度迄全く奇妙なる見解の中に現はされてゐるところの其の内面的危難 (innere Not) に對し

ては、抗議せねばならぬ。それ故、法律的平和及び法律的安全の爲に獨逸辯護士の活動を出來得る限り法律を以つて保證することにも配慮せねばならぬのである。」

レーケ博士 (Reichsanwalt) は之を補足して次の如く述べてゐる。「辯護士階級の代表者たる者も亦法曹聯盟國指導部 (Reichsführung) の見解に依れば、自から唯辯護士たる職業階級の懲戒裁判権に服し、然かも官吏として——名譽職官吏として——官僚的機關の指圖や懲戒権に服せざることを自由なる辯護士であらねばならぬ。法律案の對立的規定は自由なる辯護士の完全なる除去といふ結果を招來するに相違ないであらう。これは國民社會主義獨逸労働黨法律部 (Rechtsamt der NSDAP) に依つても意見として主張せられた見解である。此のナチス法曹聯盟國専門團體辯護士部に依つて主張せられた見解は、改めて此の草案を國司法省に於て改訂する結果を招來するであらう。

更に、承認せられたのは、辯護士は司法の機關として權利の發見に協力する職務あるが故に、原則として總ての法律事件の裁判に當つては代理人として之を許すべきであるといふ内容を持つ原則的規定を辯護士法に採り入れる必要であつた。

辯護士統制に關する新法律を補足するものとして絶對的に必要とされたのは、信頼し得ざる法律的助言取締に關する法律である。此の法律は辯護士に依る法律的助言の分野に獨逸司法の全體にとつて有意義な淨化を齎らすであらう。將來は、法律助言者の活動は總て營業規則の範圍から完全に脱却して、司

法の領域に移されるであらう。これに依つて、法律助言者の活動より除外せられるのは、其の資格なき者、即ち辯護士でもなく、又特別の豫備教育に基いて法律的助言を與ふるに適當なる者でもない總ての者である。

最後に、一九三六年一月一日より一般的に實施せらるべき同時認可及び區裁判所々屬辯護士と地方裁判所々屬辯護士との間に於ける同時に許さるべき手数料の分配と相關聯して、地方裁判所の管轄訴訟物の價額を五〇〇ライヒスマルクに引下げる必要があのである。」

一九三五年一月二七日の法律官報 (第一部一四七〇頁、一四七八頁及び一四六九頁) を以つて左記の新法律が公布された。

「辯護士法修正に關する第二次法律」、「法律的助言濫用防止に關する法律」及び「財産權に關する訴訟事件に於ける區裁判所の管轄に關する法律」、これと關係ある、「救助事件に於ける辯護士手数料の補償に關する法律。」

私は此等の法律から二の重要なテーゼを抽出して見ようと思ふ。

(一) 辯護士業の自由は何物にもまして貴重であるから、年金給與の上隱退せしめるといふ思想はこれと矛盾するものである。此の思想は辯護士官吏化の第一歩を意味するものであらう。それ故、これは立法者の否定するところである。

(二) 國民社會主義は決して未來に累を及ぼして現在を救済するものではない。それ故、獨逸國に於て認めせられたる辯護士の數を現在の需要に相當する程度迄、出來得る限り急速に復歸せしめんが爲に、志望者の辯護士界殺到を阻止するのではない。これに依つて、Numerus clausus (限定採用主義) は否定せられたのである。獨逸辯護士の數を漸次相當なる程度に復歸せしむるには多くの年月を要するであらうが故に、養成せられたる青年法律家は或る適當なる數を限り精選主義に基て辯護士を認可されるであらう。

第二編 法 文

I

一九三五年十二月一三日の辯護士法修正に關する第二次法律

辯護士は一切の法律事件に於ける職務ある獨立の代理人にして且助言者なりとす。其の職務は營業に非ずして法律に奉仕するものなり。

辯護士をして其の崇高なる任務を盡さしむる如く辯護士制度を確立するは、國政府の最も眞摯なる義務なりと思惟す。國政府は凡ゆる需要を超過する辯護士界への殺到が辯護士階級にとりて重大なる危険たるに止らず、延いては、司法全體にとりても又然ることを看取せり。此の危険を克服し且後進をして免る可からざる失望に陥らしむることを防止せんが爲、國政府は左記の法律を制定したるを以て、茲に之を公布す。

第一

從來の辯護士法第一章に代ふるに左記の第一章を以てす。

第一章 辯護士

三三

第一條

大國家試験に合格することに依り判事の職に任せらるゝ資格を得たる者に限り、辯護士として認可せらるることを得。

A 見習勤務及候補者勤務 (Probe-und Anwaerterdienst)

第二條

試補 (Assessor) にして辯護士として認可せられんとする者は辯護士の業務に付特別なる養成を受くる爲
辯護士の見習勤務及候補者勤務に服することを要す。

第三條

試補は官吏の見習勤務及候補者勤務に服する試補と同一の給料を受く。此の給料は見習勤務及候補者勤務の期間中試補に給せらるゝものとす。原則として此の給料は試補が委託せらるゝ辯護士との協定に基き支拂はるべきものとす。當該辯護士此の給料を支拂ふこと能はざるときは國辯護士會に於て之が支拂を保證す。

第四條

辯護士見習に採用せられんことを求むる申請に付ては、國司法大臣之を決す。
此の採用は之を取消すことを得。

第五條

辯護士見習の勤務期間は一年とす。此の期間は申立に基き例外として一年以内に限り更に之を延長することを得。
試補其の人格及能力特に辯護士の業務に適するときは、例外として之を短縮し又は全然之を免除することを得。

此の決定は國司法大臣之を爲す。

第六條

辯護士見習の勤務中、試補は主として辯護士の事務に携はることを要するも、成る可く短期間内判事の職務にも携はることを要す。

第七條

辯護士見習勤務の指揮は試補が見習勤務の爲め委託せられたる地域を管轄する控訴院長之を爲すべきものとす。控訴院長は見習勤務の開始に當り試補をして義務履行の誓約を爲さしめ且つ勤務に従事せしむる

三三

爲辯護士會長の推薦したる辯護士に之を委託す。控訴院長は試補をして其の義務を履行せしむる権限を有す。

第八條

辯護士は試補に辯護士業務の依頼事件を擔任せしめ且試補を適當に使役することを要す。

試補は自己に委任せられたる事務を誠實に處理する義務を負ふ。試補は辯護士と同一の範圍に於て黙秘の義務を負ひ且證言拒絶の權利を有す。

第九條

國司法大臣は辯護士見習の勤務を終へたる後試補を辯護士の候補者として國辯護士會に委託すべきや否を決定す。

第一〇條

試補は通常三年間候補者勤務に服するものとす。國司法大臣は此の候補者期間を申立に依り延長することを得。

試補は候補者勤務中「辯護士試補」(Anwaltassessor)なる名稱を有す。

第一一條

辯護士會長は候補者勤務の開始に當り辯護士試補をして義務履行の誓約を爲さしむ。

此の時期より辯護士試補は國辯護士會の懲戒裁判權並に辯護士會長の監督權に服す。辯護士會長は義務履行を爲さしむるに當り辯護士試補に對して此の點を指示することを要す。

第一二條

辯護士會長は候補者勤務を爲さしむる爲辯護士試補を辯護士に委託す。

當該辯護士は一切の法律分野より生ずる辯護士事務を處理せしむる爲之を辯護士試補に委任することを要す。辯護士試補は自己に委任せられたる事務を當該辯護士の指圖に従ひ誠實に處理することを要す。辯護士試補は辯護士と同一の範圍に於て黙秘の義務を負ひ且證言拒絶の權利を有す。

第一三條

辯護士試補は其の委託せられたる辯護士が辯護士として有する權能を享有す。

第一四條

辯護士試補は通常候補者勤務に就きたる後三年目の終りに至り始めて辯護士の認可を獲ることを得。辯護士試補特に適當なるときは、例外として此の時期に至らざる以前に辯護士として認可せらるゝことを得。

候補者期間終了後三年を経たるときは、如何なる場合と雖、辯護士の認可を求むる申請は最早之を聽許せず。



B 認 可

第一五條

辯護士は一個の定まれる裁判所の所屬として認可せらるゝものとす。

裁判所には秩序ある司法に適當する以上の辯護士を其の所屬として認可すべからず。

第一六條

辯護士たる認可を求むる申請に付ては、國司法大臣は國民社會主義獨逸法曹聯盟國指導者の同意を得たる上之を決す。認可前、國辯護士會長の意見を聽くべし。

第一七條

公職に在る志望者には見習勤務及候補者勤務に關する規定を適用せず。

第一八條

一の區裁判所所屬として認可せられたる辯護士は其の申立あるときは、同時に、當該區裁判所の所在地を管轄する地方裁判所並に當該區裁判所の地域に付管轄權を有する商事部の所屬として認可せらるべし。

一の合議裁判所所屬として認可せられたる辯護士は其の申立に依り、司法上適當なるときは、同時に、其の住所地に在る他の合議裁判所所屬として認可せらるゝことを得。

辯護士にして一の地方裁判所所屬として認可せられたる者は、同時認可が秩序ある司法上適當なるときは、直近控訴院又は近接する一の地方裁判所所屬として認可せらるゝことを得。近接地方裁判所所屬の同時認可は之を取消すことを得。

第一九條

辯護士は其の認可後管轄懲戒裁判所の最近の開廷に於て辯護士會長の面前に於て左の宣誓を爲すべし。

「予は獨逸國竝に獨逸國民の指導者たるアドルフ・ヒットラーに忠誠を致し且獨逸辯護士の義務を誠實に履行することを誓ふ。神よ照覽あれ。」

法令が宗教團體員に對し宣誓に代へ其他の誓約方式の使用を許容したるときは、斯かる宗教團體員たる辯護士は此の誓約方式を宣ふることを得。

辯護士宗教的形式を以つて宣誓をなすことに疑念を懐くことを表明したるときは、第一項所定の結語を用ひずに宣誓を爲すことを得。

第二〇條

辯護士は其の所屬として認可せられたる裁判所の「地域」(Ort)に其の住所を定め且つ一個の事務所を設くべし。此の規定に於て「地域」と看做すべき接續「地域」の範圍は國司法大臣之を定む。

辯護士は辯護士會長の同意を得ずして出張所を設け、又事務所外に於て訴訟の相談を行ふことを得ず。

國司法大臣は例外を許すことを得。此の許可は之を取消すことを得、又賦課の上之を與ふことを得。辯護士同時に「地域」を異にする數個の裁判所所屬として認可せられたるときは、國司法大臣は此等の「地域」の何れに辯護士が其の住所を定め且其の事務所を設くべきやを決定す。合議裁判所所屬として認可せられたる辯護士當該裁判所に於いて或る當事者の代理を爲すに當り、當該裁判所の「地域」に其の事務所を有せざることに依つて生ずる増加費用は相手方に於て之を賠償するの義務なし。

第二一條

各裁判所に當該裁判所所屬として認可せられたる辯護士の名簿を備ふることを要す。登録は認可後之を行ふ。名簿には認可の時期、辯護士の住所及事務所を記載すべし。

登録に因り辯護士の職務を行ふ權能を生ずるものとす。

住所及事務所の一切の變更は名簿に登録する爲辯護士之を通知することを要す。

第二二條

左の場合には認可は之を取消すものとす。

- 一、申請者の境遇及其の經理の方法が依頼者の利益を害するとき、
- 二、辯護士辯護士たる職務の品位に悖る行爲を追求するとき、

三、辯護士身體的缺陷に因り又は其の身體若は精神の衰弱に因り引續き辯護士の職務を秩序正しく行ふこと能はざるとき、

四、辯護士其の認可を受けたる後三ヶ月以内に其の所屬として認可せられたる裁判所の地域に其の住所を定めざるか又は第二〇條第三項に基き自己に課せられたる賦課の納付を一ヶ月間懈怠したるとき、

五、辯護士其の住所を廢止したるとき、

六、認可後に至り、辯護士刑事裁判所の判決に因り其の認可當時公職に就くの資格を有せざりしこと判明したるとき、

第二三條

右の外、認可は辯護士其の職務と相容れざる公職に就き若は職業を營むときは、之を取消すものとす。

辯護士傍ら辯護士の業務を自ら行ふことなく、見習として又は取消若は解約條件を以つて、市町村の公職又は國民社會主義獨逸労働黨、其の支部若は其の加盟團體の一に於て本職として職に就きたるときは、前項に基き認可の取消は就職後最初の二ケ年以内は之を爲すことを得ず。

第二四條

第二二條第一號乃至第三號又は第二三條に依る認可取消の條件ありたるときは、國司法大臣は辯護士に對し裁決書を以つて認可を取消さざるべからざること及如何なる理由に因り認可を取消さざるべからざるや

を通告することを要す。此の通告後一ヶ月以内に辯護士は書面上の意思表示を以つて國司法大臣に對し取消條件の存在を客觀的懲戒裁判手續に於て再審査することを申立つることを得。辯護士右の期間内に此の再審査を申立てざるときは認可は取消さるゝものとす。右の外、第二二條第一號乃至第三號及第二三條に掲げたる理由の一に因る取消條件の存在が客觀的懲戒裁判手續に於て決定せられ此の決定確定したるときは、直ちに認可は取消さるゝものとす。第二三條の場合には、辯護士決定の確定後一ヶ月以上異議ある當該職業を繼續したるとき、始めて取消さるゝものとす。

第二五條

認可は辯護士裁判所の命令に因り其の財産處分權を制限せられたるときは、之を取消すことを得。

第二五條 a

認可は國司法大臣國辯護士會長の意見を聽きたる後之を取消すものとす。

第二二條第四號乃至第六號及第二五條の場合には取消に先立つて關係者の意見を聽くべし。

認可取消の裁決には取消理由を開示することを要す。

第二五條 b

辯護士死亡するか若は認可より生じたる權利を拋棄したるとき又は認可の取消ありたるとき若は辯護士判決に因りて辯護士の職務を行ふ資格を失ひたるときは、辯護士名簿の登録を抹消することを要す。

従前の辯護士は假令其の認可の消滅を表示する事項を附加すると雖、「辯護士」(“Rechtsanwalt”)なる職號を帶ぶることを得ず、但し國司法大臣が國辯護士會長の提案に基き従前の辯護士に對して此の職號の繼續使用を許可したるときは、此の限りに在らず。

第二五條 c

辯護士たる職務を一時執行することを得ざる辯護士の代理は原則として辯護士を除くの外、見習又は候補者勤務中の試補に限り之を委任すべきものとす、例外として、此の代理は判事に任せらるゝ資格を得且自から國の官吏に任せらるゝの條件を具へたる其他の者にも之を委任することを得。

同一裁判所所屬として認可せられたる辯護士に於て代理を引受けざるときは、代理人の選任は國司法大臣に之を請求することを要す。

第一項に掲げたる代理人には民事訴訟法第一五七條第一項及第二項の規定は之を適用せず。見習勤務中の試補が辯護士に依る代理を要せざる場合に於て辯護士の代理を爲すとき又は辯護士の附添の下に當事者權の行使を引受けたるとき亦同じ。

第二五條 d

自己の爲代理人を選任せられたる辯護士死亡したるときは、辯護士登録の抹消前其の代理人に依り又は其の代理人に對して爲されたる法律行為は、當該辯護士其の代理人選任當時又は法律行為當時最早生存し居

らざりしときと雖も無効となることなし。」

第二

辯護士法第二章に於て第二六條を削除す。

第三

從來の辯護士法第三章に代ふるに左記の第三章を以つてす。

第三章 國辯護士會

第四一條

獨逸國の各裁判所所屬として認可せられたる辯護士は之を國辯護士會に統合す。

國辯護士會は權利能力を有す。國辯護士會は自治事務として其の任務を履行す。

國辯護士會及其の機關竝に其の施設に關する監督權は國司法大臣之を行ふ。

第四二條

見習及候補者勤務に服する試補の養成に協力し且其の受くべき給料の支拂を保證するは、國辯護士會の任務とす。

第四三條

國辯護士會は其の任務を履行する爲其の會員より會費を徵收することを得、但し必要なる資金が他の方

法に依つて調達せらるゝときは、此の限りに在らず。

會費の算定に當つては、會員の經濟狀態を斟酌することを要す。會費には適當なる等級を附することを要す。未拂會費は國辯護士會長の發行したる執行力の證明ある支拂請求書に基き民事事件の判決執行に關する規定に従つて之を徵收することを得。

第四四條

國辯護士會の機關左の如し。

會長 (der Praesident)

評議會 (das Praesidium)

參事會 (der Beirat)

各辯護士會長 (die Praesidenten der Rechtsanwaltskammern)

各辯護士會 (die Rechtsanwaltskammern)

懲戒院及懲戒裁判所 (der Ehrengerichtshof und die Ehrengerichte)

第四五條

國辯護士會長は裁判上及裁判外に於て國辯護士會を代表す。

國辯護士會長は國司法大臣國民社會主義獨逸法曹聯盟國指導者の同意を得たる上國辯護士會評議會の推薦

に基き五年の任期を以て之を任命す。

第四六條

國辯護士會評議會は會長を助言を以つて補佐す。評議會は五名の辯護士及同數の代理人より成る。評議會員中の一名は會長の常置代理人たるべきものとす。會長の常置代理人、爾餘の評議會員及五名の代理人は國司法大臣國民社會主義獨逸法曹聯盟國指導者の同意を得たる上國辯護士會長の推薦に基き五年の任期を以て之を任命す。

評議會員の一人其の任期満了前に辭任したるときは、代理人之に代るものとす。此の代理人も亦任期満了前に辭任したるときは、殘餘の任期期間に付新會員を任命す。

評議會は辯護士法及辯護士制度の分野より生ずる意見にして、立法機關、國の最高官廳、最高裁判所又は懲戒院より要求せられたるものを具申する義務を負ふ。

第四七條

參事會は國辯護士會評議會及各辯護士會長又は其の代理人より成る。

參事會は一般的意義を有する問題に付て國辯護士會長に助言を與ふるものとす。

左の各場合に於ては、參事會の意見を聽くことを要す。

a 國辯護士會の豫算を編成し及會費を決定せんとするとき、

b 國辯護士會の決算年度報告書を作成せんとするとき、

c 國辯護士會會則を變更せんとするとき、

第四八條

國辯護士會長、評議會及參事會の職務執行は會長が評議會の意見を聽きたる後發する事務章程中に規定せらるゝものとす。

第四九條

各控訴院管轄區域毎に一人の會長指揮の下に辯護士會設けらる。此の辯護士會は權利能力を有せず。

辯護士會長は其の管内の辯護士會理事會の助言的協力を受け自己の責任を以つて國辯護士會の任務を履行す。此の場合には、國辯護士會長の指圖に拘束せらるゝものとす。

國司法大臣は必要あるときは、一控訴院管内に第二辯護士會の設立を命ずることを得。

第五〇條

辯護士會長は國司法大臣國民社會主義獨逸法曹聯盟國指導者の同意を得たる上國辯護士會長の推薦に基き五年の任期を以つて之を任命す。

理事會 (Kammer) は辯護士會長を助言を以つて補佐す。辯護士會理事は國辯護士會長其の管内の辯護士中より四年の任期を以て之を任命す、但し二年毎に其の半数は辭任すべく、其の數奇數なるときは、先づ

多數側より辭任するものとす。此の任命には國司法大臣の確認を要す。

一理事其の任期満了前に辭任したるときは、殘餘の任期に付新理事を任命す。

第五一條

國辯護士會長は辯護士會長の提案に基き事務章程を發す。國辯護士會長は此の事務章程中に於て辯護士會理事の代理及事務の分配を規定するものとす。

第五二條

辯護士會長は其の管内の辯護士及辯護士試補に對して輕微なる義務違背の場合に於ては、問責を爲すか又は不同意を表明する權限を有す。此の處分が辯護士に對して爲さるゝときは、辯護士會長は其の裁判前少なくとも三名の辯護士會理事を以つて構成せらるゝ常設委員會の意見を聽くことを要す。

第五三條

辯護士會長は申立に基き國辯護士會員相互間又は會員對委任者間の爭議を調停す。

第五四條

辯護士會長は國辯護士會員對委任者間の爭議に於て控訴院管内の各裁判所より要求せられたる意見を具申す。

第五五條

辯護士及辯護士試補は國辯護士會長又は各辯護士會長が其の法律上の權限を行使して發したる呼出狀に基て出頭し、要求せられたる説明を與へ且此の目的の爲に發せられたる命令を遵守することを要す。

右の命令を強制する爲、總額三〇〇ライヒスマルク以下の罰金を定むることを得。懲罰を決定するに先立ち、書面を以て豫告することを要す。

第五六條

國辯護士會及其の機關の行動は個々の點に於ては會則に於て之を規定す。本法の範圍内に於ける會則の變更は國辯護士會長參事會の意見を聽きたる後之を爲す。此の變更は國司法大臣の確認を要し且會則と同一の方法を以つて之を公告することを要す。

第五七條

國辯護士會長は國辯護士會の行動及狀態に關し毎年書面を以つて之を國司法大臣に報告す。

第五八條

國辯護士會及其の機關の議事及訓令竝に之に宛てたる訓令及請願書は法律行爲の公證を含まざる限り、手数料及印税を免除せらるゝものとす。

第四

懲戒手續の改正せらるゝ迄、現行辯護士法第四章に左の如き修正を加ふ。

一、第六二條は左の如き法文を執る。

「第六二條

辯護士及辯護士試補にして自己に課せられたる義務に違背したる者は懲戒裁判に依つて處罰せらる。」

二、第六三條は左の法文を執る。

「第六三條

懲戒裁判の懲罰左の如し。

一、辯護士に對しては、訓戒、譴責、五〇〇〇ライヒスマルク以下の罰金、辯護士職よりの除斥（除名）

二、辯護士試補に對しては、訓戒、譴責、五〇〇ライヒスマルク以下の罰金、候補者勤務よりの除斥（除名）罰金と譴責とは之を併科することを得。

懲戒裁判手續に於ける處罰は、辯護士會長が第五二條に依り辯護士若は辯護士試補に對して問責を爲すか若は不同意を表明したることに依つて妨げらるゝことなし。」

三、第六五條は左の法文を執る。

「第六五條

辯護士又は辯護士試補に對し犯罪行為の廉を以て公訴の提起ありたるときは、同一事實に因り開始せられたる懲戒裁判手續は刑事手續中之を停止することを要す。手續の停止は代理禁止の言渡を妨げざるも

のとす。

刑事手續に於て辯護士試補に對し公職就任資格喪失の効果を伴ふ判決の言渡ありたるときは、辯護士試補は此の判決の確定と同時に候補者勤務より除斥せらるゝものとす。

刑事手續に於て無罪の言渡ありたるときは、此の手續に於て論せられたる同一事實に因り懲戒裁判手續を開始し得るは、此の事實自體及此の事實が刑罰法規に規定せられたる行為の構成要件とは無關係に懲戒裁判の處罰を理由あるものとする場合に限る。

刑事手續に於て公職就任資格喪失の効果を伴はざる有罪の言渡しありたるときは、懲戒裁判所は更に懲戒裁判手續を開始又は繼續すべきや否を決定す。刑事裁判所の判決の事實認定は懲戒裁判手續に於ける裁判を拘束す、但し判決裁判所が全員一致を以て其の再審査を決定したるときは、此の限りにあらず。刑事手續に於て公判被告人不在なるの理由に因り公判を行ふこと能はざるときは、第一項の規定は之を適用せず。

四、第六六條の後に左の規定を挿入す。

「第六六條

第一審の懲戒裁判所は各辯護士會所屬の懲戒裁判所とす。

第二審の懲戒裁判所は國辯護士會の懲戒院とす。

第六六條 b

國辯護士會長、國辯護士會評議會及各辯護士會長に付ては、國辯護士會の懲戒院懲戒裁判所として専ら管轄權を有す。

其の裁判は終局裁判とす。」

五、第六七條は左の法文を執る。

「第六七條

辯護士會所屬の懲戒裁判所は五名の部員を以て之を構成す。辯護士會長を裁判長とす。辯護士會長は各年度の始に於て辯護士會理事中より自己の裁判長代理、懲戒裁判所部員及其の代理人を定め、更に、裁判官及代理人の開廷日に關與すべき順位を定む。

辯護士會長は必要あるときは、各年度の始に於て懲戒裁判所に數個の部 (Kammer) を設くることを得。

辯護士會長は同時に各裁判長及部員並に其の代理人を定む。關與の順序及事務の分配は裁判長遲滯なく當該年度に付之を定む。此の決定には辯護士會長の同意を要す。

當該年度中、其の年の殘餘の期間に付此の規定を變更し得るは、懲戒裁判所若は部の負擔過重なるに因り又は個々部員の辭任若は繼續的差支に因り此の變更を必要とする場合に限るものとす。

懲戒裁判所に關する職務上の一般監督權は辯護士會長之を行ふ。」

六、第六八條は左の法文を執る。

「第六八條

被告が訴提起の當時辯護士として認可せられ若は辯護士試補として勤務し居る地を管轄する辯護士會の懲戒裁判所は管轄權を有す。」

七、第八〇條は左の法文を執る。

「第八〇條

公判手續の開始に關する裁判に關與したる辯護士會理事は公判手續への關與より之を除斥す。」

八、第八一條は左の法文を執る。

「第八一條

公判は於ては、書記として裁判長は懲戒裁判所の所在地に住所を有する辯護士にして辯護士會理事たらざる者一名を立會はしむることを要す。」

九、第八二條は左の法文を執る。

「第八二條

公判は之を公開せず。國辯護士會員は傍聽人として許可することを要す、其の他の者は裁判長の裁量に依つてのみ傍聽を許すものとす。」

一〇、第八九條は左の法文を執る。

「第八九條

抗告なる上訴に關する辯論及裁判に付管轄權を有するもの左の如し。

a 懲戒裁判所及其の裁判長の處分又は決定に對する抗告に在りては、懲戒院、

b 其の他の場合には、控訴院、

一一、第九〇條は左の法文を執る。

「第九〇條

國辯護士會の懲戒院は國辯護士會長、其の常置代理人、其の他の國辯護士會員及大審院の部員を以て之を構成す。法律を以て規定せられざる辯護士たる部員は國辯護士會評議會、判事たる部員は大審院評議會各司法年度毎に之を定む。辯護士たる部員は同時に通常部員又は代理部員として懲戒裁判所に所屬することを得ず。

部 (Part) の數は國司法大臣各年度の始に於て國辯護士會長の提案に基いて之を定む。各部は辯護士たる部員四名及判事たる部員三名の組立を以て裁判を爲す。

國辯護士會長及辯護士たる部員にして國辯護士會長が國辯護士會評議會の意見を聽きたる上各年度の始に於て其の年度内裁判長に選任したる者部長として部の裁判長となる。

事務は國辯護士會長各年度の始に於て其の年度に付之を分配す。

部の構成及事務に關する國辯護士會長の命令を當該年度に於て變更し得るは、部の負擔過重なるに因り又は部長若は部員の辭任若は繼續的差支に因り之を必要とする場合に限るものとす。」

一二、第九一條 a 第七項は左の法文を執る。

「決定には理由を附し且被告に之を送達することを要す。代理禁止の言渡ありたるときは、辯護士會長は決定の主文の認證謄本を國司法大臣、被告の住所地に在る區裁判所及其の他尙ほ當該辯護士が其の所屬として認可せられたる裁判所に交付することを要す。」

一三、第九一條 b 第三項は左の法文を執る。

「辯護士にして故意に代理禁止に違背したる者は除名を以て罰せらるべし、但し其の場合に於ける特別の事情に依り寛刑を以て足るときは、此の限りに在らず。」

一四、第九一條 d 第一項は左の法文を執る。

「代理禁止の言渡しを受けたる辯護士の爲め必要あるときは、國司法大臣辯護士會長の意見を聽きたる後一名の代理人を選任することを要す。第二五條。第一項及第三項第一段の規定を適用す。辯護士は適當なる代理人を推薦することを得。」

一五、第九一條 d 第二項第三段は左の法文を執る。

「裁決前、辯護士會長の意見を聴くことを要す。」

一六、第九一條d第三項第三段及第四段は左の法文を執る。

「代理人又は被代理人の要求に基き、辯護士會長は報酬を確定することを要す。確定せられたる報酬に付ては、國辯護士會保證人と同様其の責に任ず。」

一七、第九三條第一項は左の法文を執る。

「第二四條第一項及第二項の場合には、公判開始決定を爲すことなく公判に進むものとす。代理禁止の言渡に關する規定は之を準用す。」

一八、第九四條第三項第一段は左の法文を執る。

「被告にも第三者にも負擔せしむること能はざるか又は納付義務者より徴收すること能はざる費用は國辯護士會の負擔とす。」

一九、第九四條第四項は左の法文を執る。

「被告より直接召喚せられたる者に對する法定損害賠償の供託は辯護士會長に之を爲す。」

二〇、第九五條は左の法文を執る。

「第九五條

懲戒裁判所の判決の正本及抄本は裁判長又は其の受任者、懲戒院の判決の正本及抄本は國辯護士會長之

を交付することを要す。」

二一、第九六條は左の法文を執る。

「第九六條

辯護士の除名又は候補者勤務の除斥は判決の確定と同時に其の效力を生ず。

辯護士の除名は辯護士會長執行力の證明ある判決主文の認證謄本を交付して國司法大臣及當該辯護士が其の所屬として認可せられたる裁判所に之を通知す。

候補者勤務の除斥は辯護士會長執行力の證明ある判決主文の認證謄本を交付して、國司法大臣、候補者勤務中の辯護士試補を用ひる辯護士及此の辯護士が其の所屬として認可せられたる裁判所に之を通知す。」

二二、第九七條は左の法文を執る。

「第九七條

罰金は國辯護士會金庫の所得とす。

罰金を宣告する裁判の執行は辯護士會長の交付する執行力の證明ある裁判主文の認證謄本に基き民事各件の判決執行に關する規定に従つて之を爲す。

費用確定處分の執行に付亦同じ。

執行は辯護士會長之を爲すものとす。」

第五

辯護士法第五章に於て左の如き修正を行ふ。

一、第九八條は左の法文を執る。

「第九八條

大審院所屬辯護士には以下數條の規定に別段の規定あるものを除くの外、本法第一章乃至第四章及第六章の規定を準用す、但し其の規定中控訴院とあるは大審院とす。」

二、第九九條は左の法文を執る。

「第九九條

大審院所屬辯護士の認可及其の代理人の選任は國司法大臣國民社會主義獨逸法曹聯盟國指導者と協調して之を行ふ。大審院長及國辯護士會長の意見を聴くべし。此の辯護士の認可は滿三十五年に達することを條件とす。」

三、第一〇〇條は左の法文を執る。

「第一〇〇條

大審院所屬辯護士の認可は其の他の裁判所所屬辯護士の認可と相容れざるものとす。大審院所屬として認可せられたる辯護士は他の裁判所に於て職務を執行することを得ず。」

四、第一〇二條は之を削除す。

第六

辯護士法第六章は左の法文を執る。

「第一〇三條

本法施行當時未だ確定的に決定せざる辯護士認可の申請は新規定に従つて之を處理す。國司法大臣は一九三八年を經過する迄、苛酷を避くる爲、申請者にして一九三五年四月一日以前に判事に任せらるゝの資格を得たる者に對しては、第五條第二項及第一四條第一項第二段の條件を具備せざるときと雖も、見習及候補者勤務を免除若は短縮して辯護士の認可を與ふことを得。第一六條の規定は之を準用す。

第一〇四條

辯護士從來の規定に基き其の所屬として認可せられたる裁判所の「地域」に住所を定めざることを許されたるときは、從來と同じく、其の裁判所の「地域」に其の事務所を設くるか又は其の地域に住所を有する常置送達代理人を選任する義務を有す。

送達代理人には、辯護士自身に對すると同様、辯護士より辯護士に對して爲す送達をも爲すことを得。裁判所の「地域」の送達代理人に對して送達を爲すこと能はざるときは、郵便に付して辯護士に送達を

爲すことを得。

第一〇五條

國辯護士會は本法の施行と同時に、從來の國辯護士會、各辯護士會及此等の全施設の一切の財産法上の權利義務を繼承す。此の國辯護士會に對する權利義務の移轉に因り、租税、手数料及其他の賦課は之を徴收せず、現金の立替金は計上せず。

第一〇六條

第一次の國辯護士會長及評議會員の任命せらるゝ迄、從來の國辯護士會長及評議會事務を續行す。各辯護士會長の任命せらるゝ迄、本法施行當時在職中の辯護士會理事長 (Vorsitzenden der Vorstaë der Anwaltskammer.) 其の事務を執行す。辯護士會理事の任命せらるゝ迄、從來の辯護士會理事 (Mitglieder der Vorstaë der Anwaltskammer.) 辯護士會理事の職務を行ふ。

懲戒院及各懲戒裁判所は新たに構成せらるゝ迄、從來の組立を以て其の職を司掌す。

第一〇七條

國辯護士會長は當該司法年度に於ける國辯護士會の會費を從來の規定に従つて算定し且之を徴收することを命ずることを得。

第一〇八條

國辯護士會の名譽職會員の第一次任命に當り、國司法大臣は其の在職期間を定む。

第一〇九條

辯護士にして獨逸聯邦國籍(獨逸國籍)を有せざる者は希望に依り第一九條に定めたる宣誓を左の如く爲すことを得。

獨逸國及獨逸國民の指導者アドルフ・ヒトラアに敬意を表し且辯護士の義務を誠實に履行することを

誓ふ。

第一一〇條

國辯護士會の第一次會則は國司法大臣之を定む。此の會則は司法行政の公示事項を掲載する機關紙に之を公告す。

第一一一條

本法に基く處分に依つて生じたる損害賠償は之を許さず。

第七

(一) 國司法大臣は新たに辯護士法の全文を法律官報に公告し且此の場合萬一法文に不備の點あるときは、之を除去する權限を有す。

(二) 右の外、國司法大臣は本法の施行及補充に必要な規定を命令の形式を以て發する權限を有す。

(二) 一九三五年一月二三日、伯林

總統兼國首相 アドルフ・ヒトラア

國 法 相 ギユルトナア博士

國 藏 相 グラーフ・シユヴェリン・フォン・クロジク

國 内 相 フリツク

國 經濟相 ヒヤルマル・シヤハト博士、中央銀行總裁

II

一九三五年一月二三日の財産權に關する訴訟事件に於ける

區裁判所の管轄に關する法律

國政府は左記の法律を制定したるを以つて茲に之を公布す。

第一條

財産權上の請求に關する訴訟事件に於ける區裁判所の管轄に對する價額の限度(裁判所構成法第二三條第

一號)は五〇〇ライヒスマルクとす。

第二條

(一) 本法は一九三六年四月一日より之を施行す。

(二) 一九三六年四月一日以前に、訴、和解の申立又は支拂命令の發布を求むる申請が區裁判所に於て受理せられたる事件に於ては、管轄は從來の規定に従ふものとす。

一九三五年一月二三日 伯林

總統兼國首相 アドルフ・ヒトラア

國 法 相 ギユルトナア博士

III

一九三五年一月二三日の救助事件に於ける辯護士手数料の

補償に關する法律

國政府は左記の法律を制定したるを以つて茲に之を公布す。

第一條

一九二八年二月二〇日の法律（法律官報第一部四一一頁）に依り救助事件に於ける附添の辯護士に補償せらるべき手数料には以下の規定を適用す。

手数料は百分の二五——從來は百分の二〇——を減額し、又訴訟物の價額が八〇〇ライヒスマルクを越ゆるときは、百分の三〇——從來は百分の二五——を減額す。

婚姻事件（民事訴訟法第六〇六條）に於ては、全額手数料（辯護士手数料規則第九條）に代ふるに、訴訟物の價額の如何に拘らず二四ライヒスマルクの確定額を以つてし、婚姻事件の假處分に關する手續に於ては、手数料の最多額は二四ライヒスマルクとす。

第二條

(一) 本法は一九三六年四月一日より之を施行す。同時に、一九三〇年二月一日の緊急命令（官報第一部五一七頁、六〇四頁）第九編第七條及一九三一年一月六日の第三次緊急命令（官報第一部五三七頁、五六五頁）第六編第一七條の規定は之を廢止す。

(二) 補償請求權は、辯護士が本法施行前當事者に附添ひたるときは、從來の規定に従つて之を定む。

一九三五年二月一三日 伯林

總統兼國首相 アドルフ・ヒトラア

國 法 相 ギユルトナア博士

IV

一九三五年二月一三日の法律的助言濫用防止に關する法律

國政府は左記の法律を制定したるを以つて茲に之を公布す。

第一

第一條

(一) 法律的助言及他人の債權若は取立の目的を以て讓渡せられたる債權の取立其他、他人の法律事件の處理を業——本業及兼業たると又は有償及無償たるとに依つて差別を設けず——として營み得るは、管轄官廳より其の許可を與へられたる者に限るものとす。

(二) 許可は、申請者が此の職業に付て必要なる信頼性及人格的適合性並に十分なる専門知識を具へ且需要が既に十分なる數の法律助言者に依つて充たされ居らざるときに限、之を與ふることを得。

第二條

學術上の理由に基きて爲す鑑定及仲裁人たる職務の引受は前條に依る許可を要せず。

第三條

本法の影響を受けざるもの左の如し。

- 一、官廳、國民社會主義獨逸労働黨及其の支部の服務所 (Dienststellen)、公法上の團體並に國民社會主義獨逸労働黨加盟團體が其の權限の範圍内に於て行ふ法律的助言及權利の保護 (Rechtsbetreuung)。
- 二、公證人及び其の他の公務を執行する者並に辯護士、行政訴訟辯護士 (Verwaltungsrechtsraete) 及辯護士の職務行爲、
- 三、訴訟代理人 (民事訴訟法第一五七條第三項) の職務行爲、
- 四、給與事件の手續に關する法律 (一九三四年法律官報第一部一一一三頁) 第四八條第二項及國軍給與法 (一九三五年法律官報第一部二一頁) 第八三條第二項に掲げたる團體並に此の規定に基き給與事件に於ける代理人又は補佐人として許されたる者に依る給與制度の分野に於ける法律事件の處理、
- 五、一九三三年九月二八日の辯護士法 (法律官報第一部六六九頁) 第五六條及第六〇條に定めたる範圍内に於ける、特許、實用意匠及商標制度の分野に於ける法律事件の處理、
- 六、強制管理人、破産管財人又は遺產管理人たる職務並に之に類似せる職務の爲官廳に依つて任命せられたる其の他の者の行爲、
- 七、組合、組合の検査團體 (Prüfungsverbaende) 及其の指導者團體 (Spitzenverbaende) 並に組合の負債借換管理所 (Treuhandsstellen) 及之に類似せる組合の團體 (Stellen) の行爲、但し其の職務の範圍内

に於て其の構成員、其の所屬組合施設又は之に所屬する組合の構成員若は施設を保護する場合に限るものとす。

第四條

- (一) 第一條に依る許可は左記の事件に於て業として助力を與ふる權能を生ぜざるものとす。

一、租税事件

二、專賣事件 (Monopolsachen)

三、外國爲替事件及一九三四年九月四日の商品取引令 (法律官報第一部八一六頁) の事件

四、國の各財務行政官廳の管掌する其の他の事件

- (二) 前項第一號、第二號及第四號所掲の事件に付ては、國賦課條例、租税調整法、一九三三年五月六日の租税顧問 (Steuerberater) の認可に關する法律 (法律官報第一部二五七頁) 及本法第二第二條の規定を基準とす。外國爲替事件に於ける業的援助は別段の規定を以て之を定む (本法第五第一項)。

- (三) 第一項に掲げたる分野に於て助力を與ふる權能は其の他の事件に於ける法律的處理 (Rechtsbesorgung) を爲す權能を生ぜざるものとす。

條

本法の規定は左記の行爲を妨げず。

- 一、商人的又は其の他の營業的企業者 (Kaufmännische oder sonstige gewerbliche Unternehmer) が其の顧客の爲其の營業上の行爲と直接關係ある法律事務を處理すること。
- 二、公に任命せられたる經濟審査官 (Wirtschaftsprüfer) 竝に宣誓を爲したる帳簿検査官が其の職務上携はる事務に就て法律的處理をも引受くること、但し此の事務が經濟審査官又は帳簿検査官の職務と直接關係ある場合に限るものとす。
- 三、財産管理人、家屋管理人及之に類似せる者が管理と直接關係ある法律事務を處理すること。

第六條

(一) 右の外、本法の規定は左記の行爲を妨げず。

- 一、使用人が其の雇主の法律事務を處理すること、
- 二、第一條、第三條及第五條に掲げたる種類の者又は團體 (Stellen) に於て使役せらるゝ使用人が此の使用關係の範圍内に於て法律事務を處理すること、
- (二) 使用關係なる法律形態は許可強制を避くる目的を以つて之を濫用することを得ず。

第七條

職業階級若は之に類似せる基礎の上に形成せられたる合同 (Vereinigungen) 又は團體 (Stellen) が其の任務の範圍内に於て其の構成員に對し法律事件に於ける助言及援助を興ふるには、許可を要せず。此の行爲

は之を禁止することを得。

第八條

本第一に依つて必要とする許可を得ずして他人の法律事件を業として處理し又は第七條後段に掲げたる種類の禁止に違背したる者は罰金に處す。

第二

第一條

國賦課條例を左の如く修正す。

一、第一〇七條の後に左の第一〇七條^aを挿入す。

〔第一〇七條^a〕

(一) 租稅事件に於て業として助力を興ふる者、特に租稅事件に於て業として助言を興ふる者はこれに付前以つて財務官署の一般的許可を要す。此の許可を興へられたるときは、「租稅事件助手」(Helfer in Steuerachen) なる名稱を帶ぶる權能を有す。

(二) 學術上の理由に基きて爲す鑑定に付ては、前項第一段に掲げたる許可を要せず。

(三) 第一項は左に掲げたる者には之を適用せず。

一、官廳、國民社會主義獨逸勞動黨及其の支部の服務所、公法上の團體竝に國民社會主義獨逸勞動黨加

盟團體、但し其の権限の範囲内に於て租税事件に於て援助を爲す場合に限るものとす。

二、辯護士、公證人、行政訴訟辯護士、辯理士、訴訟代理人、一般的に認可せられたる租税顧問、公に任命せられたる經濟審査官及宣誓を爲したる帳簿検査官、

三、税關官廳より關稅事務を誠實に處理する義務を負はせられたる者、但し關稅事件又は各税關官廳の管掌する其の他の事件に於て援助を爲す場合に限るものとす。

四、他人の財産又は信託若は保全の目的を以て委付せられたる財産の保管者及管理業者、但し此の財産に關し租税事件に於て援助を爲す場合に限るものとす。

五、商業を營む企業者、但し其の商業に屬する行爲と直接相關聯して其の顧客の爲租税事件に於て援助を爲す場合に限るものとす。

六、組合の検査團體及其の指導者團體、組合の負債借換管理所及之に類似せる組合の團體 (Stellen)、但し其の職務の範囲内に於て其の構成員の爲租税事件に於て援助を爲す場合に限るものとす。

七、職業階級若は之に類似せる基礎の上に形成せられたる合同 (Verdingungen) 又は團體 (Stellen)、但し其の任務の範囲内に於て其の構成員の爲租税事件に於て援助を爲す場合に限るものとす。

八、使用人、但し其の雇主の租税事件を處理する場合に限るものとす。

九、使用人、但し第一號乃至第七號に掲げたる者又は團體 (Stellen) に於て租税事件の處理に携はり且

雇主の税法上の活動 (steuerrechtliche Betätigung) に付て設けられたる範囲内に其の活動を止むるときに限るものとす。

(四) 前項第四號、第七號、第八號及第九號に掲げたる法律形態は許可強制を避くる目的を以つて之を濫用することを得ず。斯かる濫用ありたるときは、財務官署は租税事件に於ける援助を禁止することを得べく、尙ほ國大藏大臣は國の關係各大臣と協調して前項第七號に掲げたる合同及團體に對し租税事件に於ける援助を禁止することを得。

(五) 國大藏大臣は命令を以つて許可強制を制限又は擴張することを得。

(六) 財務官署は何時にても、假令許可を與ふるに當り許可取消權を留保せざりしときと雖も、許可 (第一項第一段) を取消すことを得。此の取消に依つて、「租税事件助手」なる名稱を帶ぶる權能は消滅す。

(七) 第一項第一段に依る許可は、訴訟代理人又は補佐人として官廳に於て職務を執行する權能を包含せざるものとす。第一〇七條第二項、第四項乃至第八項の規定は、第一項第一段に依る許可を與へられたる者にも之を適用す。

(八) 違反行爲は第四一三條に従つて之を罰することを得。二、第二〇〇條は之を削除す。

第二條

(一) 州、市町村、市町村組合又は公法上の宗教團體に關する租稅事件、專賣事件及

國の各財務行政官廳の管掌する其の他の事件に於て——外國爲替事件を除く——業として援助を爲す權能を有するは左に掲げたる者に限るものとす。

一、國賦課條例第一〇七條^a第三項に掲げたる者及團體 (Stellen) は同項に掲げたる範圍内に於て、

二、租稅事件助手、

(二) 國賦課條例第一〇七條^a第二項、第四項乃至第八項の規定は之を準用す。

第三

營業條例第三五條に於て第三項冒頭の字句は左の法文を執る。

「一九三五年一月二三日の法律的助言濫用防止に關する法律(法律官報第一部一四七八頁)又は國の法律を以つて定めたる其の他の規定に別段の定めなき限り——官廳に於て行ふべき事務の營業的處理に付亦同じ……」

第四

本法第一及第二並に其の施行の爲に發せらるゝ規定の施行は損害賠償請求權を理由あるものとせず。

第五

(一) 施行細則は國の關係各大臣と協調して本法第一に付ては國司法大臣、外國爲替事件及一九三四年九月四日の商品取引令 (法律官報第一部八一六頁) の事件に於ける法律的處理に付ては國經濟大臣之を發す。此の場合には、補充的規定を發し、特に許可を受くる義務の制限又は擴張を定むることを得。

(二) 第二の施行細則は國賦課條例第一二條及第一〇七條^a第五項に基いて之を發す。

第六

(一) 本法は公布の翌日より之を施行す。

(二) 既に右の時期以前に業として他人の法律事件の處理を營み居る者は從來の規定に従て一九三六年六月三〇日迄其の業務を繼續することを得。本法施行前第一の第四條に掲げたる種類の事件に於て業として援助を爲し居る者亦同じ。

一九三五年一月二三日 伯林

總統兼國首相 アドルフ・ヒトラア

國 法 相 ギユルトナア博士

國 藏 相 グラーフ・シユヱリン・フォン・クロジク

國 經濟相 ヒヤルマル・シヤハト博士、中央銀行總裁

一九三五年一月二三日の法律的助言濫用防止に關する法律

施行細則

一九三五年一月二三日の法律的助言濫用防止に關する法律（法律官報第一部一四七八頁）第五第一項に基き左の命令を公布す。

第一條

(一) 法律第一の第一條に依る許可は原則として特定の地域に付之を與ふ。出張所を設け、事務所外に於て訴訟の相談を行ひ又は之に類似せる行爲を爲さんとするときは、これに付て特別の許可を求むることを要す。

(二) 活動 (Bekating) が書面往復に依つて爲さるゝ限、地域的制限を受けざるものとす。

第二條

(一) 許可は、申請者が其の申立を爲すか又は事情に依り適當なりと思料せらるゝときは、一定の専門分野に制限して之を與ふることを要す。

(二) 許可は又一定の賦課を條件として之を與ふることを得。

第三條

法人竝に合名會社及之に類似せる合同に於ける許可は、許可書に於て指定せられたる個人に依りてのみ職務執行を爲すべき權能を與ふるものとす。

第四條

許可は滿三十五年に達せざる者には通常之を與ふべからざるものとす。

第五條

許可は猶太人には之を與へず。

第六條

申請者が必要なる信頼性を具ふるや否は、其の經歷、特に刑事手續あるときは、それが中止、非開始又は有罪判決を以つて終了したるや否を問はず、之を斟酌して之を審査することを要す。許可は、申請者が處刑簿に依り重罪の廉を以つて有罪の言渡を受けたるとき又は信頼性の欠缺を認めしむる輕罪の廉を以つて有罪の言渡しを受けたるときは、之を拒絶することを要す。斯かる輕罪に屬するは、特に財産權に對する輕罪とす。右の外、許可は、申請者の境遇及其の經濟管理の方法が依頼者の利益を害するときは、之を拒絶することを要す。

第七條

刑法若は懲戒法に基く有罪判決に因つて官吏關係より除斥せられたるか又は懲戒裁判所の有罪判決若は認

可の取消に因つて辯護士職より除斥せられたる者には、通常許可を興へざるものとす。

第八條

申請者は其の教育過程を詳細に開示することに依つて自己の専門知識及資格竝に其の從來の業務活動を明示することを要し且成る可く、修業及卒業證書、自己の從來の雇主の證明書其の他に依つて之を證明することを要す。

第九條

- (一) 需要問題は、申請者が其の業務を営まんと欲する地域及此の地域の屬する近接經濟地域 (Wirtschaftsgebiet) の事情に従つて之を判斷することを要す。此の場合には、一方、住民の數、種族及合成状態を、他方、既に存在する需要充足の可能性を斟酌することを要す。申請者が種々の關係を通じ自身に於て十分なる活動分野を獲得する見込を有することは、需要を肯定するに十分なる事由たらざるものとす。
- (二) 本法施行前既に業務を執行し居る者に對し需要否定の故を以つて許可を拒絕することを要するは、當該地域に於て業務を営む法律助言者の員數より著しき弊害を生じたることに限るものとす。

第一〇條

- (一) 法人、特に有限責任會社に對しては、特別の事情上此の法律形態の經營法を妥當とする場合に限り、許可を興ふべし。法律第一の第一條に掲げたる業務が法律施行前既に此の形態に於て執行せられ居ると

きは、前段の規定は之を適用せず。

- (二) 法人及人的合同にあつては、申請書中に、事實上法律的處理を爲すべき法定代理人又は幹部使用



開示することを要す。

第一一條

- (一) 申請に付ては、法律的處理の爲さるべき地域を管轄する地方裁判所長之を決するも、地域が一人の所長の下に屬する區裁判所の管轄區域に屬するときは、區裁判所の長 (Amtsgerichtspräsident) 之を決す。
- (二) 申請は法律的處理の爲さるべき地域を管轄する區裁判所に提出することを要す。第八條に掲げたる證明書を除くの外、申請書には、申請者の自筆の履歷書竝に聯邦國籍及血統に關する證明書を添附することを要す。

- (三) 區裁判所監督判事は郡警察官廳 (Kreispolizeiloeerde) の意見を求め、必要なる其の他の調査を爲し且第一項に依つて管轄權を有する所長に意見を附して申請書を提出すべし。

此の規定に於ける郡警察官廳は、國家警察行政の下にある市町村に於ては、國家警察官廳、其の他各市郡 (Stadtkreisen) に於ては市長、プロイセンの各郡 (Landkreisen) に於ては郡長及其の他の各州に於ては之に相當する官廳とす。

第一二條

許可の拒絶に對しては、控訴院長に監督方法に依る抗告の申立を爲すことを得。控訴院長の裁判は確定裁判とす。

第一三條

許可は、申請者が其の許可を興へられたる後三ヶ月以内に其の業務に就かざるときは、消滅するものとす。

第一四條

(一) 許可は、許可の拒絶を正當とする事實が生じたるか又は後日に至つて之が知れたるときは、之を取消すことを要す、但し許可は需要を缺くの故を以つて之を取消すことを得ず。

(二) 右の外、許可は事實上業務が一年間執行せられざるときは、之を取消すことを要す。

(三) 許可は、法律助言者の業務執行に付發せらるゝ規定が繰返し違背せられたるか又は賦課(第二條第二項)が納付せられざるときは、之を取消すことを得。

第一五條

(一) 取消は許可の付與に付管轄權を有する所長之を宣告す。決定前、法律助言者の意見を聽き且郡警察官廳(第一一條第三項)の意見を求むることを要す。

(二) 事件の状態に依り適當なりと思料するときは、業務完行期間を興ふることを得。然らざるときは、取

消は處分の送達と同時に其の效力を生ずるものとす。

(三) 此の決定に對する不服の申立は第一二條に從ふ。此の不服申立は執行停止の效力を生ぜず。

第一六條

(一) 職業階級又は之に類似せる基礎の上に形成せられたる合同又は團體 (Stellen) に對し、法律第七條に依る法律的處理を禁止することを要する場合左の如し。

a 該行爲の全部若は大部分が本施行細則第四條乃至第八條に依り許可を拒絶することを要する者に依つて行はれ、又此の點に付て非議せられたる瑕疵が適當なる時期に除去せられざるとき、

b 合同の法律形態が許可強制を避くる目的を以つて濫用せられたるとき、

(二) 此の禁止は地方(區)裁判所の長之を發す。

第一五條の規定は之を準用す。

(三) 尙ほ法律第七條後段に依る禁止權は國の關係各大臣と協調して國司法大臣之を留保す。

第一七條

許可の付與及取消(第一一條、第一四條)並に法律的處理の禁止(第一六條)は公報 (Anschlag) に公告することを要す。國司法大臣禁止の宣告を爲すときは、其の他の方法の公告を命ずることを得。

一九三五年一月一日

伯林

國

法相

ギユルトナア博士

第三編 辯護士階級の困窮を除去する爲の新法律に 關する論述

第一章 總論

前記の四法律は統一的全體を形成するものであるが、然し誤れる觀點より之を考察してはならぬ。それ故に、之を以つて辯護士階級の困窮を除去する爲の法律とすることは既に危険である。斯かるものとするならば、此等の法律は一階級又は一職業團體の利益政策に基いて作られたものであるといふ考へ方に到達するかも知れない。併乍ら、これは全然誤つてゐる。國民社會主義は唯單に個々の職業團體の利益を促進し得るところの法律を作ることには、決して力を致さないであらう。今日では、立法作業の基礎は國民社會主義であり、従つて永久に全體の福祉である。

このことは、國法曹指導者、無任所相フランク博士も亦適切に述べてゐる。曰く、
「此の職業の世界史的及び民族史的使命が重要性を持つてゐるのである。それは此の職業を維持せねばならぬからではない。然り、國民社會主義に依つて招來せられたる國家機構の建替、すなはち、權威國

家の中には、民族的意思及び民族的良心の權威ある代表者が辯護士の形態に於て對立せしめられて居らねばならぬからである」と。

辯護士の困窮は「此の獨逸の劃期的時代の問題の中に含めて」之を考察せねばならぬのである。

國法相ギユルトナ博士も亦、獨逸司法所載「辯護士に對する救済」なる其の論文——一九三五年一月一三日附A版第五〇號第一七八九頁——に於て、新辯護士法は一階級又は一職業團體の利益政策に依つて作られたものではなく、經濟的に困難なる辯護士階級の危険を一般の爲に防止せんが爲に作られたものであるといふことを指摘してゐる。

或る階級を救済せんと欲するならば、先づ第一に其の必要を肯定せねばならぬであらう。辯護士が獨逸の法律生活に於て必要でないならば、其の存在理由の喪失に依つて根絶するかも知れぬ！そして、近年に於ける訴訟事件数の減少は辯護士の業務執行が益々稀有になつたといふこと、それが明かに過剩だつたといふことを示すものではないであらうか！更に、國民社會主義の共同態思想に基くならば、外部に對して最も多く現はれる任務が相争ふ當事者の代理であつたが如き職業には何等かの存在の餘地があつたであらうか！

國民社會主義は凡ゆる不健全なる爭議の敵であらねばならぬ。併乍ら、凡ゆる爭議が不健全であるとは限らない。國民の結合感は決して揺り動かしてはならぬ。併し、「法律解釋が或る一の方向を執るべきか

將又他の方向を執るべきかは永久に問題となるであらう。我々は總て人間であるから、永久に、問題として與へられたるものを多種多様に觀念し、従つてどんなに善意であつても一の實狀を多種多様に敘述するであらう、是即ち鬭争や訴訟を生む所以である」。

さて、權利争議が一般に存在する限り、裁判官より國民への連絡を圖るところの人間が必要である。私には決して、裁判官が國民と親しみがなす(volkstreu)、或は又斯くあらねばならぬことを主張せんと欲するものではない。併し、裁判官に依つて適用せらるべき法律は非常に複雑であり、又斯くあらねばならぬのであるから、同胞の何人か一人が自ら法律に精通し法律要件に該當する法規を識別することを要求せんと欲しても、それは不可能事を意味するであらう。國民に理解せらるゝ法(cum volkstümliche Recht)を行はんと欲するならば、之を實現する爲には國民と親しき辯護士を必要とするのである！ 最良の法律を作り、最良の裁判官を興へ且當事者のみをして裁判所の面前に於て辯論を行ふことを強制するならば、敗れたる當事者は當然何時でもヨリ、強力なる司法に依つて無理に屈服せしめられたものと感ずるであらう。辯護士は調和及び連絡を圖るところの必要なる司法の機關である。されば、眞の法より離れて辯護士を考へるとは決して出來ないのである。辯護士は依然として之を維持せねばならぬ。それ故、國政府は一九三五年一月一三日の辯護士法修正に關する第二次法律の前文に於て右の如く宣言してゐるのである。

「辯護士をして其の崇高なる任務を盡さしめ得る如く辯護士制度を確立するは、國政府の最も眞摯なる

義務なりと思料す」。

此の立法の精神は即ち一般、換言すれば我が國民の爲の最善の法律的保護である。

第二章 一九三五年一月一三日の第一次辯護士法改正

法に關する論述

一、如何にして辯護士となるか

從來の辯護士法第一章、辯護士の認可、第一條乃至第二五條は完全に削除せられ、その代りに、「辯護士」なる標題の下に第一條乃至第二五條dが規定せられた。

此の新たな第一章は唯單に辯護士の認可のみを規定してゐるのではない——從來は唯之を規定してゐたに過ぎない——何となれば、此の認可は云ふまでもないことであるが、辯護士にとつては最早第一次的な事柄ではなくして、第二次的な事柄、即ち見習及び候補者勤務(第一章A所定)を終了した後の必然的順位として生ずる事柄だからである。それ故に、「辯護士」なる第一章は當然先づAとして見習及び候補者勤務を規定し、次いでBの下に始めて認可に關する規定を設けてゐるのである。従つて、第一章は凡ゆ

る點に於て稍々全く新たな規定であり、從來の規定とは趣を異にした規定である。

辯護士の認可に關する此の全く新たな規定は司法事務に採用せらるべき試補に適用される規定に類似するものである。この點に、判、檢事の養成過程に適用されると同一の主義を辯護士の養成過程の基礎と爲さんとする國家の努力が現はされてゐるのである。司法試補 (Justizassessor) の養成過程に關する新規定は一九三五年度獨逸司法五八三頁及び五九二頁の論述に依つて明かになるであらう。

司法官試補 (Verichtsbeförderer) は第二次試験に合格すると同時に、最早職名にあらざる「試補」(Assessor)なる稱號を受ける。司法官試補は見習勤務に採用せられると同時に、有期的官吏關係に入る。原則として一年後に、司法官候補者(常員として司法事務に就く迄の候補者)として採用される。これに依つて既に個々の州に於て認められてゐるところの割當制 (Kontingenzierungs-System) が司法行政の爲に採用されたのである。これに依つて、司法省が試補の中より其の成績及び其の人格に鑑み判事若は檢事の職に特に適當なりと思料せられる者を選抜し得る目的が達せられたのである。

精選及實績主義は、獨り國家に止まらず、一切の地方的、半官的及び私的團體、組織等並に個々の經營に於て適用されてゐるところの原則である、即ちフライスラー次官の言を借りれば、各人は自己の任務に對する協力者として申込に基き有能者を探し出すことが出来るといふ原則である。唯獨り司法のみが、獨逸國の大部分を占めるプロイセンに於ては、昔より異つた方法を探つてゐたのである！ このことより、

國の司法制度統一の秋に當り除去することの極めて必要なる弊害が生じたのである。新法律の適用は、フライスラー次官が強調してゐる如く、司法行政がそれに携つてゐる人々の爲に履行せねばならぬところの眞實の爲に行はねばならぬであらう。

特に重要性を有するのは、辯護士の後進に付ても國家に依つて精選及實績主義が認められたことである。これに依つて、此の自由職業を營む上に於ても、教養あり、責任感ある、有能なる人物、フライスラー次官が司法試補に付て強調せるところに依れば、人格、民族的誠實 (Volkstreue)、能力及び専門知識に鑑みて最も有爲なる人物に依る司法といふ根本的な前提が作られたのである。此の原則は國民社會主義的世界觀に基くものである。

國民社會主義的國家指導にして始めて此の處置を斷行し得たのである。蓋し、國民社會主義的國家指導は國民と一致團結することを知り且考へ得らるべき凡ゆる手段を盡して其の利益を保全するものだからである。此の場合、辯護士の自由職業もこれ以上長く拱手傍觀してゐることは出来なかつたのである。併し、斯かる處置を採る爲には勇氣を持たねばならず、又抵抗を無視するエネルギーを持たねばならぬであらう。茲には妥協などあり得ない。假令解決が苛酷を伴つても！

また、少なくとも強調し得られるのは、新規定は "Numerus clausus" (「限定採用主義」)を意味するところのこと、即ち何れにしても方法に於て理念、精神なき純然たる機械的手段、即ちこれを使用しても物

の本質には何等の變更をも齎らざる手段とは何等の關係もないといふことである。此の處置は舊制度の時代に於てのみ可能であつたであらう。新たな國家指導は此の處置を用ひないのである（これに付ては、レーク、一九三六年法律週報一頁以下参照）。

判、檢事の養成過程と對比して辯護士の養成過程を見るならば、次の段階が明かになる。

(一) 司法官試補は第二次試験に合格した後、「試補」なる稱號を受ける。茲で問題となるのは、唯單に稱號であつて、職號ではない。第二次試験に合格することからは、國家に對して權利などは生じないのであるが、然し試補には、司法官又は辯護士の見習試補となる可能性が與へられるのである。

(二) 第二條は左の如く規定してゐる。

「試補にして辯護士として認可せられんとする者は辯護士の業務に付特別なる養成を受くる爲辯護士の見習勤務及候補者勤務に服することを要す」(註一)。

さて、總ての者が見習勤務に採用せられ得るとは限らない。このことは第一五條第二項の規定より判明する。それに依れば、一個の裁判所には秩序ある司法に適當する以上の辯護士を其の所屬として認可してはならぬのである。それ故に、原則として、辯護士見習試補の數は、第一五條第二項に依り後日に生ずるであらうところの辯護士認可の可能性に従つて之を定めねばならぬのである。此の際顧慮すべきは以下の點である。

今日、此の原則を嚴格に適用せんと欲するならば、見習試補は殆んど採用することを得ないであらう。何となれば、殆んど總ての裁判所には過剩の辯護士が所屬してゐるからである。而して、其の結果として、我が國の青年は數年間辯護士養成過程より完全に除外されるであらうし、又職業の活氣ある機構の中に無責任なる停頓状態が齎らされるであらう。それ故、毎年見習勤務を許可するに當つては、此の點を顧慮せねばならぬのであるから、従つて、見習勤務採用の行はれざる時期は決して存在しないであらう。

年々問題となる試補の正確な數は今の所未だ擧げることには出來ぬ。何となれば、言ふ迄もなく一切の必要性や蓋然性を顧慮せねばならぬからである。

志望者自體の選擇は實績主義に従つて行ふべきである。此の場合、司法官見習試補及び辯護士見習試補には同一の要求を提出せねばならぬ。司法試補の選定に當つて強調されたのは、此の選定は人格、民族的誠實、能力及び専門知識に従つて行はねばならぬといふことであつた。私はこのことがまた辯護士見習試補に對する最善の選擇標準であると信ずる。辯護士の自由職業にあつてこそ、人格は特に堅固でなければならぬ。何となれば、官吏の服する嚴格なる職務上の監督は自由職業の原則上行はれないからである。

私の見るところでは、見習試補の選定といふことは、實現さるべき凡ゆる處置の中で最も困難なものである。決して、試験成績表のみで決定してはならぬ、寧ろ採用すべき試補を判斷する爲の凡ゆる事情を

集取すべきであらう（一九三五年二月一六日國專門團體青年法曹部評議會 Reichsgruppenrat der Jung-Juristen 會議の席上に於て試みた國法曹指導者フランク博士の演説、「青年と法律」第一二號二六六頁所載、參照）。私は此の場合、ナチス運動に奉仕したること、ナチス法曹聯盟に奉仕したることの證明こそ、個々志望者の人格及び團結心を認める爲の優れた手段であるといふことを指摘しても誤りではないと信ずる。

辯護士として認可せられんとする試補は、辯護士見習勤務に採用せられんことを求むる申請を提出せねばならぬ。即ち司法官試補が其の養成を受けたる地域を管轄する控訴院長を經由して國司法大臣に提出せねばならぬ。何となれば、控訴院長は志望者を最も良く判斷し得るからである。此の採用に付ては——これは取消することが出来る——國司法大臣が之を決するのである。國辯護士會の協力は茲には規定されてゐない。何となれば、見習勤務期間中、即ち一年間は、見習試補は専ら國司法大臣の懲戒權に服するからである。されば、控訴院長も亦見習勤務の開始に當つて試補に義務履行の誓約を爲さしめるのである。控訴院長は勤務に従事せしめる爲辯護士會長の推薦せる辯護士に試補を委託する。控訴院長は見習勤務を指揮し且試補をして其の義務を履行せしめる。

辯護士見習勤務中の試補の地位は全く辯護士の地位に類似するものではない。見習勤務は言ふ迄もなく辯護士の業務に熟達させる爲に定められたのである。それ故、第六條は、辯護士見習の勤務中試補は主として辯護士の事務に携はることを要するも、或る可く短期間内判事の職務にも携はることを要す、と規定してゐるのである。判事の職務にも携はることを要するといふ可能性こそ一般に利用されてほしいものである。特に非訟事件の分野に於ける判事の職務——私は特に土地登記制度を目標とするものであるが——に携はることは、有益であるやうに思はれる。卓見に依れば、見習勤務は決して試補を其の指導辯護士の一種の常置代理人と看做す結果を招來してはならぬ。此の見習勤務は少なくとも業務に就ける辯護士の爲に設けられたのではなくして、辯護士の業務に熟達すべき試補の爲に採り入れられたのである。それ故、法律も亦見習試補をば辯護士試補（第一三條に依り其の委託せられたる辯護士と同一の辯護士權能を有する）と或る程度迄對立せしめてゐるのである。

見習試補が未だ其の指導辯護士の右一三條に依るが如き辯護士權能を有するものでないことから、例へば辯護士試補とは異り地方裁判所に於ては唯辯護士の附添の下に於てのみ出廷し得るといふが如き論結が下されるのである。

見習試補が辯護士見習勤務を終了したときは、國司法大臣は之を辯護士の候補者として國辯護士會に委託すべきや否やを決する。

(三) 國司法大臣より三年の期間を以つて候補者勤務に採用された試補は始めて辯護士試補なる職號を受ける。

試補はこれより漸次辯護士として養成されるのである。試補は爾後其の職業組織に下屬する。それ故、第一一條に依つて、試補は候補者勤務の開始に當り最早控訴院長に依らず、辯護士會長に依つて義務履行の誓約を爲さしめられるのである。辯護士試補は此の時期より國辯護士會の懲戒裁判權並に辯護士會長の監督權に服する。辯護士會長は候補者勤務を爲さしめる爲、辯護士試補を辯護士に委託する。

候補者勤務を爲さしめる爲如何なる辯護士に辯護士試補を委託すべきやは、既存の事實より明かにされる。先づ第一に問題となるのは、從來より既に繼續的に試補を使役してゐるところの辯護士であらう、何となれば、言ふ迄もなく辯護士試補は見習試補と同じく第三條に依り官吏の見習勤務及候補者勤務に服する試補と同一の給料を、自由協定に基いて其の辯護士より受けねばならぬからである。

見習若は候補者試補を引受ける辯護士が十分に居らぬときは、身分監督の方法に依つて、見習及辯護士試補を適當に使役し且之に給料を支拂ふことの可能なる者に對して強制權を用ひねばならぬであらう。斯かる辯護士が悉く居らなくなつたとき始めて、國辯護士會は臨時賦課の方法を以つて支拂資金を調達せねばならぬのである。序に茲で問題となるのは、第二五條の規定、即ち、辯護士たる職務を一時執行することを得ざる辯護士の代理は原則として辯護士を除くの外、見習又は候補者勤務中の試補に限り之を委任することを要すといふ規定である。

辯護士試補は辯護士の職務を執行するに當つて、其の委託せられたる辯護士と同一の辯護士權能を有する。従つて、辯護士試補は其の辯護士の凡ゆる期日 (Termine) を守ることを得るのみならず、一般に其の指導辯護士が其の職務を行ふに當つて爲し得る一切の事項を行はしむべく授權することが出来る。或る一定の辯護士に辯護士試補として委託せられることは、又直ちに、代理權を設定するものであるから、裁判所は復代理權等を要求することを得ない。辯護士試補の地位は一般代理人の地位に比較し得るが、唯、指導辯護士に對する關係は法律行爲に基くものではなくして、法律規定(第一三條)に基くものである。

辯護士試補は候補者勤務に就いた後三年目の終りに至つて始めて辯護士の認可を獲ることが出来る。

(四) 申請は國司法大臣に提出せねばならぬ。國司法大臣は國民社會主義獨逸法曹聯盟國指導者と協調して國辯護士會長の意見を徴した後之を決するのである。

既に述べた如く、辯護士は一個の定まれる裁判所の所屬として認可される。即ち其の認可が秩序ある司法上適當なるが如き裁判所の所屬として認可されるのである。併乍ら、既に見習勤務に採用されるに當つて、將來司法上必要とする辯護士の數が顧慮されねばならぬのであるから、辯護士試補は其の辯護士試補たる過程を終了した後では辯護士として認可せられる保證を持つのである。このことより、此の規定は老辯護士の爲に設けられたものではないことが解かる。國法曹指導者、無任所相フランク博士の述べるところに依れば(一九三五年一月一五日附「青年と法律」第一二號二六五頁參照)、「それは、老辯護士の爲

に青年や或は又一般國民を踏臺とするところの勝利を用意する爲に設けられたのではない。辯護士に適任である、又適任であることを自覺せる青年の爲を思へば、彼等が少なくとも未だ自己に對して生存の基礎を與へるところの職業に就くことに配慮すべきであらう。

如何なる裁判所にも、第一五條第二項に依り、秩序ある司法に適當する以上の辯護士を其の所屬として認可してはならぬといふ原則は、將來所謂二重所得者の認可申請などは全然斟酌し得られないといふ結果をも招來するであらう。秩序ある司法上適當なる限り認可するといふ前提條件が異議なく確認される限り、「これに依つて、場合に依つては、公職に在るが如き志願者……及び屢々自己の生計上完全に十分なる官吏恩給を受けてゐるが如き志願者、然かも從來占めてゐた公職を勧められて辭し又は勧められて公職を辭する氣になつた後で始めて始めて其の辯護士たる内面的自覺や臆斷的資格を發見したるが如き者の當然非議さるべき殺到にも對抗し得るであらう」(レーケ博士、一九三六年法律週報第一號二頁參照)。

公職に在る志望者には見習勤務及び候補者勤務に關する規定を適用せずと定めたる第一七條の規定は何等之を變更するものではない。假令斯かる志望者に對しては、見習勤務及び候補者勤務は見合はせるべきであつても、尙ほ依然として、其の認可の前には、第一五條第二項の需要問題が横つてゐるのであつて、然かも斯かる志望者に對しては通常認可は拒絶すべきであらう。即ち司法の需要に従つて逐次其の數に相當するだけ認可されるところの後進の青年の爲に之を拒絶すべきであらう。

尙ほ認可に付ては同時認可の原則が完全に遂行された。何となれば、第一八條に依り區裁判所の所屬として認可せられた辯護士は其の申立に基き同時に當該區裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の所屬として認可されるからである。

將來は一般に區裁判所所屬辯護士の地方裁判所所屬としての同時認可は確定的に實行されるのであるから、國辯護士會長は國辯護士會總會の意見を聽いた後左記事項を決定したのである。

(一) 同一裁判所の所屬として認可せられたる數名の辯護士が一個の訴訟委任の處理を分取したるときは、生じたる手数料を一度だけ取立て且相互間に於て均一に分配する權利を有する。或る辯護士が委任者との相談及び書類の作成を、他の辯護士が口頭辯論の處理を引受けたる場合は特に然るのである。唯委任を更に移轉する (Widernahme) 爲に手数料の一部を交付することは之を許さぬ (辯護士の職務執行に對する基準三九)。

(二) 受訴裁判所の所在地に住所を有せざる辯護士が單獨に訴訟委任の處理を引受けたるときは、口頭辯論の處理に付ての法定旅費賠償請求權を委任者に對しても、亦救助事件に於ては國庫に對しても豫め拋棄してはならぬ。斯かる權利の拋棄は同僚よりも安値にするものとして身分違反である (辯護士の職務執行に對する基準三二)。

(三) 地方裁判所の管轄に屬する事件に於て區裁判所の管轄を合意し又は事實上正當と認められざる分割

訴訟 (Teilklagen) の提起に依つて之を誘致することは身分違反である (辯護士の職務執行に對する基準二〇)。

二、辯護士業

A 職業上の戒律 (Das Baristatut)

從來の辯護士法は第二八條に於て一般的慣用語を以つて辯護士の身分的義務を規定したのである。この點には、一九三五年一二月の第二次辯護士法改正法に依つて左の如き前置が附け加へらるべきである。

「辯護士は一切の法律事件に於ける職務ある獨立の代理人にして且助言者なりとす。其の職務は營業に非ずして法律に奉仕するものなり。

辯護士をして其の崇高なる任務を盡さしめ得る如く辯護士制度を確立するは、國政府の最も眞摯なる義務なりと思惟す。國政府は凡ゆる需要を超過する辯護士界への殺到が辯護士階級に取りて重大なる危険たるに止らず、延いては司法全體に取りても亦然ることを看取せり。此の危険を克服し且後進を免る可からざる失望に陥らしむることを防止せんが爲、國政府は左記の法律を制定したり云々」特に此の前置の第一項は第二八條の一般的慣用語を著しく補足するものと看做さるべきであるのみならず、延いては、身分法上辯護士の義務を全く新たな基礎の上に置くもののやうに思はれる。

此の第二八條は辯護士の職業を唯辯護士それ自體のみを顧慮して眺めたものである。辯護士法は自由主義的世界觀の時代に制定せられたものである。従つて立法者は辯護士業を其の他の凡ゆる職業と同様に眺めたのである、即ち之を個々人の生存の事實と全く同様に、個々の職業それ自體に於ける一個の興へられたる共通事實 (eine gegemeine (Vereinschafts) Tatsache)、序に言ふならば、存在するもの、中で最高のものと看做したのである。

凡ゆる民族同胞を共同態に關牽せしむること、或る階級の義務をば民族の全體に對する關係、すなはち、此の全體の生存に對する或階級の必要性から生ぜしむることに確定することは、従前はなかつたのである。

此の前文は遂ひに我々辯護士をば我々に義務を負擔せしめつゝ、我が國民共同態の成員たらしめ、以て我々の必要性は共同態の共同生活より且共同生活の爲に生ずるものであること及び吾人の義務は之に從つて測定されねばならぬことを示すものである。換言すれば、

「辯護士は一切の法律事件に於ける職務ある獨立の代理人にして且助言者なりとす。其の職務は營業に非ずして法律に奉仕するものなり云々」

なる前文は、我々の義務は國民共同態の基礎たる法律に奉仕することに從つて測定されねばならぬことを示すものである。それ故、我々の義務は國民全體に奉仕することである。これに依つて、我々の身分觀の

基礎となる義務概念は、只一階級だけに局限されてゐるところの個人主義的な考察方法より離れて、民族的共同態思惟の最高の義務概念に移行するであらう。

B 辯護士界の組織

(一) 總論。新法律は既に一九三三年早春の法律を出發點とするところの、國家及び黨に於て徹底的に遂行せられた指導者思想に基く最後の歸結を意味するに過ぎないものである。指導の此の中央集權化は全職業階級のヨリ緊密なる統合を意味するものである。従つてこれに依り指導部との完全なる融合は保證せられ且總ての併立否對立關係は是正せられ、然かも他方に於て、正常なる地方的要求は評議會の構成を通じて顧慮せられるのである。此の嚴格なる統一的指導は普く承認するところとなつた司法の機關としての辯護士の地位に相當するものである。

辯護士階級の純然たる身分的代表權は依然として國民社會主義獨逸法曹聯盟國專門團體辯護士部に留保されてゐる。新國辯護士會は只國家より辯護士階級に課せられたる從來は同時に地方辯護士會に依つても實行されてゐたところの任務を履行且監督する爲に設けられたのである。これが爲に、國辯護士會は法律第四二條に於て、「見習及候補者勤務に服する試補の養成に協力し且其の受くべき給料……の支拂を保證する」任務を有するのである。

國辯護士は國司法大臣の監督に服する。何となれば、司法の其の他の機關に對する監督權も國司法大臣にあるからである。それ故、此の點は既に統一的に規定されねばならなかつたのである。監督は依然として國辯護士會の自治に十分にして且固有なる活動分野を許容してゐる。國司法大臣の監督、従つて其の共同責任に依つてこそ、將來或る司法機關にとつては極めて重大なる意義を有するところの辯護士の經濟的利益は永久に保護されるであらうし、而して又、辯護士の司法機關たることを認め且其の成員として取扱ふことは、此の監督權に依つてこそ示されるのであるが、このことは又此の身分を理念的に徹底的に健全化し且辯護士に對する反感を完全に除去する上に於て少なくとも尊重さるべき理念的價値要素である。

注目すべきは、辯護士階級の身分的代表機關たる國民社會主義獨逸法曹聯盟の著しき關與であつて、これは誠に歡迎すべきである。ナチス法曹聯盟は國辯護士會長、評議員及參事會員の任命に關與する廣大なる權利を有する。新たに認可せらるべき志望者の選擇に當つても、ナチス法曹聯盟は之に關與する絶大の權利を與へられてゐる。これに依つて、國民社會主義獨逸労働黨の基準的下部組織の必要なる作用は保全せられ且國民社會主義國家の既に存在せる、又既に遂行せられたる諸原則に適合せられたのである。國民社會主義獨逸法曹聯盟の關與は適當なる指導及び新認可の場合に於ける正常なる精選を保證するであらう。

(二) 國辯護士會は權利能力ある公法上の團體である。國辯護士會は獨逸各裁判所の所屬として認可せられ

たる總ての辯護士に依つて構成されるのである、従つて之は全辯護士界唯一の機關である。それ故、舊國辯護士會及び地方辯護士會の權利義務は此の國辯護士會に合一されたのである。このことより、國辯護士會の任務も亦明かになる。假令任務の履行を固有の機關に委任することが出来ても、國辯護士會は單獨で責任を負ふのである。國辯護士會は第二四號に依り、見習及び辯護士試補の養成に協力し且其の給料を保證せねばならぬ。國辯護士會は其の前任者（舊國辯護士會及び各地方辯護士會、全施設を含む）の凡ゆる財産法上の權利義務を繼承するものである。従つて全範圍に互つて其の繼承者である（第一〇五條）。將來は獨り國辯護士會のみが會費徵收權を有し、國辯護士會の機關に過ぎざる地方辯護士會は最早此の權利を有せぬ（第四三條、第四四條）。國辯護士會は第四一條第二項に依り、自治事務として、即ち原則として指圖を受けず、自己の責任及び發案を以つて其の任務を履行する。國辯護士會は第四四條に列擧せられ且國民社會主義國家の行政原則に従つて活動するところの機關を通じて行動する。國辯護士會及び其の機關の行動は會則に依つて規定され（第五六條）、其の第一次會則は國司法大臣が之を定めるのである（第一一〇條）。

一、會長は國辯護士會の法律上の代表權を有する。次の二に述べる評議會は國司法大臣に會長を推薦する。國司法大臣は國法曹指導者の同意を求め且五年の任期を以つて之を任命する。それ故、これら三者の意見が一致せねばならぬのである。然らざるときは、評議會は他の推薦を爲さねばならぬ。（第四五條）。

會長は五名の評議員（第四六條）及び辯護士會長に對する法定推薦權を有する。會長は辯護士會理事を任命する。會長は參事會の意見を徴した後、法律の範圍内に於ける會則の變更を爲すが、此の變更には國司法大臣の承認を要するのである（第五六條）。更に、會長は評議會の意見を聽いた後、事務章程を發する（第四八條）。會長は國辯護士會の豫算を編成し且國辯護士會の會費を決定する（第四七條）。會長は毎年決算報告書を作成し（第四七條）且國辯護士會の行動及び状態に關し書面を以つて國司法大臣に之を報告せねばならぬ（第五七條）。

會長は一切の認可及び認可の取消に先立つて意見を求められねばならぬ（第一六條、第二五條^a、第九九條）。會長は各辯護士會長に對する監督權を行ふ。會長は従前の辯護士に對して、其の登録抹消後に於ても職號の繼續使用を許可することを國司法大臣に提案することが出来る。（第二五條^b）。

會長は懲戒院の部の裁判長となり、國司法大臣に部の數を提案し且各年度の始に於て當該年度に付事務を分配する（第九〇條）。會長は懲戒院の凡ゆる判決の正本及び抄本を交付する（第九五條）。

會長の其の他の活動及び其の他の任務範圍は第五六條所定の發せらるべき會則より明かになるのである。

會長の業務執行は發せらるべき事務章程（第四八條）より明かになるであらう。

會長は専ら懲戒院の懲戒裁判に服する（第六六條^b）。

二、評議會。評議會は會長の常置代理人、爾餘の四名の通常會員及び五名の代理人より成る。任命は會長の推薦に基き國法曹指導者の同意を得て國司法大臣が之を行ふ。其の任期は五年である。其の任期満了前に辭任した者があるときは、其の代理人が之に代る、此の者に付ては代理人は定められぬ。此の者が任期満了前に辭任したとき始めて、殘餘の任期期間に付て代理人を定むることなく新會員が任命されるのである（第四六條）。評議會の議長には國辯護士會長となる。第四六條には明確な規定はないが、このことは、指導者原理より直ちに明かになるものと思はれる。職務執行は事務章程（第四八條）に従ふ。

評議會は絶えず會長に助言を與へる義務を負ひ、更に、辯護士法及び辯護士制度の分野より生ずる意見を、各立法機關、國の各最高官廳、各最高裁判所又は懲戒院に具申せねばならぬ（第四六條）。

評議會は其の一部が參事會（次の三參照）を構成するのであるから、従つて其の權利義務をも有するのである。

評議會は會長の任命に當つて推薦權を有する（第四五條）。

評議會は事務章程を發するに當つて會長より意見を求められねばならぬ（第四八條）。

評議會は各司法年度毎に國辯護士會員中より法律を以つて規定せられざる辯護士たる懲戒院部員を定め（第九〇條）、更に部長の選任に當つては意見を徴せられねばならぬ（第九〇條）。

尙ほ、評議會の行動は發せらるべき會則及び事務章程に於て定められるであらう（第五六條、第四八條）。

評議會員は——通常會員のみならず代理人も亦——専ら懲戒院の懲戒裁判に服する（第六六條り）。

三、參事會。參事會は評議會及び辯護士會長又は其の代理人より成る（第四七條）。評議會の代理會員は辯護士會長の代理人と同じく、其の代理人に選任せられたる通常役員の差支ある場合に限り就任するのである。評議會員の選任に就ては前述した。辯護士會長及び其の代理人は國辯護士會長の推薦に基き國法曹指導者の同意を得て國司法大臣が之を選任する。其の任期は五年である。

參事會の議長には國辯護士會長となる。參事會の業務執行は發せらるべき事務章程（第四八條）より明かになるであらう。

通常、參事會は一般的な問題に付て國辯護士會長に助言を與へる義務がある。繼續的協議の爲にヨリ小規模の評議會が設けられたのである（第四七條）。

參事會は豫算の編成、會費の決定、決算年度報告書の作成、會則の變更に關與して意見を求められねばならぬ（第四七條、第五六條）。

尙ほ、參事會の行動は發せらるべき會則（第五六條）に従つて定められるのである。

參事會員（評議會員及び其の代理人並に辯護士會長にして其の代理人に非ず）は懲戒院の專屬的懲戒裁

判に服する（第六六條b）。

四、辯護士會長。辯護士會長は新制度に依つて、不健全なる中央集權化を豫防する爲に新設されたものである。辯護士會長は或る程度迄事實上舊理事會の職務を引繼いだのである。辯護士會長は或る程度迄従前の辯護士會理事長（Vorsitzende des Kammerverbandes）に相當するものであつて、只其の地位が指導者原理に従ひ指導者の地位に準じて形成せられたに過ぎないのである、が然し、助言を與ふる合議體たる新理事會（Rechtsanwaltskammer）の補佐を受けるのである。

辯護士會長は國辯護士會の機關である（第四四條）、従つて大體に於て何等獨立の權能及び任務を有せず、地方的下級機關（örtliche Unterbehörde）として上級機關の指導を受ける。それ故、辯護士會長は國辯護士會長の指圖に拘束されるのである（第四九條）。

辯護士會長は國法曹指導者の同意を得たる上國辯護士會長の推薦に基き國司法大臣に依つて任命される。其の任期は五年である（第五〇條）。其の代理人も亦選任される（第四七條）、此の選任は法律に規定なき爲、會則に基いて行はれるのである。

辯護士會長は將來は第四九條に従ひ、自己の責任を以つて、併し國辯護士會の指圖及び基準に拘束せられて自己に下屬する地域に於ける國辯護士會の任務を遂行せねばならぬ。それ故、辯護士會長には任務が委任されるのである。尙ほ、法律は固有の特別任務を辯護士會長に與へてゐる。即ち、辯護士會長は自

己の管内に住所を有する辯護士及び辯護士試補に對して問責を爲し且不同意を表明する權利を有するのである。尤も辯護士に對しては、理事會の常設委員會の意見を聽いた後でなければならぬ（第五二條）。更に、辯護士會長は其の管内に於て辯護士相互間又は委任者との爭議を調停する（第五三條）。尙ほ、辯護士會長は要求あるときは、其の管内の各裁判所に辯護士契約の範圍より生ずる意見を具申せねばならぬ（第五四條）。

辯護士會長は辯護士試補をして義務履行の誓約を爲さしめ、辯護士試補に對する監督権を行ひ且養成の爲之を辯護士に委託する（第一一條、第一二條）。

辯護士會長は懲戒裁判所の裁判長となり、各年度の始に於て當該年度に於て其の他の懲戒裁判所部員、其の代理人、順位、場合に依つては數個の懲戒裁判所部の設定及び其の構成を定める。辯護士會長は懲戒裁判所に關する職務上の一般監督権を行ふ（第六七條）。辯護士會長は懲戒裁判所の判決及び費用確定處分の正本を作成、交付且執行する義務を負つてゐる（第九六條、第九七條）。

其の他の行動は國辯護士會の會則に於て定められるのである（第五六條）。辯護士會内部に於ける事務の分配には、辯護士會長は國辯護士會長の發すべき事務章程に對する提案權を通じて關與する（第五一條）。

辯護士會長は懲戒院の專屬的懲戒裁判に服する（第六六條b）。

五、辯護士會。辯護士會は各控訴院管内毎に設けられる。必要あるときは、國司法大臣は一控訴院管内に第二辯護士會の設立を命じ得る（第四九條）。辯護士會理事會（Kammer）は假令其の呼稱は保持されてゐても、從前の辯護士會（Rechtsanwaltskammer）とは最早何等の關係もない。理事會は從前の辯護士會理事會（Kammervorstande）に類似するものであるが、然し指導者原理に従つて唯單に助言的作用を有するのみである。辯護士會は國辯護士會の機關であつて、權利能力を有しない（第五〇條）。

辯護士會理事の數は必要に應じて定められる。其の任命は國辯護士會長が其の管内の辯護士中より之を行ひ、其の任期は四年であつて、此の任命には國司法大臣の確認を要する。理事の周期的辭任は辯護士會理事に關する舊規定を變更することなく改正規定に採り入れられてゐる（第五〇條）。

理事會は辯護士會長の任務遂行に付て助言を與へる義務を有する（第三九條）。各辯護士會理事の中より、三名の委員を以つて構成せられる常設委員會が形成される、辯護士會長は其の懲戒的監督權を行使するに當つて此の委員會の意見を徵せねばならぬのである（第五二條）。

各辯護士會理事の中より、辯護士會長は懲戒裁判所の爲裁判長代理、陪席員及び其の代理人を定める（第六七條）。

懲戒裁判に付ては、辯護士會理事には一般的規定が適用される。

（註1）Siehe Rabe in Kammer-Zeitung Nr. 1/2, 1936.

三、懲戒裁判權

A 懲戒裁判所及び懲戒院

今や懲戒裁判權は同じく組織的に新制度に採り入れられた。從前は辯護士會理事會が第一審の懲戒裁判所として裁判を爲したのであるが、今日の懲戒裁判所は、唯合目的性的商量に基いて當該辯護士會「に」設置せられた國辯護士會の機關である（第四四條、第六六條^a）。從前國辯護士會「に」設けられた懲戒院は國辯護士會の機關として國辯護士會の懲戒院となつたが、これは組織的に見て正當である。

懲戒裁判所（部員五名）は國辯護士會の機關として辯護士會に設置される。辯護士會長は其の裁判長となり、各年度の始に於て當該年度に付辯護士會理事の中より爾餘の懲戒裁判所部員、順位、代理等を定め、更に數個の懲戒裁判所部の設定及び其の構成を定める。辯護士會長は懲戒裁判所に關する職務上の一般監督權を行ふ。

國辯護士會の懲戒院は國辯護士會長、其の常置代理人、各司法年度毎に國辯護士會評議會に依つて定められる其の他の國辯護士會員及び各司法年度毎に大審院評議會に依つて定められる大審院の部員より成る。各年度の始に於て、國司法大臣は國辯護士會長の提案に基いて部の數を定める、部は辯護士四名及び

判事三名の組立を以つて裁判を爲すのである。國辯護士會長及び國辯護士會長が評議會の意見を聽いた上各年度の始に於て其の年度内裁判長に選任した辯護士たる部員が部長として裁判長となる。國辯護士會長は各年度の始に於て事務を分配する義務を負つてゐる（第九〇條）。

B 懲戒手續（註二）

(一) 従來は一方に於ては、州司法行政が申請者に對して認可を拒絶した場合及び認可の取消が爲された場合には或る程度迄懲戒手續の協力が行はれ、又他方に於ては、懲戒手續に於て公益の保護を目的とする懲戒的刑事司法が行はれたのである。

前記の任務中、新法律に於ては認可の場合に於ける懲戒裁判所の協力が除去された。此の認可に付ては、國司法大臣がナチス法曹聯盟國指導者の同意を得たる上國辯護士會長の意見を聽いて之を決するのである（第一六條）。

認可の場合に於ける懲戒裁判所の協力は見習及び候補者勤務に關する規定の挿入に依つて除去せられた。候補者——「辯護士試補」——は通常三年間の候補者勤務中辯護士會長の監督權及び國辯護士會の懲戒裁判權に服するのであるから（第一一條）、それに依つて、不適當なる分子を辯護士界より追放する點に付ては、従來よりも遙かに廣大なる保證が與へられてゐるのである。

辯護士は其の認可と同時に、辯護士たる職務より生ずるところの總統及び獨逸國民に對する義務に外な

らざる全く特殊な身分的義務を負はせられるものであることは、辯護士は管轄懲戒裁判所——主として此の義務を保護する職務ある裁判所——の最近の開廷に於て辯護士會長に對して其の辯護士宣誓を爲すべしとする規定（第一九條）の中に明かに示されてゐるのである。

更に、認可取消の場合には、懲戒裁判所に、最後の、即ち極めて重大且責任重き決定が委任されてゐる場合がある、即ち以下の場合がそれである。

- 一、當該辯護士の境遇及び其の經濟的處理の方法が依頼者の利益を害するとき、
- 二、辯護士が辯護士たる職務の品位に悖る行爲を追求するとき、
- 三、辯護士が身體的缺陷に因り又は其の身體若は精神の衰弱に因りて引續き辯護士の職務を秩序正しく行ふこと能はざるとき、

更に、

辯護士が其の職務と相容れざる公職に就き若は職業を営むとき、

而して此の最後の決定は、國司法大臣が當該辯護士に對して以上に掲げたる理由に因り認可を取消すべきことを通告し且當該辯護士が一定の期間内に右事由を理由として懲戒裁判手續を申立て後に爲されるのである。（第二二條、第二三條、第二四條）。此等の場合には、公判開始決定を爲すことなく公判を開始し、代理禁止の言渡に關する規定が準用されるのである（第九三條）。

これらの規定は、懲戒裁判所を其の一機關とする（第四四條）國辯護士會が自治事務として其の任務を履行することを要するといふ原則（第四一條）に従つて、從來の懲戒裁判所の任務を擴張する意味を持つものである。

懲罰手續としての懲戒手續（第四章）は新法律に於ては大體に於て變更されなかつた。

特に、「辯護士及び辯護士試補にして自己に課せられたる義務に違背したる者は懲戒裁判に依つて處罰せらる」

といふ一般的原則及び辯護士試補に付ては幾分か差異はあるが、懲罰の種類及び懲罰の範圍に付て然るのである（第六二條及び第六三條）。

興味あり且明かにすべきは、第六三條第三項の規定である。それに依れば、監督方法に於て爲したる問責又は不同意は同一事項の故を以つてする懲戒裁判を妨げぬのである。茲には、今日尙ほ行はれてゐるところの法律原則 *ne bis in idem*（一事不再理）の侵害などはあり得ない、蓋し、問責又は不同意は何等懲罰の性質を持つものではないからである。新規定より明かになるのは、問責又は不同意は何等贖罪、即ち懲罰を意味するものではなくして、主として訓戒的な、將來の爲になる教訓的な性質を持つものだといふことである。

同一行為の廉を以つて開始せられた懲戒裁判手續と刑事手續との關係に付ては、第六五條は從來の規定

と著しく相違せず、同時に、從來は未だ統一的に運用されてゐなかつたところの一個の喜ぶべき規定、即ち懲戒裁判所が全員一致を以つて改めて再審査の決定を爲さざる限り、刑事裁判官の事實認定——判斷に非ず——に拘束されるといふ規定を設けてゐる。此の規定は權利發見の爲に設けられたのである。それは確かに望ましからざることはあるが、種々異なる裁判官の判斷は生ずる可能性があるのであるから、此の觀點は價値があるのである。

審級は——第一審は懲戒裁判所、第二審は懲戒院——變更されなかつた。が然し、國辯護士會長、國辯護士會評議員並に辯護士會長に付ては、第一審にして且終審としての懲戒裁判所たる懲戒院が専屬的管轄權を有するものと定められてゐる（第六六條a及b）。

此の特別規定は當該關係者の個人的利益を目的とする處置又は優遇などを意味するものではない。其の反對が正しいのである。職業階級の指導者團にあつてこそ、假令當該關係者が一審級を失ふとも、階級指導部の綱紀を絶對に保持する爲には、最高辯護士裁判所の面前に於て最も速かに必要なる解決を計るべきであらう。國民社會主義獨逸労働黨及び其の支部團體の各裁判原則に適合して此の規定が設けられたといふことは、興味あることであり、又恐らくは斯かる意圖の下に設けられたのであらう。

第八一條の新規定は、實際に於て不便な規定、即ち書記は辯護士會の所在地に住所を有する辯護士でなければならぬ——即ちマグデブルグ懲戒裁判所の開廷日には辯護士はナウムブルグ・アン・デル・ザール

から参加せねばならぬのである——とする規定を改めたものであつて、それに依れば、書記は懲戒裁判所の所在地に住所を有する辯護士でなければならぬのである。

最後に尙ほ指導者原理及び中央集権化遂行の結果として、第九一條 a 乃至第九七條の代理禁止及び其の實行の言渡竝に執行及び費用に關する形式的規定が修正せられた。

假令懲戒手續が大體に於ては依然として舊態を保持してゐても、個々の點に於ける種々の修正は頗る重要であるから、懲戒手續を一新する規定が必要となるであらう。斯る新規定を豫期し得られるといふことは、既に第四章冒頭の字句の暗示するところである。

四、大審院所屬辯護士

從來の認可規定を修正する主なる點は、此の認可は最早之を大審院評議會の自由裁量に任さぬといふことにあるのである。此の認可は國司法大臣が國法曹指導者と協調して之を行ふ、其の間に、大審院長及び國辯護士會長は意見を求められねばならぬのである。今後大審院所屬辯護士は大審院部員に對する年齢規定に従つて滿三十五年に達せねばならぬ（第九〇條）。従つて、認可規定は大體に於て一般認可規定に類似するものであるが、茲に於てこそ特に意義あるのは、基準的な黨下部組織、即ち國法曹指導者が關與するといふことである。

五、其の他の規定

茲に於て特に關心を持つべき規定は左の如くである。

未だ決定せざる認可申請は新規定に従つて處理される。従つて、標準となる時期は認可申請の時期ではなくして、申請を確定的に決定する時期である。

一九三八年迄、苛酷の緩和が十分に保證されてゐる。それに依れば、或る一定の場合に於ては、見習及び候補者勤務の全部又は一部を免除せられ得るのである。

喜ぶべきは、辯護士の經濟状態に従つて會費に等級を附することが、第四三條に於て一般的に規定されたことである。

從來は辯護士が或る裁判所の所屬として認可せられ、其の裁判所の地域に其の住所を定めなかつた場合には、一名の送達代理人を選任する必要があつたのであるが、此の送達代理人の選任は第二〇條に依つて廢止された。その代り、國司法大臣が辯護士の住所を定めるのである。併乍ら、これは只新認可に付てのみ然るのである。從來の認可に付ては、第一〇四條に従ひ依然として舊規定が認められてゐるのである。

新たに國辯護士會の機關が決定される迄、從來の之に相當する施設 (Anstalten) が新法律に従つて事務

を續行する(第一〇六條)。此の規定は國辯護士會の會費徵收上當該司法年度に付て暫定的に設けられたのである。

これに付ては左記の國辯護士會長の指令が發せられた。

『國辯護士會の改組は既に新法律の施行と同時に完了せり。従つて、從來の意味に於ける國辯護士會も、將又從來の辯護士會理事會も存續せず。今後は只一九三五年一月三日の法律に依つて修正せられたる辯護士法第四一條に所謂新國辯護士會のみ存續す。

新國辯護士會機關の確定的任命問題とは別に、國辯護士會長及び評議會の事務は差當り從來の國辯護士會長及び評議會に於て、地方辯護士會及び其の會長の事務は從來の辯護士會長及び辯護士會員に於て之を處理す。懲戒院及び各懲戒裁判所は新たに構成せられる迄、從來の組立を以つて其の職を司掌す。

代表者制 (Präsidentialsystem) への組織的轉置は外部に向つても之を表示す可く、其の爲には、從來の辯護士會理事長 (die Präsidenten der bisherigen Kammervorstände) は「何々辯護士會長」、最高機關 (die Spitzenbehorde) は「國辯護士會長」と稱することを要す。

「國辯護士會」(Reichs-Rechtsanwaltskammer) は所謂獨逸國の各裁判所所屬として認可せられたる辯護士の統合體にして(第四一條)、「辯護士會」(Rechtsanwaltskammer) は從來の辯護士會理事會に代るべき地方的行政機關たるに過ぎず(第四九條、第五〇條第二項)。

辯護士會長は自己の任務の範圍に付單獨にて責任を負ひ且署名の權利を有す。但し辯護士會長はこれに依り個々の事務、例へば、會計事務の如きを其の辯護士會の理事に委任し、又は既に從來の事務章程に依つて許可せられ居る所に於ては、身分的監督の事務を數部に分つて處理せしむるを妨げられず。

右の場合に於ては、其の代理人若は部長は「辯護士會長代理」(Der Präsident i. V.)と署名す。第五二條、第五三條、第五四條に於ける「辯護士會長」なる字句は從來の辯護士會理事會の意味に於ける綜合體 (Gesamtbehorde) に及ぶものことす。

第六七條第二項は、辯護士會長が懲戒院に所屬する場合に於て其の代理人が懲戒裁判所の裁判長となるものと解すべし。第九七條第二項及び第四項に基く職務も亦一名の辯護士會理事、特に書記に之を委任することを得。此の場合個々の點に付て生ずる疑はしき問題は事務章程に於て之を闡明すべし(一九三六年法律週報二八頁參照)。

第一〇九條には、外國辯護士の爲に其の希望に依つて爲すべき宣誓が規定されてゐる。

國辯護士會の第一次會則は國司法大臣に依つて定められる(第一一〇條)。

注目すべきは、此の新法律に依つて生ずることのあり得べき損害賠償請求權が明文を以つて否認されてゐることである(第一一一條)。

尙ほ、國司法大臣は不備の點を除去して新たに辯護士法の全法文を公告する權限を有し、更に施行細則

及び補充命令を發し得るのである（第七條）。

（註11） Siehe Imman in Kammer-Zeitung Nr. 1/2. 1936.

第三章 財産權に關する訴訟事件に於ける區裁判所

の管轄に關する法律及び救助事件に於ける

辯護士手数料の補償に關する法律の論述

財産權に關する訴訟事件に於ける區裁判所の管轄に關する法律の定むるところに依れば、裁判所構成法第二三條第一號に依る財産權上の請求に關する訴訟に於ける區裁判所の管轄に對する價額の限度は一九三六年四月一日以降は五〇〇ライヒスマルクとなる。

此の法律に付て注意すべきは、此の法律は國民共同態の爲に作られたものであるといふことである。インフレーション時代に於て管轄の限度が漸次引上げられたのは、唯單に貨幣價値の下落に基てのみ是認さるべきである。貨幣價値の全く安定せる今日では、衡平的商量に基いて區裁判所の管轄に對する價額の限度は引下げらるべきであらう。何となれば、裕福ならざる同胞にとつてこそ、五〇〇ライヒスマルクの價額の限度を越へる財産權上の請求權は極めて重要なる資金であるから、地方裁判所の第一審判決に對し

ては他の合議裁判所たる控訴院に控訴を以つて上訴し得るといふ立法者の認めたるヨリ、大なる法律的安全が若しも彼に與へられなかつたならば、彼はそれを不可解なごとく見るだらうからである。

區裁判所の管轄に對する價額の限度の引下げは區裁判所の所屬として認可せられたる辯護士にとつては職務上の犠牲を意味するものであるといふことは正しい、が然し、一般に行はれる同時認可は此の點を相殺するものである。

辯護士が區裁判所の管轄に對する價額の限度の引下げ、従つて、辯護士強制の擴張に依つて經濟的利益を獲る限り、此の利益は、救助事件に於ける辯護士手数料の補償に關する法律が救助手数料を全く一般的に五分だけ減削し且つ婚姻事件に於ては全額手数料を、訴訟物の價額に拘らず二四ライヒスマルクの確定額に代へ、婚姻事件の假處分に關する手續に於ては手数料の最多額を二四ライヒスマルクと定めたことに依つて相殺されるのである。

此の點を正確にする爲茲で強調したいのは、此の五分の削減は從來の如く未だ二割若くは二割五分を減額されなかつた原手数料額からなされたものだといふことである。それ故、今次の引下げは最後に補償された救助手数料額の五分以上に昇るのである。

第四章 一九三五年十二月一三日の法律的助言濫用

防止法に關する論述

(一) 總論。他人の法律事件の業的處理は此の法律が公布せられる迄は營業自由の原則に従つてゐたのである。

營業の自由とは何を意味するか。

營業の自由とは營業的企業 (Gewerbliche Unternehmung) の設立及經營に於ける個々人の自由が法律秩序の原則であることを意味する。營業の創設に於ける此の自由の原則は放任主義 (Laissez-faire) の思想と共に自由主義的世界觀の根幹であつた。それ故、過去の自由主義政府時代の立法者は權利保護の分野に於ける斯くの如き營業の自由に依つて生じたる弊害を認めたと拘らず、其の世界觀の原則より離反することが出来なかつたのである。その結果として、一八八三年七月一日の營業條例改正法の齎したのは、唯單に、信賴し得ざることが證明された場合警察官廳に於て爾後に於ける他人の法律事件の營業的處理の續行を禁止するといふ可能性であつた、同改正法はこれを命令規定 (Missvorschrift) を以て規定したのである。

斯くの如き營業開始當時に於ける信賴し得べき者の選擇を拋棄するといふ法律の理由は今日では全く奇妙に思はれる。即ち立法者の考へたところのことは、法律秩序と相容れざるが如き敗殘者に對しても權利保護の分野に於て新たな存在を求める可能性を興へねばならぬといふことだつたのである。これは、假令其の職業に就くに當り營業の許可を受ける義務を以つて其の信賴性を審査せねばならないとしても、不可能であらう。斯かる理由は個々人の利己的な利益が全體の福祉に優るものとする自由主義的世界觀の原則からのみ理解し得られるであらう。

個々人の自由をして共同態の凡ゆる束縛に打克たしめるところの個人的利益中心の此の思惟に對して、アドルフ・ヒットラーは「余の闘争」第三二六頁に於て次の如きアリアン人の理想主義的傾向を述べてゐる。

「アリアン人は其の精神的素質それ自體に於て最大である許りでなく、共同態の爲に欣然として一切の能力を捧げる覺悟の程度に於て最大である……斯の如き行動の生ずる根本的傾向を我々は——利己主義、私益と區別する爲——理想主義と呼ぶ。それは唯、全體の爲、其の同胞の爲に個々人の能力を犠牲に供することを意味するのである。」

「公益は私益に先行する」といふ原則を持つところの此のアリアン人の性向に基き、自由主義的世界觀及び個々人を一切の考察の起點とする其の原則は國民社會主義に依つて克服されたのである。

此の國民社會主義的原理に依れば、權利の保護、他人の法律事件の處理を營むに當つても唯全體の利益が標準となるのみである。従つて、これより直ちに判明するのは、信賴し得ざる權利保護の危険より一般人を救ふ爲には、當初より、唯信賴し得べき者に對してのみ斯かる業務の執行を許可し得るといふことである。

既に一九三三年七月二〇日の法律が民事訴訟法第一五七條の從來の規定、即ち司法省に對し裁判所の面前に於ける口頭辯論の爲訴訟代理人を許可する全權を與へてゐるところの規定を嚴にして、司法省は許可の決定に當つては、從來の如く、需要問題のみならず、此の職務に對する人格的適合性をも顧慮し且審査せねばならぬとしたのは、右の如き理由に基いてであつた。更に、一九三三年七月二〇日の法律が發布されて以來、獨逸法律戦線が包括的な實際的整理運動、特に信賴し得べき補佐人を戦線の特別職業團體に糾合することに依つて法律助言者階級の新たな發展の準備を企圖したのも、斯かる理由からであつた。

一九三五年一月一三日の法律的助言濫用防止に關する法律は其の結末を意味するものである。蓋し他人の法律事件の處理に付て許可強制が採用され、それに依つて、克服せられたる自由主義的時代の營業自由の原則が打破せられたからである。

我々は我々の指導者を通じて過去の自由主義的な利己主義的理念を克服した。我々は權利の保護が我が

國民の心の奥底までも浸透せる信用業務 (Vertrauensboruf) を示すものであると云ふ事實に基いて、此の業務の執行に付ては最も困難なる前提條件を提出するに至つたのである。

我々にとつては、他人の法律事件の處理に對する許可強制の採用は全立法を貫流するところの革命的原則、即ち

公益は私益に先行す、

「自由主義を打倒せよ！」

なる原則の必然的な歸結を意味するものである。

(二) 指導者責任主義の原則に従つて、新法律は、他人の法律事件の處理に對する從來の認可手續とは全然異つた規定を設けてゐる。他人の法律事件の處理を爲さんとする者は總て最早以前の如く、依頼者大衆の上に無拘束に放任される様なことはないであらうし、又恐らくは、信賴し得ざる者に依つて既に甚大なる損害が惹き起された後に至り始めて、此等の者に對して干渉が加へられる様なことはないであらう(註一)。同様に、客觀的には依頼者側に於て何等斯の如き要求がないときでも、斯くの如き營業的活動の不埒なる實行は最早許容されぬであらう。更に之に關聯して、司法の利益の爲に身分法、手数料規則及び特別の懲戒法に拘束せられて最高の職業道德に服し且職務を執行するところの權利擁護者に對する競争は最早許されぬであらう。(此の競争は從來は屢々凡ゆる許さるべき程度を超へて行はれてゐたのである)。

法律的助言及び他人の債権又は取立の目的を以つて譲渡せられたる債権の取立其の他他人の法律事件の處理は、寧ろ、當人が之に付て管轄官廳、即ち施行細則第一一條に依り、法律的處理の行はるべき地域を管轄する地方裁判所又は區裁判所の長より前以て許可を與へられたときのみ、業として、(然かも本業及兼業たる又は有償若は無償たるを問はず)之を營み得るのである(法律第一條)。此の許可は次の三つの前提條件が具備されたときにのみ之を與へることが出来るのである。

一、申請者は此の職業に付て必要なる信頼性及び人格的適合性を具へねばならぬ。これが爲には、申請者が其の從來の行狀に於て國民共同態の有益なる成員たることを認められ且國民共同態の利益を侵害しなかつたことが先づ第一に必要である。それ故、原則として、施行細則は、申請者が犯罪簿に依り或る重罪の故を以つて有罪の言渡を受けたか又は信頼性の欠缺を認めさせるところの或る輕罪、特に財産權に對する輕罪の故を以つて有罪の言渡を受けたことが判明したときは、信頼性を缺くの故を以つて許可を拒絶するものと規定してゐるのである。此の場合には勿論、此の種の犯罪行爲が大放に因つて判決せられるに至らなかつたか又は言渡されたる刑が特赦行爲に因つて免除せられたか否かに依つて區別を設けることは出來ない。これは既に營業條例第三五條に對する從來の判例の認めるところである。信頼性を缺くこと及び適合性を有せざることは、言ふ迄もなく、刑事裁判所の判決又は刑の履行其のものに依つて始めて證明されるのではなくして、犯罪行爲そのもの、所犯に依つて證明されるのである。

それ故、施行細則が第七條に於て更に、刑法若くは懲戒法に基く有罪判決に因つて官吏關係より除外せられた者又は懲戒裁判所の有罪判決若は認可の取消に因つて辯護士職より除斥せられた者には許可を與へざる旨規定してゐるのは、論理の一貫を物語るものである。何となれば、斯の如き者が職務義務の履行に當り又は辯護士が其の職務の執行に當つて既に信頼し得ざることを認められたならば、他人の法律事件の處理に付て必要なる信頼性及び人格的適合性などは最早問題であり得ないからである。

併乍ら、これを以つて信頼性及び人格的適合性の問題は論じ盡されたのではないのである。他人の法律事件を處理する者は非常に多くの場合に於て、例へば、他人の家屋及び財産管理の營業的引受又は他人の債権の取立の如き場合に於ては、短期間若は長期間に互つて重要な財産價值 (Vermögenswerte) を入手して管理せねばならぬものであることを考へるならば、彼自身の境遇及び彼自身の經濟管理の方法に付て如何なる非難の餘地をも與へないやうにすることが勿論必要である。それ故に、施行細則第六條に依つて行はるべき申請者の經歷の審査に當り、本人が自分自身の事務を秩序正しく處理し且自分の義務を履行することを知らざることが證明されたならば、此の者に對しては許可は拒絶すべきであらう。何となれば、例へば自ら公示宣誓 (Öffentlichkeit) を爲し乍ら、破産を宣告された者等が秩序正しく他人の法律行爲を履行し且他人の金銭を管理し得るとは考へられぬからである。此の點に於てこそ、過去の經驗の教ふるところに依れば、他人の金銭を入手することに依つて自分自身の困難なる境遇を改善せんとする誘惑に打

負けたのは、主として斯かる人々であつたのである。それ故、此等の者は依頼者大衆より與へられる信頼を受けるに適せざることが考へられるのである。それ故、此等の場合に於ても、申請者の境遇及び其の經濟管理の方法を顧慮して依頼者の利益が害せられるときは、施行細則第六條に依つて許可を拒絶せねばならぬのである。

勿論、猶太人には許可は與へられぬのである（施行細則第五條）。

二、申請者は更に十分なる専門知識を有せねばならぬ。これが爲には、申請者は一般法律規定の實體的及び形式的方面に十分通曉して居らねばならず、又施行細則第二條に依つて許されてゐる如く、許可を或る一定の専門分野に制限して申請したときは、此の専門分野に於ての十分なる法律知識を持ち合せて居らねばならぬことが、勿論必要なのである。それ故、其の從來の職業に於て失敗し又は成績を擧げることの出来なかつた者が、今後、法律的處理に携はり且何等法律規定に關する知識を持たずに巧妙なる宣傳に依り、依頼者をして自己に其の法律事件の處理を委託せしめ、然かも依頼者に對しては其の助言や救済を求めるところの者が當該の資料 (Materie) に於て依頼者自身よりも乏しき知識を持つてゐるといふことを豫知せしめないで置くことは、將來は最早從來の如く可能ではなくなるであらう。それ故、許可申請者は既に其の申請提出當時、自己の教育過程及び自己の從來の職務活動を詳細に開示することに依つて自己の専門的資格を證明し且成る可く、修業及び卒業證書、自己の從來の雇主の證明書等に依つて之を證明せねば

ならぬのである（施行細則第八條）。

三、第三の條件は斯種の他人の法律事件の處理に對する需要があるといふことである。此の第三の許可の條件をも具へる爲には、需要が「既に十分なる員數の法律助言者に依つて充たされてゐてはならぬ」のである。茲で先づ第一に強調すべきは、申請者そのものゝ要求が問題となるのではないといふこと、即ち申請者が許可を與へられることに依つて、自分自身の爲に適當なる利益を獲ることが出来るや否や、又は申請者が種々の關係を通じて自ら十分なる活動分野を獲得する見込を有し且此の見込を其の申請に當つて證明したるや否やが問題となるのではないといふことである（施行細則第九條參照）。假令これが問題であつても、それは需要を肯定するには十分ではないのである。寧ろ將來に於ては、需要問題に於ては専ら法律的處理を要求する同胞の利益が問題となるのである（註二）。

依頼者の利益が需要問題を肯定させ且此の需要を充すに十分なる員數の法律助言者が居らぬときにも、需要問題を肯定することが出来るのである。茲に所謂法律助言者とは、既に認可せられたる代辯人 (Rechtliche Sachverständigen) のみならず、申請者が其の許可の申請を以下に掲げる者の活動範圍に該當する特殊分野に制限したときは、勿論先づ第一に、辯護士及び公證人、更に辯理士、經濟審査官、一般に認可せられたる租稅顧問等を意味するのである。すると、茲では、此の需要問題の規定に依つて特に辯護士の爲に望ましからざる競争が除去せらるゝものであるといふ見解が抱かれるかも知れない。その然らざることは、

同時に發せられた一九三五年一月三日の第二次辯護士法改正法に依つて辯護士認可の制限が爲されたこと、即ち一個の裁判所には最早秩序ある司法に適當する以上の辯護士を其の所屬として認可してはならぬといふ事實から明かになるであらう（法律第一五條）。即ち茲に於ても前の場合に於ても、依頼者大衆及び司法の要求が重きを置かれるのである。秩序ある司法の爲に此の制限を設くるに至らしめたところの辯護士職への過度の殺到より生ずる、其の重大性に鑑みて全く輕視すべからざる危険が代辯人職への轉向及びこれと相關聯せる此の營業の際限なき擴張に依つて新たに誘致せられ得ないならば、それは論理の一貫を物語るものである。法律第一條に依る許可は原則として或る一定の地域に付て與へられ且出張所の設置、事務所外に於ける訴訟の相談に付ても、特別の許可を求めねばならぬのであるから（施行細則第一條）、需要問題は勿論此の地域及び此の地域の屬する近接經濟地域の事情に従つて判斷せねばならぬ、即ち一方に於ては、住民の數、種族及び合成状態を、他方に於ては、既に存在する此の地域に於ける需要充足の可能性に従つて之を判斷せねばならぬのである。

重ねて強調したいのは、許可に對する需要を肯定すべきや否やは、「事情に依り或る一個の裁判所に同裁判所の所屬として認可せられた辯護士の員數を顧慮して辯護士たらざる權利擁護者の職務執行に對する需要があるや否や」といふことから明かになるといふことである。ヨナスが此の法律に關する其の註釋書（Verlag von Franz Vahlen 發行）に於て述べてゐる右の意見は卑見に依れば全く正當である。

それ故、私は第一次施行細則第九條の註二第六六頁に於けるヨナスの説明には賛意を表することを得ない、ヨナスは茲で法律施行前既に他人の法律事件の處理を業としてゐたところの者に對し、需要否定の故を以つて、許可を拒絶すべきは、當該地域に於て業務を營む法律助言者の員數より著しき弊害が生じたときに限るといふ規定を論じてゐるのである。ヨナスは此の場合、此の弊害は常に多少一般的な弊害を意味するものとしてゐる。「他の一人若くは數人の困難なる經濟状態は第九條第二項に所謂弊害と看做すことは出來ぬ。例へば、區裁判所出張所（*Niversamtsgericht*）の管内に於て活動する代辯人は區裁判所の所在地に住所を有する辯護士の實務上或る種の制限を意味するものであるといふ事情は勿論第二項末尾の規定に該當しないであらう」。此の論述に對しては徹底的に異議を述べねばならぬのである。

代辯人が辯護士の活動を制限し、それに依つて辯護士が最早生活し得られないならば、即ち一個の區裁判所の所在地に於て他人の法律事件の處理を業とするものが二人とも生活し得られないならば、それは、卑見に依れば常に一般的弊害である。何となれば、然るときはヨリ、價値ある生來の法律助言者即ち辯護士は一般から失はれて行くであらうからである。辯護士が經濟的理由より區裁判所管内を退去せねばならぬならば、それは、其の裁判所管内定住者の一般的權利保護に於ける弊害である。然るときは、従つて、其の裁判所管内定住者は餘り適當ならざる法律助言者の救助を求めねばならぬことになるのである。此の一般的な弊害は當初より容易に除去し得るであらう、その爲には第一次施行細則第九條第二項の規定を用ひぬ

ばならぬのである。

信頼性及び人格的適合性の問題に付ては、申請書の提出を受けたる區裁判所（施行細則第一一條）の監督判事の求むべき警察官廳の意見が特に標準とされる、此の意見は特に申請者の經歷及び萬一の處罰に及ぼされるのである。施行細則に依り區裁判所監督判事の行ふべき其の他の調査は大體に於て専門的資格及び需要存否の問題に及ぼされるのである。區裁判所監督判事が此の調査を如何に行ふべきかは、其の裁量に委される。が然し、これが爲には、勿論この點に付て報告を爲し得る團體（Stelle）の意見を聽くべきであらう。即ちそれは先づ第一に、國民社會主義獨逸法曹聯盟若は獨逸法律戰線であり、而して次に、辯護士會理事會若は辯護士會長である。此の點に付てこそ、辯護士階級は特に實際的協力を爲す職務と能力を有するのである。而してこれは、獨り從來他人の法律事件の處理を一般に業として營んで居らなかつたところの者にして將來許可を申請せんとする申請者に付て然るのみでなく、特に、營業警察に届出を爲したると否とに拘らず、從來既に代辯人たる業務を營んで居たところの申請者に付ても然るのである。辯護士こそ、言ふまでもないことであるが、其の業務を行ふに當つては、其の他の職業又は服務所（Dienststellen）よりも多く代辯人と觸接するものである。一般に代辯人に對しては口頭辯論を許して居らぬところの裁判所の面前に於ける職務の執行に當つては、此の接觸は比較的尠ないのであるから、此の點に於ける弊害はそれが現はれたところでは迅速且容易に除去されるであらう。寧ろ此の接觸は多く辯

護士の助言的業務及び其の通信業務に於ける固有の事務的活動（Kanzleiarbeit）の方面にあるのである。不適當なる三百代言の無智と不注意、否往々にして罰すべき過失に依つて、如何なる過誤が犯されたか、それに依つて、如何に甚大なる損害が屢々巧妙なる宣傳に惑はされて斯くの如き信頼し得ざる分子に其の信頼を與へた者に生じたか、それに依つて、如何に多くの悲歎や災難が多くの貧しき人々の上に降りかゝつたかといふことは、辯護士こそ最も良く判斷することが出来るのである。蓋しこれらの同胞が非常に多くの場合結局頼りとしたのは辯護士だつたからである。同様に亦、辯護士こそ自己の依頼者の相手方の代理を爲すところの信頼し得ざる三百代言の方法を知るものである。併し、他方に於ては、辯護士こそ信頼し得べき且つ専門的に觀て適當なる代辯人をも最も良く知るものであり、又屢々専門的に觀て價値ある其の補助的活動を最も良く評價し得るものであるといふことを認めなくてはならぬ。更に、多年辯護士の使用人として其の業務執行中に十分なる法律知識を獲且十分なる實務上の經驗を獲た者が實際に需要のある所で獨立して他人の法律事件の處理を爲さんと欲する場合がある。孰れにしても、此等の場合は將來も亦生ずるであらう。この點に付ても亦、辯護士階級は専門的資格に付て報告を與へる爲の職務ある團體（Stelle）であらう。

更に、必要缺く可からざるものと思はれるのは、需要問題の審査に當つても辯護士、特に辯護士會長の意見を求めるといふことである。このことは、當該地域に住所を有するか又は其の附近に居住する其の他

の辯護士及び公證人に依つて既に十分なる需要充足の可能性が興へられて居るか居らぬかといふことを審査する上に於て必要である許りでなく、特に、通常辯護士會長の報告する辯護士試補の認可申請が當該地域に既に提出されて居るか居らぬかといふ問題に鑑みても必要なのである。場合に依つては、これに付ては國辯護士會に報告を求むべきであらう。それ故、狹義の専門的方面に於ける資格及び信賴性の問題に限つて辯護士會長及びナチス法曹聯盟より報告を求めるものとするならば、(註三)、此の制限は餘りにも狭いやうに思はれ、又區裁判所監督判事又は許可を決する地方裁判所長の行ふべき需要問題に付ての必要なる調査に鑑みても妥當ではないであらう。

(註一) Vgl. Jonas in "Deutsche Justiz" 1930, Nr. 50, S. 1817, und "Süddeutsche Anzeiger" Nr. 1/2, 1936.

(註二) Vgl. Jonas a. a. O. S. 1818.

(註三) Vgl. Jonas a. a. O. S. 1819.

(三) 叙上の説明に依つて既に明かである如く、從來行はれてゐた規定とは反對に、將來官廳は他人の法律事件を業務として處理すべき許可を興へるに先立ち、申請者の人格的及び専門的の適合性並に需要問題を最も綿密に審査するのである。即ち何等かの方法に於て申請者の許可に付責任を負ふのである。果して然らば官廳にはまた、許可を興へられたる代辯人に依つて此の業務が行はるゝ限、斯かる業務が許可を興へられたる法律助言者に依つてのみ行はれるやう及び許可を興へられたる法律助言者に依つて信賴し得ざる方法に於て行はれざるやう配慮する義務があるのである。従つて、法律第八條に依り、許可を興へられずして爲したる他人の法律事件の業的處理には刑罰が豫定せられたのである。其の他、成程地方裁判所長には許可せられたる法律助言者の行動に付ては何等監督義務は負はせられてゐないのであるが、然し此の許可は之を取消し得るのである。而して此の許可は特に許可の拒絶を正當とする事實が生じたとき又は後日に至つて此の事實が知れたときは、之を取消することを要するのである(施行細則第一四條)。然し此の規定は専ら人格的信賴性及び専門的資格の二の前提条件に及ぼされるのである。何となれば、需要を缺くのを以つて許可を取消することは出来ないからである。それ故、此の法律の規定に従つて許可せられたる法律助言者の業務地に於て、後日一名若は數名の辯護士が認可せられ、公證人が任命せられ又は其の活動分野が全部たると一部たるとを問はず、許可せられたる法律助言者のそれと合致するが如き其の他の者が業務を執行し、それが爲、爾後は最早法律助言者の許可に對する需要がないといふやうな場合が生ずるならば、此の理由に基いて許可を取消することは出来ないのである。勿論、許可其のものは申請者が許可を興へられた後三ヶ月以内に其の業務に就かなかつたときは、消滅するのである。特に營業稅委員會に營業の届出を爲さなかつたことはこれに入れることが出来るであらう。何となれば、此の營業稅の爲の申告は一九三五年一月一三日の法律の規定に依つて廢止されず、此の點に關する限り、依然として申告義務ある營業が問題となつてゐるからである。それ故に、此の不申告は如何なる場合に於ても、申請者が眞劍に其

の辯護士及び公證人に依つて既に十分なる需要充足の可能性が興へられて居るか居らぬかといふことを審査する上に於て必要である許りでなく、特に、通常辯護士會長の報告する辯護士試補の認可申請が當該地域に既に提出されて居るか居らぬかといふ問題に鑑みても必要なのである。場合に依つては、これに付ては國辯護士會に報告を求むべきであらう。それ故、狹義の専門的方面に於ける資格及び信賴性の問題に限つて辯護士會長及びナチス法曹聯盟より報告を求めるものとするならば、(註三)、此の制限は餘りにも狭いやうに思はれ、又區裁判所監督判事又は許可を決する地方裁判所長の行ふべき需要問題に付ての必要なる調査に鑑みても妥當ではないであらう。

の業務に就き且それと關聯せる義務を履行する氣になつて居らぬといふ結論を正當と爲し得るものである。同様に、許可は許可せられたる法律助言者が其の業務の執行を中止し且一年間此の業務を行はなかつた場合には之を取消すことを要するのである。更に、許可は許可せられたる法律助言者が業務執行に付て發せられる規定に再三再四違背した場合には之を取消し得るのである。それ故、許可せられたる法律助言者の遵守すべき業務執行の方法に關する其の他の特別規定を發する權限は法律に於て留保されてゐるわけである。これに依り、適當なる規定に依つて、許可せられたる法律助言者の業務執行に關する其の他の監督をも行ふ可能性が與へられてゐるのである。勿論、此の點に付ても、特に法律助言者の業務執行の方法に付ては何人よりも辯護士が協力する職務を持つてゐる。何となれば、茲に於ても、辯護士こそ其の業務活動の範圍内に於て、許可せられたる法律助言者の活動を最も良く知り且つ信頼し得ざる分子を速かに信頼し得べき有能なる法律助言者より區別し得るであらうといふ事實が通用するからである。

併乍ら、茲に於ては、辯護士階級は其の他の方法を以つても協力する職務がある。一九三五年一月一日の法律第五條及び第六條に依れば、同條に列擧した場合には、或る種の他人の法律事件の處理には許可を要しない、従つて極めて明白なのは、過去に於けると同じく將來に於ても亦信頼し得ざる三百代言が何等かの方法を以つて今後に於ける其の職務の執行を僞裝せんと試みるであらうといふこと、特に第五條第一號及び第三號の場合を楯に取り又は第六條第一號及び第二號に基いて此等の三百代言に其の可能性が

與へられるだらうといふことである。成程、法律の定むるところに依れば、特に使用人關係の法律形態は許可強制を避ける目的を以て之を濫用してはならないのであるが、然し此の點に付てこそ、監督は頗る困難であるといふこと、従つて、此の種の弊害に注目し且其の除去に協力することは、辯護士階級の任務であるといふことを認めなければならぬのである。此の法律は言ふ迄もないことであるが、特に辯護士階級を保護する爲に發せられたのである(註一)。それ故、其の他の權利擁護者と同じく辯護士の義務は此の點に付ても弊害の除去に協力することである。權利擁護者と司法官廳との間に緊密なる協調が保たれてゐるときは、此の場合に於ける辯護士の協力は疑ひもなく歓迎されるであらう。殊に此の協力は司法上必要であるのみならず、望ましくあるべきものである。

第五條の規定に付て特に注意すべきは、同條に掲げられたる者及び職業團體は其の營業上の行爲又は其の他の職務上の任務と直接關係あるが如き法律事件のみを取扱ひ且處理し得るといふことである。重點は此の場合には「直接的關係」に置かねばならぬ。従つて、將來最早許すべからざるは、例へば、抵當仲立人又は抵當の仲立を業とする銀行が資金供給者 (Fondsgeber) 及び資金需要者 (Fondnehmer) の爲に債務證書を作成且準備することである。何となれば、此の法律事務は其の營業上の行爲、即ち抵當の仲立とは何等直接の關係がなく、却て公證人の職務範圍に屬するものだからである。過去に於て頻繁且頗る廣汎に亘り此の分野に於て斯かる違反行爲が犯されたといふこと、往々資金需要者及び資金供給者双方の損害に於

て斯かる違反行為が犯されたといふことは、周知の事實である。

それ故、ヨナスが銀行業及び貯蓄銀行業は「其の顧客の爲土地登記官吏に土地登記法上の必要なる處置、特に必要なる届出を爲す」権利あるものと考へてゐるならば、法律第五條第一號に關する其の説明に付ては絶対に異議を述べねばならぬ。私の信ずるところに依れば、此の行為は信用業務そのものとは最早何等の關係もなく、従つて、禁止を免れぬものである。

此の規定第三號に所謂財産管理人、家屋管理人及び之に類似せる者に付て、直ちに認容せねばならぬことは、茲に於ては、數個の財産 (Vermögensmassen) 又は占有者の異なる家屋の管理を營業として營む者に非ざるが如き財産管理人及び家屋管理人のみが考へられてゐるといふことである。何となれば、此の營業として營む場合に於ては元々斯かる者は、場合に依つては財産管理又は家屋管理の分野に制限して與へらるべき管轄地方裁判所長の許可を要し且然る後言ふまでもないことであるが此の許可に基いてこれと直接關係ある法律事務を處理し得るものだからである。それ故、職業的の財産管理人及び家屋管理人が考へられてゐるならば、此の規定は過剰であらう。従つて、此の規定は斯の如き管理を職業として營まざる家屋管理人及び財産管理人のみに關係があり得るのである。此等の者は特別の許可を受けずにこれと直接關係ある法律事務を處理することが出来るのである。即ち例示すれば、斯の如き家屋管理人は特別の許可を受けずして其の授權者の爲に賃貸借契約を締結し且解除の豫告を爲すことが出来、場合に依つては、家

屋明渡しの訴をも實行することが出来るであらう。財産管理人は自己の管理する財産に對する債權を訴求することが出来るであらう、等々。

之に反して、ヨナスが第五條の註四に於て述べてゐる如く、管理人が財産の所有者等と法律上及び經濟上如何なる關係にあるかといふ點はどうでもよいことであり、又第五條第三號の條件に該當するのは、大體に於て家賃の取立のみを其の職務とする家屋管理人 (差配 Hauswart) 竝に多くの土地を管理する宅地管理業 (Hausgrundstückesverwaltungunternehmer) であるとすれば、それは卑見に依れば誤りである。斯種の企業 (Unternehmungen) は寧ろ法律第一條に依り此の點に局限せらるべき許可を要するところの他人の法律事件の處理を業とする者の行為に屬することは、疑ひないであらう。

私の極めて危険なりと思料するのは、告知業 (Ankündigen) 探偵業 (Detektieren) 競賣人等の營業にあつても法律的處理、特に或る種の法律的助言が問題となるといふヨナスの見解である。此の見解に同意するならば、總ての代辯人にとつては、許可強制を受けることなく探偵業の形態に於て其の業務を僞裝することが可能であらう。併し實際は正に正反對である。蓋し探偵 (Detektieren) は法律的助言に基いて始めて活動を開始するものであり、又探偵の活動よりは決して法律的助言又は其の他の權利擁護の必要は生じないからである。

(註1) Vgl. Jonas a. a. O. S. 1817.

(四) 從來の規定に於ける一大弊害は、就中、三百代言が租税事件、專賣事件、外國爲替事件及び國の各財務行政官廳の管掌する其の他の事件に於て活動し且斯かる事件に精通せる専門家、即ち辯護士、公に任命せられたる經濟審査官、宣誓を爲したる帳簿検査官、認可せられたる租税顧問等の助言を受けさせる代りに、全く山師的な宣傳に依つて依頼者大衆を眩惑し以つて其の業務を要求せしめたといふことにあつたのである。此の點に於てこそ、斯かる三百代言の多くが、徹底的な研究を俟つて始めて通曉し得る法律規定に於て全く無智である結果として、屢々、獨り當該の同胞に於て甚大なる損害が惹起された許りでなく、各財務官署やこれに携はる其の他の團體 (Stellen) に頗る多くの無駄な仕事に課せられたのである。然かも斯かる場合の多くは言ふまでもないことであるが、一般に訴訟狂が信頼し得ざる三百代言の支持を受けてゐるのである。茲に於て、一九三五年一月二三日の法律に依り、他人の法律事件の處理を許されたる者に對する活動分野の區分が爲されたのであるが、これは誠に歓迎すべきである。業として他人の法律事件を處理する爲の許可を得たる者は、其の許可にも拘らず、第三者に對しては業として、租税事件、專賣事件、外國爲替事件及び一九三四年九月四日の商品取引令の事件又は國の各財務行政官廳の管掌する其の他の事件に於て援助を爲す權利を有しない。租税事件に於て業として援助を爲し又は助言を與へんと欲する者は、寧ろ此の法律に依つて新に設けられた國賦課條例第一〇七條の規定に従ひ、これに於て、財務官署より前以つて與へられる一般的許可を要するのであつて、又此の許可を與へられた後は、

「租税事件助手」(Helfer in Steuerzachen)なる名稱を帶ぶる權限を有するのである。併しこれは此の者が特別の許可を與へられることを要せざる同條第三項第一號乃至第九號に掲げられたる者又は職業團體に屬せざることに限るのである。外國爲替事件を除き、專賣事件及び國の各財務行政官廳の管掌する其の他の事件に於ける業的援助に於ても亦同じである。外國爲替事件に於ては、施行細則は未だ發せられてゐない。茲に於て重要なのは、法律第四條第三項に依り、租税事件、專賣事件等に於ける業的援助の許可は、其の他の他人の法律事件の處理を業として引受ける許可を包含するものではないといふこと、反對に、他人の法律事件の處理に對する許可は何等租税事件等に於て援助を爲す權能を生ずるものではないといふことである。従つて、一般の法律助言者は最早如何なる租税事件をも取扱ふことを得ず、租税事件に於て許可せられたる補助者は其の他の如何なる法律事件をも處理することを得ないのである。これに依つて、將來は最早、現行法規に於て何等知識を持たず、利益どころか損害を齎すところの者は租税事件の類には携はらぬといふ保證が與へられたのである。財務官署が人格的信賴性以外に此の分野に於て必要なる知識と十分なる經驗とを持ち合せてゐるが如き者のみを租税事件助手として許可するといふことは、言ふ迄もなすことである。

(五) 此の法律は代辯人業それ自體に限られたものであり且此の營業部門の改革を企てたものであるから、他人の法律事件の一般的處理の分野に於ても將又租税事件等の分野に於ても、既に從來の規定に基

斯の如き法律事件を處理する職務ある者及び職業團體は勿論一切此の法律の效果より除外されてゐるのである。此等の者及び職業團體は個々に付ては第三條及び國賦課條例第一〇七條に列擧されてゐる。既に認可せられたる訴訟代理人（民事訴訟法第一五七條第三項）並に官廳に依つて任命せられたる強制管理人、破産管財人及び之に類似せる者が此等の者に入れられることは、明かである、何となれば、既に述べた如く、勿論此等の者は既に官廳の監督に服するものであり且其の認可又は任命前、人格的信賴性及専門的資格に付て既に審査せられてゐるからである。各組合、組合の審査團體、組合の負債借換管理所等も亦、其の職務の範圍内に於て其の構成員、其の所屬組合施設等を保護する場合には、何等特別の許可を要しない。併し、これは其の職務の範圍内に於ける活動に付てのみ然るのである。職業階級若は之に類似せる基礎の上に設けられた合同又は團體（Syndicat）に付て同様の規定が設けられてゐる、併しこれは合同又は團體が其の任務の範圍内に於て其の構成員に法律事件に付ての助言及び援助を與へる場合に限られてゐるのである（第七條）。併乍ら、此の行爲は之を禁止することが出来るのみならず、又施行細則第一六條に依れば就中、此の行爲の全部若は一部が施行細則第四條乃至第八條に依り許可を拒絶すべかりし者に依つて行はれ又此の點に付て非議せられたる瑕疵が除去されなかつたとき、又は斯かる合同の法律形態が許可強制を避ける目的を以つて濫用されたときは、之を禁止することを要するのである。前記の場合には地方裁判所長が禁止を言渡すのであるが、尙ほ國司法大臣には國の關係各大臣と協調して禁止する權利が留保されてゐるのである。

(六) 叙上の説明に依つて明かである如く、一九三五年二月一三日の法律に依つて、從來此の分野に於て遵守され來つたところの原則よりの完全なる離反を意味する進展が始められたのである。それ故、此の法律は之に該當する各營業者にとつては必然的に其の境遇の激烈なる變化を伴ふものである、就中、許可の付與を期待し得ざる場合に於て然ることは、極めて當然である。それは認めざるを得ないことであるが、當該者に對する何等かの苛酷が此の點にあるならば、此の苛酷は秩序ある司法及び秩序ある權利擁護者階級の爲に取り除かねばならぬであらう。それ故、法律は原則としては其の施行に依り之に該當する者の損害賠償請求權を生ぜざる旨規定してゐるのである。公布の翌日より施行される法律の經過規定に於ては、既に業として他人の法律事件の處理を營み居る者に對しては從來の規定に従つて一九三六年六月三〇日迄其の業務を繼續することが許されてゐる。此の時期以後は、若しも其の間に於て提出せる申請に基いて許可が與へられなかつたときは、其の業務を中止せねばならぬのである。勿論、偽裝的策略を以つて其の從來の業務を繼續せんとする信賴し得ざる分子の策動は根絶しないであらうから、此の點に特に深甚の注意を拂ふことは、總ての關係團體（Syndicat）の任務、特に警察官署の任務となるであらう。例へば、從來の三百代言が今突然家屋仲立人たる營業を屈出などしたならば、彼は此の假面を被つて許されざる方法に於て依然として他人の法律事件の業的處理を營むものであるといふことが明かに推知されるのである。茲に

於て、一切の信頼し得ざる分子を完全且徹底的に淘汰する爲には、斷乎たる處置が必要となるであらう。尙ほ、目下他人の法律事件の處理を業としてゐる者の爲には、ヨリ緩和せられた施行規定が發せられてゐる。即ち、人格的信頼性及び専門的資格を具へてゐるときは、需要存否の第三の條件が許可拒絶の結果を招來し得るのは、唯、當該地域に於て業務を執行する法律助言者の員數より著しき弊害が生じた場合に限られるのである。特に、斯の如き著しき弊害があるのは、信頼し得ざる者や不適當なる者を除いても尙ほ且夥しき數の法律助言者が職業に残留して居り、その爲、此等の残留者にとつて生存の可能性がないやうな所である。此の場合には特に當該地域に於て業務を執行する其の他の權利擁護者、即ち辯護士及び公證人、經濟審査官、帳簿検査官、租税顧問等の數をも併せて顧慮せねばならぬ。何となれば、これら總ての事情を顧慮しても、十分なる生存の可能性なきことが判明するならば、残留法律助言者に付ても、不十分なる生存の可能性の中に存するところの信頼し得ざる業務執行の危険は除去されないのであらうからである。従つて、此の點に關する一切の誤れる顧慮は當を得ざるものであり且法律の目的に副はないであらう。茲に於てこそ、行はれねばならぬ原則は、先づ第一に、身分的基礎の上に統合せられた權利擁護者階級の利益を顧慮せねばならぬといふこと、従つて、弊害の審査に當つては、三百代言社會の内部に於いて生じたところの弊害が問題となるのみならず、從來の法律助言者の從來の自由なる活動に依り其の他の權利擁護者團體に付て生じたところの弊害及び從來の夥しき法律助言者が更に業務を執行するときは依然として存續するであらうところの弊害が問題となるのである。これは、獨り、辯護士や公證人の職業團體に付て然るのみでなく、同一程度に於て、經濟審査官、租税顧問、宣誓を爲したる帳簿検査官、辯護士等に付ても然るのである。従つて、此の點に關する限り、經過規定に於ても、著しき弊害が生じたるや否やの審査には綿密なる調査を要するのである。而して、此の問題に付ても、當該職業團體の協力を求め且これに付て其の意見を求めることは、管轄官廳の任務となるであらう。此の際、特に顧慮すべきは、例へば、辯護士こそ、勿論依然として存續すべきであり且其の業務の執行に付ては特別の許可を要せざる國民社會主義獨逸勞動黨及び其の支部團體の法律相談所 (Rechtsberatungsstellen) に於ける其の活動に依り廣汎に互つて貧しき同胞の權利擁護に關與し且欣然一個の名譽義務として此の活動を爲すものであるといふことである。辯護士は何等これに付て其の他の同胞とは別個の待遇を期待するものではないが、他方に於ては、少なくとも、其の職務に勤勉であるならば、適度の範圍内に於て其の存在を維持し且保證せられたものと觀ることの出来る状態に置かるべきであらう。併し本書の冒頭に於て述べた如く、このことは、大多數の獨逸辯護士にあつては、見られる如く、今は最早問題ではないのである。此の法律の目的は許すべからざる競業を除去することであるから、弊害が當該地域に於て業務を執行する法律助言者の數より生じたるや否や、又如何なる弊害が生じたるやを審査するに當つては、辯護士の困窮を不問に附することは出来ないのである。(註一) 勿論總ての弊害を直ちに除去することは出来ないであらう。數十年に亙る此の分野の放

於て、一切の信頼し得ざる分子を完全且徹底的に淘汰する爲には、斷乎たる處置が必要となるであらう。尙ほ、目下他人の法律事件の處理を業としてゐる者の爲には、ヨリ緩和せられた施行規定が發せられてゐる。即ち、人格的信頼性及び専門的資格を具へてゐるときは、需要存否の第三の條件が許可拒絶の結果を招來し得るのは、唯、當該地域に於て業務を執行する法律助言者の員數より著しき弊害が生じた場合に限られるのである。特に、斯の如き著しき弊害があるのは、信頼し得ざる者や不適當なる者を除いても尙ほ且夥しき數の法律助言者が職業に残留して居り、その爲、此等の残留者にとつて生存の可能性がないやうな所である。此の場合には特に當該地域に於て業務を執行する其の他の權利擁護者、即ち辯護士及び公證人、經濟審査官、帳簿検査官、租税顧問等の數をも併せて顧慮せねばならぬ。何となれば、これら總ての事情を顧慮しても、十分なる生存の可能性なきことが判明するならば、残留法律助言者に付ても、不十分なる生存の可能性の中に存するところの信頼し得ざる業務執行の危険は除去されないのであらうからである。従つて、此の點に關する一切の誤れる顧慮は當を得ざるものであり且法律の目的に副はないであらう。茲に於てこそ、行はれねばならぬ原則は、先づ第一に、身分的基礎の上に統合せられた權利擁護者階級の利益を顧慮せねばならぬといふこと、従つて、弊害の審査に當つては、三百代言社會の内部に於いて生じたところの弊害が問題となるのみならず、從來の法律助言者の從來の自由なる活動に依り其の他の權利擁護者團體に付て生じたところの弊害及び從來の夥しき法律助言者が更に業務を執行するときは依然として存續するであらうところの弊害が問題となるのである。これは、獨り、辯護士や公證人の職業團體に付て然るのみでなく、同一程度に於て、經濟審査官、租税顧問、宣誓を爲したる帳簿検査官、辯護士等に付ても然るのである。従つて、此の點に關する限り、經過規定に於ても、著しき弊害が生じたるや否やの審査には綿密なる調査を要するのである。而して、此の問題に付ても、當該職業團體の協力を求め且これに付て其の意見を求めることは、管轄官廳の任務となるであらう。此の際、特に顧慮すべきは、例へば、辯護士こそ、勿論依然として存續すべきであり且其の業務の執行に付ては特別の許可を要せざる國民社會主義獨逸勞動黨及び其の支部團體の法律相談所 (Rechtsberatungsstellen) に於ける其の活動に依り廣汎に互つて貧しき同胞の權利擁護に關與し且欣然一個の名譽義務として此の活動を爲すものであるといふことである。辯護士は何等これに付て其の他の同胞とは別個の待遇を期待するものではないが、他方に於ては、少なくとも、其の職務に勤勉であるならば、適度の範圍内に於て其の存在を維持し且保證せられたものと觀ることの出来る状態に置かるべきであらう。併し本書の冒頭に於て述べた如く、このことは、大多數の獨逸辯護士にあつては、見られる如く、今は最早問題ではないのである。此の法律の目的は許すべからざる競業を除去することであるから、弊害が當該地域に於て業務を執行する法律助言者の數より生じたるや否や、又如何なる弊害が生じたるやを審査するに當つては、辯護士の困窮を不問に附することは出来ないのである。(註一) 勿論總ての弊害を直ちに除去することは出来ないであらう。數十年に亙る此の分野の放

置は一朝一夕に之を回復することは出来ない。法律の主旨も亦然るのである。此の法律は總ての處置と同様に、遠き將來を目標とするものであり且前記の説明に依つて明かである如く、茲に於て講じたる處置を論理一貫更に發展せしめるに當つては、特に一九三五年一月三日日附を以つて國政府より發せられたる其の他の關係法規の範圍内に於ても、獨逸司法の必要なる利益に役立ち且獨逸國民に、凡ゆる點に於て信頼し得べき權利擁護者及び其の需要がある限り、凡ゆる點に於て信頼し得べき法律的處理者 (Rechtsbesorger) を供給する爲の重要な要素となるであらうといふことを期待せしめるものである。

(註一) これに付ては、一二二頁一二三頁の論述參照。

(以上)

獨逸國辯護士法

辯護士は一切の法律事件に於ける職務ある獨立の代理人にして且助言者なりとす。

其の職務は營業に非ずして、法律に奉仕 (Dienst am Recht) するものなり。

第一章 辯護士

第一條

大國家試験に合格することに依り判事の職に任せらるるの資格を得たる者に限り辯護士として認可せらるることを得。

A 見習勤務及候補者勤務

(Der Probe- und Anwärterdienst)

第二條

試補 (Assessor) にして辯護士として認可せられんとする者は辯護士の業務に付特別なる養成を受くる爲辯護士の見習勤務及候補者勤務に服することを要す。

第三條

試補は官吏の見習勤務及候補者勤務に服する試補と同一の給料を受く。此の給料は見習勤務及候補者勤務の期間中試補に給せらるるものとす。原則として此の給料は試補が委託せらるる辯護士との協定に基き支拂はるべきものとす。當該辯護士此の給料を支拂ふこと能はざるときは國辯護士會に於て之が支拂を保證す。

第四條

辯護士見習に採用せられんことを求むる申請に付ては、國司法大臣之を決す。

此の採用は之を取消すことを得。

第五條

辯護士見習の勤務期間は一年とす。此の期間は申立に基き例外として一ヶ年以内に限り更に之を延長することを得。

試補其の人格及能力特に辯護士の業務に適するときは見習勤務は例外として之を短縮し又は全然之を免除することを得。

此の決定は國司法大臣之を爲す。

第六條

辯護士見習の勤務中、試補は主として辯護士の事務に携はることを要するも、成る可く短期間内判事の職

務にも携はることを要す。

第七條

辯護士見習勤務の指揮は試補が見習勤務の爲委託せられたる地域を管轄する控訴院長之を爲すべきものとす。控訴院長は見習勤務の開始に當り試補をして義務履行の誓約を爲さしめ且勤務に従事せしむる爲辯護士會長の推薦したる辯護士に之を委託す。控訴院長は試補をして其の義務を履行せしむる權限を有す。

第八條

辯護士は試補に辯護士業務の依頼事件を擔任せしめ且試補を適當に使役することを要す。

試補は自己に委任せられたる事務を誠實に處理する義務を負ふ。試補は辯護士と同一の範圍に於て默秘の義務を負ひ且證言拒絶の權利を有す。

第九條

國司法大臣は辯護士見習の勤務を終へたる後試補を辯護士の候補者として國辯護士會に委託すべきや否を決定す。

第一〇條

試補は通常三年間候補者勤務に服するものとす。國司法大臣は此の候補者期間を申立に依り延長することを得。

試補は候補者勤務中、「辯護士試補」(„Anwaltassessor“)なる名稱を有す。

第一一條

辯護士會長は候補者勤務の開始に當り辯護士試補をして義務履行の誓約を爲さしむ。

此の時期より辯護士試補は國辯護士會の懲戒裁判權竝に辯護士會長の監督權に服す。辯護士會長は義務履行を爲さしむるに當り辯護士試補に對して此の點を指示することを要す。

第一二條

辯護士會長は候補者勤務を爲さしむる爲辯護士試補を辯護士に委託す。

當該辯護士は一切の法律分野より生ずる辯護士事務を處理せしむる爲之を辯護士試補に委任することを要す。辯護士試補は自己に委任せられたる事務を當該辯護士の指圖に従ひ誠實に處理することを要す。辯護士試補は辯護士と同一の範圍に於て默秘の義務を負ひ且證言拒絶の權利を有す。

第一三條

辯護士試補は其の委託せられたる辯護士が辯護士として有する權能を享有す。

第一四條

辯護士試補は通常候補者勤務に付きたる後三年目の終りに至り初めて辯護士の認可を得ることを得。辯護士試補特に適當なるときは例外として此の時期に至らざる以前に辯護士として認可せらるることを得。

候補者期間終了後三年を経たるときは、如何なる場合と雖、辯護士の認可を求むる申請は最早之を聽許せず。

B 認可

第一五條

辯護士は一個の定まれる裁判所の所屬として認可せらるるものとす。

裁判所には秩序ある司法に適當する以上の辯護士を其の所屬として認可すべからず。

第一六條

辯護士たる認可を求むる申請については、國司法大臣は國家社會主義獨逸法曹聯盟國指導者の同意を得たる上之を決す。認可前、辯護士會長の意見を聽くべし。

第一七條

公職に在る志望者には見習勤務及候補者勤務に關する規定を適用せず。

第一八條

一の區裁判所所屬として認可せられたる辯護士は其の申立あるときは、同時に、當該區裁判所の所在地を管轄する地方裁判所竝に當該區裁判所の地域に付管轄權を有する商事部の所屬として認可せらるべし。一の合議裁判所所屬として認可せられたる辯護士は其の申立に依り、司法上相當なるときは、同時に、其の住所地に在る他の合議裁判所所屬として認可せらるることを得。

辯護士にして一の地方裁判所所屬として認可せられたる者は、同時認可が秩序ある司法上適當なるときは、直近控訴院又は近接する一の地方裁判所所屬として認可せらるることを得。近接地方裁判所所屬の同時認可は之を取消すことを得。

第一九條

辯護士は其の最初の認可後管轄懲戒裁判所の最近の開廷に於て辯護士會長の面前に於て左の宣誓を爲すべし。

「余は獨逸國及獨逸國民の指導者、アドルフ・ヒトラーに忠誠を致し且獨逸辯護士の義務を誠實に履行することを誓ふ、天帝余を救けん。」

法令が宗教團體員に對し宣誓に代へ其の他の誓約方式の使用を許容したるときは、斯かる宗教團體員たる辯護士は此の誓約方式を宜ふることを得。

辯護士宗教的形式を以て宣誓を爲すことに疑念を懷くことを表明したるときは、第一項所定の結言を用ひずに宣誓を爲すことを得。

第二〇條

辯護士は其の所屬として認可せられたる裁判所の「地域」に其の住所を定め且一個の事務所を設くべし。

此の規定に於て「地域」(Ort)と看做すべき接續「地域」の範圍は國司法大臣之を定む。

辯護士は辯護士會長の同意を得ずして出張所を設け、又事務所外に於て訴訟の相談を行ふことを得ず。

辯護士同時に「地域」を異にする數個の裁判所所屬として認可せられたるときは、國司法大臣は此等の「地域」の何れに辯護士が其の住所を定め且其の事務所を設くべきやを決定す。

國司法大臣は第一項及第二項の規定の例外を許すことを得、此の許可は之を取消すことを得。此の許可並に第三項に依る住所又は事務所々在地の決定は賦課を條件とすることを得。賦課に基き送達代理人選任せられたるときは、辯護士に對すると同様、此の者に對し受取證書と引換に送達を爲すことを得(民事訴訟法第一九八條、第二一二條a)。其の選任せられたる又は選任せらるべかりし地の送達代理人に對し送達を爲すこと能はざるときは、郵便に付し辯護士に送達を爲すことを得。

合議裁判所所屬として認可せられたる辯護士當該裁判所に於て或る當事者の代理を爲すに當り、當該裁判所の「地域」に其の事務所を有せざることに依て生ずる増加費用は相手方に於て之を賠償するの義務なし。

第二一條

各裁判所に當該裁判所所屬として認可せられたる辯護士の名簿を備ふることを要す。登録は認可後之を行ふ。名簿には認可の時期、辯護士の住所及事務所を記載すべし。

登録に因り辯護士の職務を行ふ權能を生ずるものとす。

住所及事務所の一切の變更は名簿に登録する爲辯護士之を通知することを要す。

第二二條

左の場合には認可は之を取消するものとする。

- 一、申請者の境遇及其の經理の方法が依頼者の利益を害するとき、
- 二、辯護士辯護士たる職務の品位に悖る行爲を追求するとき、
- 三、辯護士身體的欠陥に因り又は其の身體若は精神の衰弱に因り引續き辯護士の職務を秩序正しく行ふこと能はざるとき、
- 四、辯護士其の認可を受けたる後三ヶ月以内に第二〇條に依り定められたる「地域」に其の住所を定めざるか若は其の事務所を設けざるとき、又は第二〇條第四項に基き自己に課せられたる賦課の納付を一ヶ月間懈怠したるとき、
- 五、辯護士其の住所若は事務所を廢止したるとき、
- 六、認可後に至り、辯護士刑事裁判所の判決に因り其の認可當時公職に就くの資格を有せざりしこと判明したるとき、

第二三條

右の外、認可は辯護士其の職務と相容れざる公職に就き若は職業を営むときは、之を取消するものとする。

辯護士傍ら辯護士の業務を自ら行ふことなく、見習として又は取消若は解約條件を以て、市町村の公職又

は國家社會主義獨逸労働黨、其の支部若は其の加盟團體の一に本職として職に就きたるときは、前項に基く認可の取消は就職後最初の二ケ年以内は之を爲すことを得ず。

第二四條

認可は辯護士裁判所の命令に因り其の財産處分權を制限せられたるときは之を取消することを得。

第二五條

認可は國司法大臣國辯護士會長の意見を聽きたる後之を取消するものとする。

第二六條

第二二條第一號乃至第三號又は第二三條に依る認可取消の條件ありたるときは、國司法大臣は辯護士に對し裁決書を以て認可を取消さざるべからざること及如何なる理由に因り認可を取消さざるべからざるやを通告することを要す。此の通告後一ヶ月以内に、辯護士は書面上の意思表示を以て國司法大臣に對し、取消條件の存在を客觀的懲戒裁判手續に於て再審査することを申立つることを得。辯護士右の期間内に此の再審査を申立てざるときは、認可は取消されるものとする。

右の外、第二二條第一號乃至第三號及第二三條に掲げたる理由の一に因る取消條件の存在が客觀的懲戒裁判手續に於て決定せられ此の決定確定したるときは、直ちに認可は取消されるものとする。第二三條の場合には、辯護士が決定の確定後一ヶ月以上異議ある當該職業を繼續したるとき、始めて取消されるものとする。

第二七條

第二二條第四號乃至第六號及第二四條の場合には、取消に先ちて關係者の意見を聞くことを要す。認可取消の裁決には取消理由を開示することを要す。

第二八條

辯護士死亡するか若は認可より生じたる権利を抛棄したるとき又は認可の取消ありたるとき若は辯護士判決に因て辯護士の職務を行ふ資格を失ひたるときは、辯護士名簿の登録を抹消することを要す。

従前の辯護士は假令其の認可の消滅を表示する事項を附加すると雖も、「辯護士」(“Rechtsanwalt”)なる職號を帶ぶることを得ず、但し國司法大臣國辯護士會長の提案に基き従前の辯護士に對して此の職號の繼續使用を許可したるときは此の限りに在らず。

第二九條

辯護士たる職務を一時執行することを得ざる辯護士の代理は原則として辯護士を除くの外、見習又は候補者勤務中の試補に限り之を委任すべきものとす。例外として、此の代理は判事に任せらるるの資格を得且自ら國の官吏に任せらるるの條件を具へたる其の他の者にも之を委任することを得。

同一裁判所所屬として認可せられたる辯護士に於て代理を引受けざるときは、代理人の選任は國司法大臣に之を請求することを要す。

第一項に掲げたる代理人には民事訴訟法第一五七條第一項及第二項の規定は之を適用せず。見習勤務中の試補並に養成の爲辯護士に委託せられたる司法官試補が、辯護士に依る代理を要せざる場合に於て辯護士の代理を爲すとき又は辯護士の附添の下に當事者權の行使を引受けたるとき亦同じ。

第三〇條

自己の爲代理人を選任せられたる辯護士死亡したるときは、辯護士登録の抹消前其の代理人に依り又は其の代理人に對して爲されたる法律行爲は、當該辯護士其の代理人選任當時又は法律行爲當時最早生存し居らざりしときと雖も無効となることなし。

第二章 辯護士の權利義務

第三一條

辯護士は其の宣誓に従ひ其の職務を誠實に行ふことを要す。

辯護士は其の職務行爲外に於ても法律の奉仕者たる自己の職務上必要とする信頼と尊敬とに値することを證明するを要す。

第三二條

左の場合には辯護士は其の職務の執行を拒絶することを要す。

一、義務違背の行爲に付職務の執行を要求せられたるとき、

二、同一の法律事件に於て利害相反する他の當事者に對し既に職務の執行を承諾したるとき、
 三、裁判官として其の裁判に關與したる訴訟事件に於て職務の執行を承諾すべきとき、
 右の外、仲裁々判手續を含む民事訴訟手續、刑事々件及行政裁判手續に於ては、辯護士其の委任者と繼續的被僱關係又は之に類似せる繼續的業務關係にあるときは、訴訟代理人としての職務の執行を拒絶することを要す。

第三三條

辯護士に依る代理を要するときは、受訴裁判所に所屬する辯護士に限り訴訟代理人として代理を引受くることを得。

但し受訴裁判所に於て行はるる證據調をも包含する口頭辯論に於ては、總ての辯護士は當事者權の行使を引受け且受訴裁判所に於て訴訟代理人に選任せられたる辯護士より其の代理を委任せられたる場合には、此の代理をも引受くることを得。

第三四條

辯護士一週間以上に互り其の住所を離れんと欲するときは、自己の代理に留意し、尙其の所屬として認可せられたる裁判所の裁判長並に其の住所地を管轄する區裁判所に之を通知し且代理人を指名すべし。

第三五條

職務の執行を要求せられたる辯護士其の申込を受託せざるときは、遲滯なく拒絶の意思表示を爲す義務を負ひ、之に違背したるときは、遲滯に依て生じたる損害を賠償することを要す。

第三六條

辯護士は自己の立替金及手数料を受領せざる前、手持書類を委任者に交付する義務を有せず。
 手持書類の保管義務は委任の終了後五年を経過することに因りて消滅す、又委任者手持書類の受領を催告せられたるも、此の催告を受けたる後六ヶ月以内に之が受領を爲さざるときは此の五年の期間滿了前既に消滅するものとす。

第三七條

當事者と辯護士との間に成立したる契約關係より生ずる當事者の損害賠償請求權は五年間之を行はざるときは時効に因りて消滅す。

第三八條

民事訴訟法に掲げたる場合を除くの外、受訴裁判所は辯護士に依る代理を要する場合に限り、當事者が其の代理を引受くる辯護士を見出さず且權利伸張者は權利防衛が無謀ならず又は見込なきに非ずと見ゆるときは、申立に基き其の權利を保護せしむる爲當事者に辯護士を附添はしむることを要す。

第三九條

救助權を付與せられたる當事者には、辯護士に依る代理を要せざる場合に於ても、申立に基き其の權利を一時無報酬にて保護せしむる爲受訴裁判所に於て辯護士を附添はしむることを得。

管外に於ける證據調を施行する爲又は訴訟代理人との交渉を仲介する爲特別なる辯護士を附添はしむるには特殊の事情上其の必要あるときに限り之を許可するものとす。

第四〇條

辯護士の附添を拒絶する決定に對しては、當事者は民事訴訟法の規定に從つて抗告を爲す權利を有す。

第四一條

附添はしむべき辯護士は裁判所の裁判長同裁判所所屬として認可せられたる辯護士中より之を選任す。

一の「地域」(Ort)に數個の區裁判所あるときは、區裁判所は此の「地域」にある他の區裁判所所屬として認可せられたる辯護士をも附添はしむることを得。或る區裁判所に所屬辯護士なきときは又は所屬辯護士代理を爲すに差支あるときは、同一「地域」の他の區裁判所に所屬する辯護士を附添はしむることを得。又同一「地域」に他の裁判所なきときは、隣接區裁判所若くは直近地方裁判所に所屬する辯護士を附添はしむることを得。

第三九條第二項の場合には、附添辯護士は證據調の行はるべき場所又は當事者の居住する地を管轄する區裁判所に囑託し同裁判所之が附添を命ずるものとす。

此の處分に對しては、當事者及辯護士は民事訴訟法の規定に從て抗告を爲す權利を有す。

第四二條

貧困なる當事者に附添ひたる辯護士其の者の代理を爲すに當り裁判所の所在地に其の住所を有せざることによつて生ずる増加費用は相手方に於て之を賠償するの義務なし。

第四三條

第三八條の場合には、附添の辯護士は其の代理の引受を手数料規則の規定に從て算定せらるべき前渡金の支拂に繫らしむることを得。

第四四條

刑事々件に於て辯護を爲す辯護士の義務に就ては、刑事訴訟法の規定に從ふ。

刑事訴訟法第一四四條に依り地方裁判所の裁判長又は區裁判所判事辯護人を選任すべき場合には、裁判所の管内に住所を有する辯護士及此の裁判所に所屬する辯護士と其の所在地に住所を有する辯護士とは對等とす。前者は裁判所の所在地に出張することに付、旅費及日當を請求する權利を有せず。

第一八條第三項に依り取消し得る條件を以て隣接の地方裁判所に所屬する辯護士は此の裁判所の管内に住所を有する辯護士なきとき、刑事訴訟法第一四四條の場合に於て之を辯護人を選任することを得。

第四五條

辯護士は修習勤務中、自己の許に於て事務を修習する司法官試補に對し實務に關する指導及機會を與ふる義務を有す。

第三章 國辯護士會

第四六條

獨逸國の各裁判所所屬として認可せられたる辯護士は之を國辯護士會に統合す。國辯護士會は權利能力を有す。國辯護士會は自治事務として其の任務を履行す。國辯護士會及其の機關並に其の施設に關する監督權は國司法大臣之を行ふ。

第四七條

見習及候補者勤務に服する試補の養成に協力し且其の受くべき給料の支拂を保證するは、國辯護士會の任務とす。

第四八條

國辯護士會は其の任務を履行する爲其の會員より會費を徵收することを得。但し必要なる資金が他の方法に依て調達せらるるときは、此の限りに在らず。

會費の算定に當ては、會員の經濟狀態を斟酌することを要す。會費には適當なる等級を附することを要す。未拂會費は國辯護士會長の發行したる執行力の證明ある支拂請求書に基き民事事件の判決執行に關す

る規定に従て之を徵收することを得。

第四九條

國辯護士會の機關左の如し。

- 會長
- 評議會
- 參事會
- 各辯護士會長
- 各辯護士會
- 懲戒院及懲戒裁判所

第五〇條

國辯護士會長は裁判上及裁判外に於て國辯護士會を代表す。

國辯護士會長は國司法大臣國家社會主義獨逸法曹聯盟國指導者の同意を得たる上國辯護士會評議會の推薦に基き五年の任期を以て之を任命す。

第五一條

國辯護士會評議會は會長を助言を以て補佐す。評議會は五名の辯護士及同數の代理人より成る。評議員

中の一名は會長の常置代理人たるべきものとす。會長の常置代理人、爾餘の評議員及五名の代理人は國司法大臣國家社會主義獨逸法曹聯盟國指導者の同意を得たる上國辯護士會長の推薦に基き五年の任期を以て之を任命す。

評議員の一人其の任期滿了前に辭任したるときは、代理人之に代るものとす。此の代理人も亦任期滿了前に辭任したるときは、殘餘の任期期間に付新會員を任命す。

評議會は辯護士法及辯護士制度の分野より生ずる意見にして、立法機關、國の最高官廳、最高裁判所又は懲戒院より要求せられたるものを具申する義務を負ふ。

第五二條

參事會は國辯護士會評議會及各辯護士會長又は其の代理人を以て之を構成す。

參事會は一般的意義を有する問題に付て國辯護士會長に助言を與ふるものとす。

左の各場合に於ては、參事會の意見を聽くことを要す。

- a 國辯護士會の豫算を編成し及會費を決定せんとするとき、
- b 國辯護士會の決算年度報告書を作成せんとするとき、
- c 國辯護士會會則を變更せんとするとき、

第五三條

國辯護士會長、評議會及參事會の職務執行は會長が評議會の意見を聽きたる後發する事務章程中に規定せらるるものとす。

第五四條

各控訴院管轄區域毎に一人の會長指揮の下に辯護士會設けらる。此の辯護士會は權利能力を有せず。辯護士會長は其の管内の辯護士會理事會の助言的協力を受け自己の責任を以て國辯護士會の任務を履行す。此の場合には、國辯護士會長の指圖に拘束せらるるものとす。

國司法大臣は必要あるときは、一控訴院管内に第二辯護士會の設立を命ずることを得。

第五五條

辯護士會長は國司法大臣國家社會主義獨逸法曹聯盟國指導者の同意を得たる上國辯護士會長の推薦に基き五年の任期を以て之を任命す。

理事會 (Kammer) は辯護士會長を助言を以て補佐す。辯護士會理事は國辯護士會長其の管内の辯護士中より四年の任期を以て之を任命す、但し二年毎に其の半數は辭任すべく、其の數奇數なるときは、先づ多數側より辭任するものとす。此の任命には國司法大臣の確認を要す。

一理事其の任期滿了前に辭任したるときは、殘餘の任期に付新理事を任命す。

第五六條

國辯護士會長は辯護士會長の提案に基き事務章程を發す。國辯護士會長は此の事務章程中に於て辯護士會理事の代理及事務の分配を規定するものとす。

第五七條

辯護士會長は其の管内の辯護士及辯護士試補に對して輕微なる義務違背の場合に於ては問責を爲すか又は不同意を表明する權限を有す。此の處分が辯護士に對して爲さるるときは、辯護士會長は其の裁判前少くとも三名の辯護士會理事を以て構成せらるる常設委員會の意見を聽くことを要す。

第五八條

辯護士會長は申立に基き國辯護士會員相互間又は會員對委任者間の爭議を調停す。

第五九條

辯護士會長は國辯護士會員對委任者間の爭議に於て控訴院管内の各裁判所より要求せられたる意見を具申す。

第六〇條

辯護士及辯護士試補は國辯護士會長又は各辯護士會長が其の法律上の權限を行使して發したる呼出狀に基きて出頭し、要求せられたる説明を與へ且此の目的の爲に發せられたる命令を遵守することを要す。右の命令を強制する爲、總額三〇〇ライヒスマルク以下の罰金を定むることを得。懲罰を決定するに先

ち、書面を以て豫告することを要す。

第六一條

國辯護士會及其の機關の行動は個個の點に付ては會則に於て之を規定す。本法の範圍内に於ける會則の變更は國辯護士會長參事會の意見を聽きたる後之を爲す。此の變更は國司法大臣の確認を要し且會則と同一の方法を以て之を公告することを要す。

第六二條

國辯護士會長は國辯護士會の行動及狀態に關し毎年書面を以て之を國司法大臣に報告す。

第六三條

國辯護士會及其の機關の議事及訓令竝に之に宛たる訓令及請願書は法律行爲の公證を含まざる限り、手数料及印税を免除せらるるものとす。

第四章 懲戒裁判手續

(Ehrengerichtliches Verfahren)

第六四條

辯護士及辯護士試補にして自己に課せられたる義務に違背したる者は懲戒裁判に依て處罰せらる、但し第五七條の處分を以て足るときは、此の限りに在らず。

第六五條

懲戒裁判の懲罰左の如し。

- 一、辯護士に對しては、訓戒、譴責、五〇〇〇ライヒスマルク以下の罰金、辯護士職よりの除斥(除名)
- 二、辯護士試補に對しては、訓戒、譴責、五〇〇ライヒスマルク以下の罰金、候補者勤務よりの除斥(除名)

罰金と譴責とは之を併科することを得。

懲戒裁判手續に於ける處罰は、辯護士會長が第五七條に依り辯護士若しは辯護士試補に對して問責を爲すか若しは不同意を表明したることに依りて妨げらるることなし。

第六六條

辯護士若しは辯護士試補が辯護士試補として其の誓約を爲す以前に、又は辯護士にして候補者勤務を爲さざりしものが辯護士として認可せらるる以前に犯したる行爲の廉を以て、懲戒裁判手續を行ひ得るは、除名を言渡すべき場合に限るものとす。

第六七條

辯護士又は辯護士試補に對し犯罪行爲の廉を以て公訴の提起ありたるときは、同一實事に因り開始せられたる懲戒裁判手續は刑事手續中之を停止することを要す。手續の停止は代理禁止の言渡を妨げざるものとす。

す。

刑事手續に於て辯護士試補に對し公職就任資格喪失の効果を伴ふ判決の言渡ありたるときは、辯護士試補は此の判決の確定と同時に候補者勤務より除斥せらるるものとす。

刑事手續に於て無罪の言渡ありたるときは、此の手續に於て論せられたる同一事實に因り懲戒裁判手續を開始し得るは、此の事實自體及此の事實が刑罰法規に規定せられたる行爲の構成要件とは無關係に懲戒裁判の處罰を理由あるものとする場合に限る。

刑事手續於て公職就任資格喪失の効果を伴はざる有罪の言渡ありたるときは、懲戒裁判所は更に懲戒裁判手續を開始又は繼續すべきや否を決定す。刑事裁判所の判決の事實認定は懲戒裁判手續に於ける裁判を拘束す、但し判決裁判所が全員一致を以て其の再審査を決定したるときは、此の限に在らず。

公判被告人逃亡し且此の者に對し公判を行ふこと能はざるときは第一項の規定は之を適用せず。

第六八條

以下數條の規定に別段の定なき限り懲戒手續には、參審裁判所の管轄に屬する刑事事件の手續に關する刑事訴訟法の規定及裁判所構成法第一五五條第二號、第一七六條、第一八四條乃至第一九八條の規定を準用す。

第六九條

第一審の懲戒裁判所は各辯護士會所屬の懲戒裁判所とす。

第二審の懲戒裁判所は國辯護士會の懲戒院とす。

第七〇條

國辯護士會長、國辯護士會評議員及各辯護士會長に付ては、國辯護士會の懲戒院懲戒裁判所として専ら管轄權を有す。

其の裁判は終局裁判とす。

第七一條

辯護士會所屬の懲戒裁判所は五名の部員を以て構成す。辯護士會長を裁判長とす。辯護士會長は各年度の始に於て辯護士會理事中より自己の裁判長代理、懲戒裁判所部員及其の代理人を定め、更に、裁判官及代理人開廷日に關與すべき順位を定む。

辯護士會長は必要あるときは、各年度の始に於て懲戒裁判所に數個の部 (Kammer) を設け且當該年度の事務を之に分配す。辯護士會長は同時に各裁判長及部員並に其の代理人を定む。關與の順序は各部の裁判長遲滯なく當該年度に付之を定む。此の決定には辯護士會長の同意を要す。

辯護士會長懲戒院に所屬することに依り懲戒裁判所の裁判長となることに妨げあるときは、事務章程 (第五六條) に於て定めたる自己の代理人を以て裁判長とす。

當該年度中、其の年の殘餘の期間に付此の規定を變更し得るは、懲戒裁判所若は部の負擔過重なるに因り又は個個部員の辭任若は繼續的差支に因り此の變更を必要とする場合に限るものとす。

懲戒裁判所に關する職務上の一般監督權は辯護士會長之を行ふ。

第七二條

被告が訴提起の當時辯護士として認可せられ若は辯護士試補として勤務し居る地を管轄する辯護士會の懲戒裁判所は管轄權を有す。

第七三條

豫審の開始を求むる申立は懲戒裁判所法律上及事實上の理由を以て之を却下することを得。却下の決定に對しては、檢事局は即時抗告を爲す權利を有す。

豫審開始の決定に對しては、被告は懲戒裁判所の管轄違なるの故を以てのみ抗告を爲す權利を有す。

第七四條

懲戒裁判所は豫審を経ずして公判手續を開始すべきことを決定することを得。

此の決定に對しては抗告を爲すことを得ず。

第七五條

豫審は控訴院長一名の判事に之を委任す。

第七六條

被告の勾留及假逮捕並に勾引は之を許さず。

第七七條

證人及鑑定人の宣誓は豫審に於ては刑事訴訟法第六條及第二二三條の條件が存せざるときと雖も、之を爲さしむることを得。

第七八條

検事局豫審補充の申立を爲したるも、豫審判事此の申立に應ずることを欲せざるときは懲戒裁判所の裁判を求むることを要す。

第七九條

豫審終了後、被告に對し其の申立に基きこれ迄の手續の結果を告知することを要す。

第八〇條

起訴狀には被告の責に歸すべき義務違背を其の原因たる事實の摘示を掲げて記載し且公判に於て舉證を要するときは、證據方法を示すことを要す。

第八一條

被告訴追を免せられたるとき又は公判手續の開始拒絶せられたるときは、訴は此の決定の日より五年の期間内に限り且新たな事實又は證據方法に基きたるときに限り更に受理せらるることを得。

第八二條

公判手續開始の決定には、被告の責に歸告すべき義務違背を其の原因たる事實の摘示を掲げて記載することを要す。

第八三條

起訴狀の通知は公判の召喚と同時に爲さるるものとす。

第八四條

公判に於ては、書記として裁判長は懲戒裁判所の所在地に住所を有する辯護士にして辯護士會理事たらざる者一名を立會はしむることを要す。

第八五條

公判は之を公開せず。國辯護士會員は傍聽人として許可することを要す、其の他の者は裁判長の裁量に依てのみ傍聽を許すものとす。

第八六條

懲戒裁判所は適法に召喚せられたる被告公判に出頭せざる場合に於ても裁判を爲すことを得。

懲戒裁判所は被告缺席の場合に代理人を許さざる旨の警告を以て被告本人の出頭を命ずることを得。

第八七條

公判に於ては、公判開始決定の朗讀後、報告官は證人の在らざる所に於て從來の手續の結果が公判開始決

定に掲げられたる事實と關係あるときは、之が演述を爲すものとす。

第八八條

懲戒裁判所は申立、棄權又は前決定に拘束せらるることなく證據調の範圍を定む。

第八九條

懲戒裁判所は自由なる裁量に従て、受託判事に依り又は公判に於て證人若は鑑定人の訊問を爲すことを命ずることを得。受託判事に依る舉證は、懲戒裁判所の決定を求むることに依り手續を遅延せしむる虞あるときは、公判準備の爲懲戒裁判所の裁判長も亦之を命ずることを得。囑託には裁判所構成法第一五七條乃至第一五九條及第一六五條の規定を準用す。

訊問は檢事又は被告の申立に基き公判に於て爲すことを要す。但し豫め證人若は鑑定人が公判に出頭するに妨げあるとき又は其の出頭が遠距離の故を以て特に困難なるときは、此の限に在らず。

第九〇條

證人及鑑定人にして公判に出頭せざるか又は其の供述若は宣誓を拒みたる者に對する強制處分の言渡並に刑罰の決定は囑託に基き其の者の住所、住所なきときは其の居所を管轄する區裁判所之を行ふ。

第九一條

公判外に於て訊問せられたる證人又は鑑定人にして其の訊問が公判に於て爲すべからざる者の供述は之を

朗讀することを要す。但し檢事若は被告其の申立を爲すか又は懲戒裁判所其の必要を認めたるときに限る。

第九二條

抗告なる上訴に關する辯論及裁判に付管轄權を有するもの左の如し。

- a 懲戒裁判所及其の裁判長の處分又は決定に對する抗告に在りては、懲戒院、
- b 其の他の場合には、控訴院、

第九三條

國辯護士會の懲戒院は國辯護士會長、其の常置代理人、其の他の國辯護士會員及大審院の部員を以て之を構成す。法律を以て規定せられざる辯護士たる部員は國辯護士會評議會、判事たる部員は大審院評議會各司法年度毎に之を定む。辯護士たる部員は同時に通常部員又は代理部員として懲戒裁判所に所屬することを得ず。

部 (Demat) の數は國司法大臣各年度の始に於て國辯護士會長の提案に基て之を定む。各部は辯護士たる部員四名及判事たる部員三名の組立を以て裁判を爲す。

國辯護士會長及辯護士たる部員にして國辯護士會長が國辯護士會評議會の意見を聽きたる上各年度の始に於て其の年度内裁判長に選任したる者部長として、部の裁判長と爲る。

事務は國辯護士會長各年度の始に於て其の年度に付之を分配し、同時に部の裁所長及部員の相互代理をも

定む。

部の構成及事務に關する國辯護士會長の命令を當該年度に於て變更し得るは、部の負擔過重なるに因り、又は部長若は部員の辭任若は繼續的差支に因り之を必要とする場合に限るものとす。

第九四條

控訴及抗告手續に付ては、刑事訴訟法の規定を準用す。控訴手續に於ては、本法第八四條、第八五條、

第八六條第一項及第八七條乃至第九一條の規定をも準用す。

第九五條

辯護士に對し懲戒裁判手續に於て公訴の提起ありたる時、此の者に對し除名の言渡を豫想せらるるときは、懲戒裁判所の決定を以て代理禁止の言渡を爲すことを得。此の決定は口頭辯論に基きて爲さるるものとす。召喚及口頭辯論に付ては、以下の規定に依り別段の差異を生ぜざる限り、公判に關する規定を準用す。

召喚狀には辯護士の實に歸すべき義務違背を掲ぐることを要す。但し辯護士に對し既に起訴狀を通知したるときは此の限りに在らず。召喚に付ては刑事訴訟法第四〇條を適用す。

口頭辯論に於ては、關係者を審問することを要す。證據調の方法及範圍は申立に拘束せらるることなく懲戒裁判所之を定む。

代理禁止の言渡を爲す爲には、三分の二以上の多數意見を必要とす。

懲戒裁判所辯護士除名の判決を言渡すときは、公判に引續き代理禁止に付き辯論を爲し且之が裁判を爲すことを得。被告公判に出頭せざりしときに於ても之を爲すことを得。

決定には理由を附し且被告に之を送達することを要す。代理禁止の言渡ありたる時は、辯護士會長は決定の主文の認證謄本を國司法大臣、被告の住所地に在る區裁判所及其他尙ほ當該辯護士が其の所屬として認可せられたる裁判所に交付することを要す。

第九六條

決定は告知に依て效力を生ずるものとす。

代理禁止の言渡を受けたる辯護士は裁判所、其の他の官廳又は仲裁裁判所に自ら出頭すること、代理權又は複代理權を授與すること及裁判所、其の他の官廳、仲裁裁判所又は辯護士と書面往復を爲すことを禁止せらる。此の規定は辯護士強制にあらざるときに限り、自己又は妻若は未成年の子の事件を處理する場合には之を適用せず。辯護士の行爲より生ずる法律上の効果は代理禁止に依て影響を受くることなし。

辯護士にして故意に代理禁止に違反したる者は除名を以て罰せらるべし、但し其の場合に於ける特別の事情に依り寛刑を以て足るときは、此の限に在らず。

裁判所及其の他の官廳は辯護士にして代理禁止に違反して出頭したる者を退去せしむべし。

第九七條 決定に對しては即時抗告を爲すことを得。代理禁止の言渡に對する抗告は執行停止の效力を有せず。手續に付ては第九五條第二項、第三項第二段、第四項、第五項、第七項第一段の規定を準用し、又代理禁止の取消ありたるときは、第七項第二段の規定をも準用す。

第九八條 代理禁止の言渡を受けたる辯護士の爲必要あるときは國司法大臣辯護士會長の意見を聽きたる後一名の代理人を選任することを要す。第二九條第一項及第三項第一段の規定を適用す。辯護士は適當なる代理人を推薦することを得。

代理を委任せられたる辯護士は重大なる理由を以てのみ代理を拒絶することを得。此の拒絶に付ては、代理人に選任せられたる辯護士が其の所屬として認可せられたる地方裁判所又は此の者が其の所屬として認可せられたる區裁判所を管轄する地方裁判所の長に於て、又此の者が専ら更に上級の裁判所所屬として認可せられたるときは、此の裁判所の長に於て之が裁決を爲す、辯護士同時に數個の地方裁判所所屬として若は一控訴院のみの所屬として認可せられたるときは、控訴院長之が裁決を爲す。裁決前、辯護士會長の意見を聽くことを要す。

代理人は自己の責任に於て且被代理人の指圖に拘束せられるることなく、被代理人の計算と費用とを以つ

其の職務を執行するものとする。被代理人は代理人に適當なる報酬を支拂ふべき義務を負ふ。代理人又は被代理人の要求に基き、辯護士會長は報酬を確定することを要す。確定せられたる報酬に付ては、國辯護士會保證人と同様其の責に任ず。

第九九條

代理禁止は懲戒裁判手續に於て除名を宣告せざる判決の言渡あるか又は被告に對して訴追を免じたるときは、其の效力を失ふものとする。

代理禁止は其の言渡を爲す爲の條件が無かりしこと若は現に無きこと明となりたるときは、懲戒裁判手續の繫屬中なる懲戒裁判所之を取消することを要す。

被告代理禁止の取消を申立たるときは、裁判所は更に口頭辯論を命ずることを得。申立の却下に對しては抗告を爲すことを得ず。

第一項及第二項の場合には、第九五條第七項第二段を準用す。

第一〇〇條

検事局の職務は控訴院検事局之を行ひ、懲戒院に於ける手續に在りては、大審院検事局之を行ふ。

第一〇一條

第二六條第一項の場合には、公判開始決定を爲すことなく公判に進むものとする。代理禁止の言渡に關する規定は之を準用す。

事件を一層明白ならしむる爲、懲戒裁判所は公判前個々の證據調を命ずることを得。此の決定の執行は之を檢事局に囑託することを得。

懲戒裁判所は第八九條の規定に従ひ公判前申立人の訊問をも命ずることを得。申立人に對しては、請求に基き其の責に歸せらるべき事實竝に證據方法を公判前書面を以て開示することを要す。

懲戒裁判所の手續に於て裁判を求むる申立の取消ありたるときは、手續を停止することを要す。此の場合其の費用は申立人の負擔とす。

第一〇二條

手續に付ては手数料も印税も計上せず、現金の立替金のみを計上するものとす。

費用の額は裁判長之を確定することを要す。

此の確定は執行力を有す。

被告にも第三者にも負擔せしむること能はざるか又は納付義務者より徴收すること能はざる費用は國辯護士會の負擔とす。國辯護士會は刑事事件に於て國庫が負擔すると同一の範圍に於て證人及鑑定人に與へらるる損害賠償に付其の責に任ず。召喚せられたる者の居所が著しく遠隔の地にあるときは、申立に基き同人に對して前金を付與することを要す。被告より直接召喚せられたる者に對する法定損害賠償の供託は辯

護士會長に之を爲し、懲戒院の手續に於ては國辯護士會長に之を爲すものとす。

第一〇三條

懲戒裁判所の判決の正本及抄本は辯護士會長、懲戒院の判決の正本及抄本は國辯護士會長之を交付することを要す。

第一〇四條

辯護士の除名又は候補者勤務の除斥は判決の確定と同時に其の效力を生ず。

辯護士の除名は辯護士會長執行力の證明ある判決主文の認證謄本を交付して國司法大臣及當該辯護士其の所屬として認可せられたる裁判所に之を通知す。

候補者勤務の除斥は辯護士會長執行力の證明ある判決主文の認證謄本を交付して國司法大臣、候補者勤務中の辯護士試補を用ひる辯護士及此の辯護士其の所屬として認可せられたる裁判所に之を通知す。

第一〇五條

罰金（第六〇條、第六五條）は國辯護士會金庫の所得とす。

罰金を宣告する裁判の執行は辯護士會長の交付する執行力の證明ある裁判主文の認證謄本に基き民事事件の判決執行に關する規定に従つて之を爲す。

費用確定處分の執行に付亦同じ。

執行は辯護士會長之を爲すものとす。

第五章 大審院所屬辯護士

第一〇六條

大審院所屬辯護士には以下數條の規定に別段の定あるものを除くの外、本法第一章乃至第四章及第六章の規定を準用す、但し其の規定中控訴院とあるは大審院とす。

第一〇七條

大審院所屬辯護士の認可及其の代理人の選任は、國司法大臣國家社會主義獨逸法曹聯盟國指導者と協調して之を行ふ。大審院長及國辯護士會長の意見を聽くべし。此の辯護士の認可は滿三十五年に達することを條件とす。

第一〇八條

大審院所屬辯護士の認可は其の他の裁判所所屬辯護士の認可と相容れざるものとす。
大審院所屬として認可せられたる辯護士は他の裁判所に於て職務を執行することを得ず。

第一〇九條

訴訟代理人に屬する代理權を大審院所屬として認可せられざる辯護士に委任することは之を許さず。

第六章 附則及經過規定

第一一〇條

一九三五年一月一八日現在に於て未だ確定的に決定せざる辯護士認可の申請は新規定に従て之を處理す。國司法大臣は一九三八年を經過する迄、苛酷を避くる爲、申請者にして一九三五年四月一日以前に判事に任せらるるの資格を得たる者に對しては、第五條第二項及第一四條第一項第二段の條件を具備せざるときと雖も、見習及候補者勤務を免除若くは短縮して辯護士の認可を與ふことを得。第一六條の規定は之を準用す。

第一一一條

辯護士從來の規定に基き其の所屬として認可せられたる裁判所の「地域」(Ort)に住所を定めたることを許されたるときは、從來と同じく、其の裁判所の「地域」に其の事務所を設くるか又は其の「地域」に住所を有する常置送達代理人を選任する義務を有す。

送達代理人には、辯護士に對すると同様、受取證書と引換に送達を爲すことを得(民事訴訟法第一九八條、第二一二條a)。裁判所の「地域」の送達代理人に對して送達を爲すこと能はざるときは、郵便に付して辯護士に送達を爲すことを得。

第一一二條

國辯護士會は一九三五年一月一八日を以て從來の國辯護士會、各辯護士會及此等の全施設の一切の財産

法上の権利義務を繼承す。此の國辯護士會に對する権利義務の移轉に因り、租税、手数料及其の他の賦課は之を徵收せず、現金の立替金は計上せず。

第一一三條

第一次の國辯護士會長及評議員の任命せらるる迄、從來の國辯護士會長及評議會事務を續行す。各辯護士會長の任命せらるる迄、一九三五年一月一八日現在在職中の辯護士會理事長 (die Vorsitzenden der Vorstände der Anwaltskammern) 其の事務を執行す。辯護士會理事の任命せらるる迄、從來の辯護士會理事 (die Mitglieder der Vorstände der Anwaltskammern) 辯護士會理事の職務を行ふ。懲戒院及各懲戒裁判所は新に構成せらるる迄、從來の組立を以て其の職を司掌す。

第一一四條

國辯護士會長は一九三五—三六年の司法年度に於ける國辯護士會の會費を從來の規定に従て算定し且之を徵收することを命ずることを得。

第一一五條

國辯護士會の名譽職會員の第一次任命に當り、國司法大臣は其の在職期間を定む。

第一一六條

辯護士にして獨逸聯邦國籍 (獨逸國籍) を有せざる者は希望に依り第一九條に定めたる宣誓を左の如く爲

すことを得。

獨逸國及獨逸國民の指導者アドルフ・ヒトラーに敬意を表し且辯護士の義務を誠實に履行することを誓ふ。

第一一七條

國辯護士會の第一次會則は國司法大臣之を定む。此の會則は司法行政の公示事項を掲載する機關紙に之を公告す。

第一一八條

本法に基く處分に依て生じたる損害賠償は之を許さず。

(以上)

號數 年月 司法資料表題

第一號	大正二〇、二	定型アル犯罪ノ調査(賭博編)
第二號	一〇、三	第二回國際少年保護會議議事錄
第三號	二、一	國際刑事協會獨逸支部ニ於ケル保護 視察制度創設ニ關スル會議議事錄
第四號	二、二	米國ノ家庭裁判所
第五號	二、三	獨逸ニ於ケル檢事局及司法警察
第六號	二、四	米國ニ於ケル少年裁判所ト社會
第七號	二、五	第二回國際少年保護會議提出報告書 第一集
第八號	二、六	英國及ラエーする寸ノ警察
第九號	二、七	復權ニ關スル佛國法令
第一〇號	二、八	獨逸ニ於ケル調停手續ニ關スル規程 佛國戰時家賃法伊國小作契約法
第一一號	二、九	英國ノ判事及ますたー論
第一二號	二、〇	英佛ノ辯護士法制
第一三號	二、二	獨逸ノ辯護士法制
第一四號	二、三	獨逸ニ於ケル監獄作業ノ經營並ニ管 理ニ關スル調査報告
第一五號	三、一	辯護士倫理
第一六號	三、二	獨逸國調停法案及同理由書
第一七號	三、三	英國監獄制度
第一八號	三、四	獨逸國少年福利法案同理由書及確 定法文

第一九號	大正三、四	獨逸國少年裁判所法案及同理由書
第二〇號	三、五	市加古少年裁判所ノ研究
第二一號	三、五	勞働裁判法ニ關スル獨逸國裁判官會 議議事錄及評論(附)統一の勞働法 編纂委員會起草勞働裁判法私案
第二二號	三、六	獨逸國ニ於ケル暴利取締法及活動ノ 實況
第二三號	三、六	戰前ニ於ケル獨逸國ノ社會的立法 (附)丁抹ノ社會政策的立法概觀
第二四號	三、七	獨逸國經營協議會法及關係法令集
第二五號	三、七	獨逸國ニ於ケル賃率契約、勞動者及 使用人委員會並ニ勞働爭議ノ調停ニ 關スル法制(附)調停制度概觀
第二六號	三、八	獨逸國ニ於ケル住宅及移住制度(附) 英國ニ於ケル農業小作紛議仲裁ノ實 況
第二七號	三、八	短期自由刑論
第二八號	三、九	西班牙國假釋放ニ關スル法令集
第二九號	三、九	獨逸國ニ於ケル商工業者ニ關スル特 別裁判法制
第三〇號	三、〇	獨逸國勞働裁判所法案及理由書
第三一號	三、〇	獨逸國少年裁判所法
第三二號	三、二	司法制度改良論
第三三號	三、二	獨逸新經濟法
第三四號	三、三	職案組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率 契約ニ關スル立法例(佛伊白蘭國之 部)

第三五號 大正三、三	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ貸率契約ニ關スル立法例(埃國及瑞西之部)	第四九號 大正三、七	米國ノ刑罰制度
第三六號 〃 一、一	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ貸率契約ニ關スル立法例(丁抹瑞典諾威之部)	第五〇號 〃 一、八	獨逸國民訴訟改正律令
第三七號 〃 一、一	英國ニ於ケル略式刑事手續及すこつとらんどニ於ケル刑事手續	第五一號 〃 一、八	英國裁判所構成論(三、下級裁判所ノ部 其一、治安裁判所)
第三八號 〃 一、二	佛國借家借地法	第五二號 〃 一、九	英國裁判所構成論(四、下級裁判所ノ部 其二、州裁判所及檢屍官裁判所ノ組織)
第三九號 〃 一、二	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ貸率契約ニ關スル立法例(英國、加奈陀之部)	第五三號 〃 一、九	英國裁判所構成論(五、中央審トシテノ英國高等法院ノ組織及權限)
第四〇號 〃 一、三	佛國監獄制度及同職員令	第五四號 〃 一、一〇	佛國商事裁判制度
第四一號 〃 一、三	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ貸率契約ニ關スル立法例(南亞之部)	第五五號 〃 一、一〇	獨逸國ニ於ケル裁判所ノ組織及ヒ刑事手續ニ關スル法令
第四二號 〃 一、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ貸率契約ニ關スル立法例(濠洲之部)	第五六號 〃 一、一〇	英國裁判所構成論(六、地方審トシテノ英國高等法院及其他ノ上級裁判所ノ組織)
第四三號 〃 一、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ貸率契約ニ關スル立法例(米國之部)	第五七號 〃 一、二	獨逸國勞務契約法案及評論(附佛國勞務法正文)
第四四號 〃 一、五	英國法律生活概要及同國ノ刑事控訴制度	第五八號 〃 一、二	米國少年裁判法
第四五號 〃 一、五	英國裁判所構成論(一、英國裁判官ノ地位(附)司法行政機關)	第五九號 〃 一、二	英國裁判所構成論(七、英國ニ於ケル非訟事件裁判所、特種裁判所及仲裁裁判所ノ組織(附)裁判所相互ノ關係)
第四六號 〃 一、六	英國裁判所構成論(二、英國ニ於ケル起訴官廳及辯護士ノ地位)	第六〇號 〃 一、二	不定期刑言渡ノ制度
第四七號 〃 一、六	瑞西辯護士法	六一號 〃 一、一	改善不能性犯人ノ處遇
第四八號 〃 一、七	露西亞事情	六二號 〃 一、二	英蘭刑事訴訟概観及巡回裁判所ニ於ケル訴訟記録

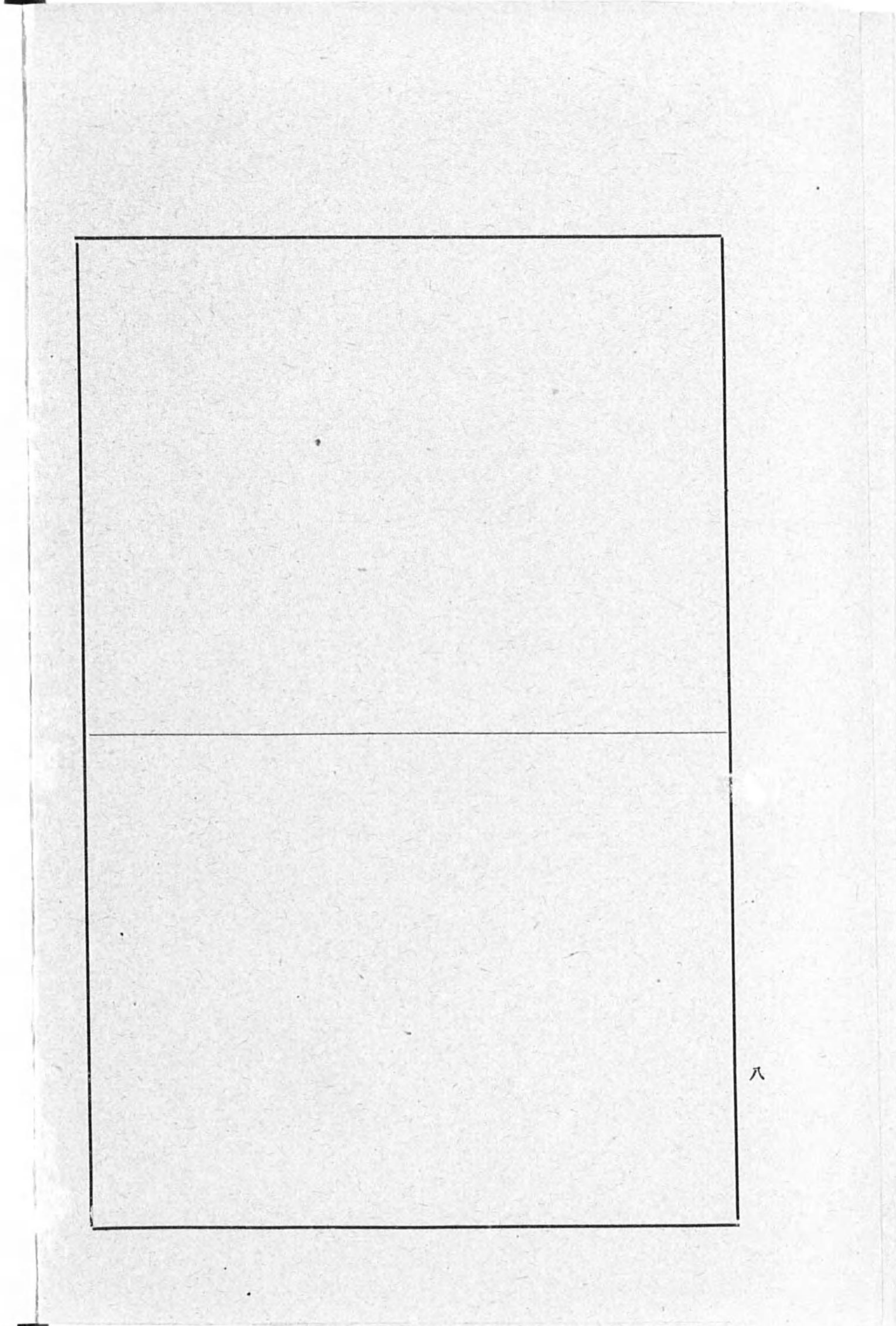
第六四號 大正四、三	獨逸國後見制度(前編)	第八〇號 大正四、三	刑罰ニ關スル制度(其二)
第六五號 〃 一、三	獨逸國後見制度(後編)	八一號 〃 一、一	北米合衆國の刑事裁判(其一)
第六六號 〃 一、四	刑ノ執行猶豫制度	八二號 〃 一、二	北米合衆國裁判制度(二、カリホルニヤ州ノ裁判制度)
第六七號 〃 一、四	假釋放	八三號 〃 一、三	北米合衆國の刑事裁判(其二)
第六八號 〃 一、五	國際刑事學協會獨逸支部ニ於ケル行刑上ノ異進制度、宣誓セサル證人ノ處罰及ヒ不定期刑制度ニ關スル會議事録	八四號 〃 一、四	一九二五年獨逸刑法草案並ニ理由書(各論篇)
第六九號 〃 一、五	諸國ノ刑法草案	八五號 〃 一、五	陪審制度視察報告書集(附)がるそん教授速陪審制度論
第七〇號 〃 一、六	英國司法警察論	八六號 〃 一、五	刑罰に關する制度(其三)
七一號 〃 一、六	英國ニ於ケル少年犯罪者ニ對スル刑法上ノ處遇	八七號 〃 一、六	正義と貧民(其一)
七十二號 〃 一、七	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務(第一篇)	八八號 〃 一、七	正義と貧民(其二)
七三號 〃 一、七	英國陪審ノ組織資格選定召集等ニ關スル省取調委員會報告書(附)金山檢事宇野判事視察報告書	八九號 〃 一、七	刑罰に關する制度(其四)
七四號 〃 一、八	漢堡ニ於ケル常設仲裁裁判所	九〇號 〃 一、八	刑罰に關する制度(其五)
七五號 〃 一、八	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務(第二篇)	九一號 〃 一、八	英國に於ける警察裁判所
七六號 〃 一、九	獨逸國陪審裁判所記録(附)秋山檢事鈴木判事視察報告書	九二號 〃 一、九	司法行政上ヨリ見たる普國區裁判所ノ實務(第三篇)
七七號 〃 一、九	刑罰ニ關スル制度(其一)	九三號 〃 一、九	刑罰に關する制度(其六)完
七八號 〃 一、一〇	佛蘭西の政治組織(現代佛蘭西の政治、行政及ヒ司法制度の概観)	九四號 〃 一、一〇	英國陪審の組織資格選定召集等ニ關する省取調委員會報告書 第二卷(其一)
七九號 〃 一、二	一九二五年獨逸刑法草案並ニ理由書(總則篇)	九五號 〃 一、一〇	諸外國に於ける辯護士制度概観
		九六號 〃 一、二	歐洲諸國に於ける上訴制度
		九七號 〃 一、二	佛國裁判制度 第一(治安裁判所の組織及權限)

第九八號	大正五、三	佛國裁判制度(地方裁判所、控訴院、大審院の組織及権限)	第一一五號	昭和ニ、ハ	チエツコ・スロウアキア共和国の刑法草案及同理由書(總則篇)
第九九號	一五、三	國際行刑會議報告書集(一)	第一一六號	ニ、九	米國の勞働法制(上)
第一〇〇號	昭和三、一	國際行刑會議報告書集(二)	第一一七號	ニ、九	米國の勞働法制(下)
第一〇一號	〇、一	公の秩序に對する犯罪に關する比較法制論(其一)	第一一八號	ニ、〇	刑法草案集(瑞西一九一八年案、埃一九二二年案、伊一九二一年案)
第一〇二號	〇、二	公の秩序に對する犯罪に關する比較法制論(其二)	第一一九號	ニ、〇	チエツコ・スロウアキア共和国の刑法草案及同理由書(各論篇)
第一〇三號	〇、二	英國陪審の組織資格選定召集等に關する省取調委員會報告書 第二卷(其一)	第一二〇號	ニ、二	佛國陪審に於ける發問の方式とその判例
第一〇四號	〇、三	司法ニ關スル法制	第一二一號	ニ、二	賭博に關する調査
第一〇五號	〇、三	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務(第四篇)	第一二二號	ニ、三	佛國の檢察制度
第一〇六號	〇、四	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務(第五篇) 完	第一二三號	ニ、三	フレデリック・バイウオータース及エデイス・トムソン事件の陪審公判(英國著名裁判 其一)
第一〇七號	〇、四	保安處分	第一二四號	三、一	一九二七年獨逸刑法草案並に理由書(總則篇)
第一〇八號	〇、五	陪審裁判所に於ける發問(總則篇)	第一二五號	三、二	大逆罪に關する比較法制資料
第一〇九號	〇、五	陪審裁判所に於ける發問(各論篇)	第一二六號	三、三	一九二七年獨逸刑法草案並に理由書(各論篇)
第一一〇號	〇、六	ケイト・ウエブスター事件の陪審公判(英國著名裁判 其一)	第一二七號	三、四	刑法改正に關する比較法制資料(前篇)
第一一一號	〇、六	單獨判官と司法官制	第一二八號	三、五	刑法改正に關する比較法制資料(中、後篇)
第一一二號	〇、七	國際行刑會議報告書集(三)	第一二九號	三、六	佛國裁判所の構成ニ關スル法令
第一一三號	〇、七	國際行刑會議報告書集(四)	第一三〇號	三、七	米國裁判所の組織及び訴訟手續
第一一四號	〇、八	佛國刑事裁判所の組織及び司法警察			

第一三一號	昭和ニ、九	ソヴェエツト露西亞の法制(前篇)	第一五一號	五、四	德川禁令考後聚(第二帙)
第一三二號	〇、〇	ソヴェエツト露西亞の法制(後篇)	第一五二號	五、五	佛國民商事裁判管轄
第一三三號	〇、二	限定責任能力者社會上危險なる精神病者及犯罪的常習飲酒者に對する處遇	第一五三號	五、六	佛蘭西に於ける檢事の職務
第一三四號	〇、二	一九二七年伊太利刑法豫備草案	第一五四號	五、七	獨逸刑法及ひ行刑法施行法草案
第一三五號	〇、三	治安判事論	第一五五號	五、八	獨逸刑法及ひ行刑法施行法草案理由書
第一三六號	〇、一	各國政府の報告に據る私生子の地位に關する研究	第一五六號	五、九	國際行刑會議報告書集 五
第一三七號	〇、二	刑の量定(前篇)	第一五七號	五、〇	國際行刑會議報告書集 六
第一三八號	〇、三	刑の量定(後篇)	第一五八號	五、二	國際行刑會議報告書集 七
第一三九號	〇、四	佛に於ける家族制の變遷	第一五九號	五、三	德川禁令考後聚(第三帙)
第一四〇號	〇、五	陪審裁判手續に關する問(前篇)	第一六〇號	六、一	少年保護司指針
第一四一號	〇、六	陪審裁判手續に關する問(後篇)	第一六一號	六、二	米國イリノイ州に於ける不定期刑言渡並に假釋放に關する調査
第一四二號	〇、七	德川禁令考後聚(第一帙)	第一六二號	六、五	一九二九年末現行カリホルニヤ州刑法(前篇)
第一四三號	〇、八	獨逸司法制度(前篇)	第一六三號	六、七	一九二九年末現行カリホルニヤ州刑法(後篇)
第一四四號	〇、九	獨逸司法制度(後篇)	第一六四號	六、八	佛國司法制度(前篇)
第一四五號	一、〇	ソヴェエツト露西亞民法(前篇)	第一六五號	六、九	佛國司法制度(後篇)
第一四六號	一、二	ソヴェエツト露西亞民法(後篇)	第一六六號	六、〇	德川禁令考後聚(第四帙)
第一四七號	一、三	アメリカ合衆國に於ける少年裁判所	第一六七號	七、一	支那歷代刑事法思想(上卷)
第一四八號	一、一	ソヴェエツト露西亞刑法	第一六八號	七、二	支那歷代刑事法思想(下卷)
第一四九號	一、二	ソヴェエツト露西亞裁判所構成法			
第一五〇號	一、三	英米獨佛の手形法及小切手法			

第一六九號 昭和七、四	司法事務の經費節減、簡易化及促進 (獨逸裁判所書記同盟の改革案)	第一八八號 昭和九、〇	一九三二年フランス刑法改正豫備草案(總則)並にポロランド改正刑法及ポロランド違警罪法
第一七一號 〇、八	德川禁令考(第一帙)	第一八九號 〇、二	取縮法規違反の定型(附)特別刑法に於ける犯罪主體と刑罰主體の異なる場合の歸納的觀察
第一七二號 〇、七	刑事事件集(附)刑事事件起接小手引	第一九〇號 〇、三	米國ユタ州に於ける不定期刑言渡宣告猶豫及假釋放に關する調査
第一七三號 〇、七	ソヴェート法の理論	第一九一號 一〇、一	一九三〇年獨逸刑法草案並に現行獨逸刑法典(附錄重要附屬法令)
第一七四號 〇、八	德川禁令考(第二帙)	第一九二號 一〇、二	德川民事慣例集(動産ノ部)
第一七五號 〇、八	德川禁令考(第三帙)	第一九三號 一〇、三	獨逸裁判所構成法及同刑事訴訟法
第一七六號 〇、八	民事事務修習の栞	第一九四號 一〇、四	一九二八年スペイン刑法
第一七七號 〇、八	德川禁令考(第四帙)	第一九五號 一〇、五	ポロランド新民訴訟法(一九三三年)
第一七八號 〇、八	一九三一年獨逸新民訴訟法草案並に說明書(一)	第一九六號 一〇、六	獨逸刑法提要(上)
第一七九號 〇、八	一九三一年獨逸新民訴訟法草案並に說明書(二)	第一九七號 一〇、七	ソヴェート・ロシアは犯罪を克服する
第一八〇號 〇、八	搜查事務に就て	第一九八號 一〇、八	伊太利刑法典
第一八一號 〇、八	德川禁令考(第五帙)	第一九九號 一〇、九	伊太利刑事訴訟法典 附伊太利重罪法院條例
第一八二號 〇、九	獨逸刑法第一讀會終了(一九三〇年)	第二〇〇號 一〇、一〇	一九二二年海牙に於ける爲替手形及約束手形に於ける審査委員會會議記錄
第一八三號 〇、九	犯罪生物學原論	第二〇一號 一〇、一〇	
第一八四號 〇、九	德川禁令考(第六帙)		
第一八五號 〇、九	ナチスの刑法(プロシヤ邦司法大臣の覺書)		
第一八六號 〇、九	プロシヤに於ける司法官教育關係法令彙纂		
第一八七號 〇、九	英國に於ける裁判と警察		
	德川民事慣例集(人事ノ部)		

第二〇二號 昭和一〇、二	中華民國刑法・刑事訴訟法	第二二三號 昭和三、一	刑事政策(犯罪學を基礎とする)
第二〇三號 一〇、三	ユーゴスラヰキヤ新民訴訟法	第二二四號 昭和三、二	獨逸辯護士の新職務法(附)改正獨逸辯護士法條文
第二〇四號 〇、一	獨逸刑法提要(中)		
第二〇五號 〇、一	德川民事慣例集 不動産ノ部(上)		
第二〇六號 〇、二	佛國刑事訴訟法		
第二〇七號 〇、三	伊太利刑法典報告		
第二〇八號 〇、三	伊太利刑事訴訟法典報告		
第二〇九號 〇、四	佛國民事訴訟法改正草案		
第二一〇號 〇、四	米國に於ける指紋採取法(附)沃度を以て檢出したる潜在指紋の定着方法を以て檢出したる潜在指紋の定着方法(獨)我司法省指紋原紙取扱規程並指紋分類規程及同規程附表		
第二一一號 〇、五	ナチスの法制及び立法綱要(刑法及刑事訴訟法の部)		
第二一二號 〇、五	英國の刑事裁判		
第二一三號 〇、六	德川民事慣例集 不動産ノ部(下)		
第二一四號 〇、六	個人主義的國家概念と法人國家		
第二一五號 〇、七	獨逸刑法提要(下)		
第二一六號 〇、八	德川民事慣例集 訴訟ノ部		
第二一七號 〇、九	ドイツに於ける刑事訴訟手續並に行刑制度の改正について		
第二一八號 〇、一〇	新獨逸刑法に對する國民社會主義的綱領(第一部)		
第二一九號 〇、一〇	民事司法の疾患外三篇		



14.5
54